

佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画

令和 7 年 9 月

佐賀県

目 次

1. 佐賀県海岸漂着物対策地域計画策定の目的	1
1.1 背景と目的	1
1.2 地域計画の位置づけ	2
1.3 地域計画の基本的な考え方	2
1.3.1 海岸漂着物対策の推進に関する政府の基本的な方針	2
1.3.2 地域計画の基本的な考え方	2
2. 佐賀県の海岸	4
2.1 有明海沿岸	4
2.1.1 海岸の自然的特性	4
2.1.2 海岸の利用状況	6
2.1.3 その他	7
2.2 松浦沿岸	8
2.2.1 海岸の自然的特性	8
2.2.2 海岸の利用状況	10
2.2.3 その他	12
3. 海岸漂着物の状況	14
3.1 有明海沿岸	14
3.2 松浦沿岸	15
4. 佐賀県における海岸漂着物対策の基本的方向	16
4.1 基本的事項	16
4.2 海岸漂着物の円滑な処理	16
4.2.1 関係者の責務	16
4.2.2 市町の要請	17
4.2.3 地域外からの海岸漂着物に対する連携	17
4.2.4 海岸漂着物の処理について	18
4.2.5 技術的助言	19
4.3 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	20
4.3.1 発生の状況及び原因に関する実態把握	21
4.3.2 3Rの推進による循環型社会の形成	21
4.3.3 ごみ等の不法投棄・放置の防止	21
4.3.4 ごみ等の水域への流出又は飛散の防止	23
4.3.5 適正処理等の推進	23
4.3.6 海岸漂着物の再漂流の防止	24

4.3.7 海域における漂流物等の回収対策の推進	24
4.3.8 県外からの海岸漂着物等に対する連携	24
4.4 多様な主体の役割分担と連携の確保	27
4.4.1 県民・民間団体の積極的な参画の促進	28
4.4.2 民間団体等との緊密な連携と活動の支援	28
4.5 その他の海岸漂着物対策(関連計画等)	29
4.5.1 海岸保全基本計画	29
4.5.2 佐賀県環境基本計画	31
4.5.3 佐賀県廃棄物処理計画	33
4.5.4 有明海再生に関する佐賀県計画、有明海再生のための県民行動計画	34
5. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)	36
5.1 重点推進区域の設定に関する基本的な考え方(国の基本方針)	36
5.2 佐賀県における重点推進区域の選定	37
5.2.1 選定基準	37
5.2.2 選定方法と選定結果	38
5.3 重点推進区域に関する海岸漂着物対策の内容	42
5.3.1 海岸漂着物等の回収・処理に関する対策案	42
5.3.2 海岸漂着物等の発生抑制に関する対策例	44
6. その他	45
6.1 モニタリングの実施	45
6.2 災害等緊急時の対応	47
6.3 地域計画の進行管理・見直し	47
6.4 海岸漂着物等地域対策推進事業	48
7. 資料編	49
7.1 海岸漂着物実態調査結果(重点区域指定基礎調査)	49
7.2 政府の取組、関係法令	69
7.2.1 政府の取組	69
7.2.2 漂流・漂着ごみの回収処理等に関連する現行法制度	72
7.3 協議会設置要綱	73

1. 佐賀県海岸漂着物対策地域計画策定の目的

1.1 背景と目的

日本は、周囲を海に囲まれ、古代から様々なものが海岸に漂着してきた。しかしながら、近年では経済活動の発展等に伴い、多種・多量の漂着物が海岸に漂着し、自然環境の保全や漁業、観光等の産業面、あるいは日常生活においてまでも影響を及ぼしており、各地で問題となっている。

九州北部に位置する佐賀県は、南は有明海に、北は日本海に連なる玄界灘（以下、「松浦沿岸」という。）に接している。

有明海は、最大 6m にも及ぶ干満の差がある閉鎖性の強い湾であること、松浦沿岸は、対馬海流の影響や冬季風浪による高波浪の影響を受けやすいことから、それぞれの海岸に漂着するごみの種類や発生源、漂着経路は異なるものの、いずれの海岸にも多くのごみ等が漂着し、問題となっている。

現在、海岸漂着物の回収・処分は、市町の独自活動や住民、あるいは水産事業者等による活動が見受けられるが、海岸線の延長は長く、漂着ごみの量が膨大な場合や流木などの長大・重量物、あるいは医療系ごみ等の危険物はその取り扱いが困難であることから、十分な対応が図れていない状況にある。

また、海岸管理者等においても、これまで台風などに起因する大量の漂着ごみについては、国の補助事業等による対応がなされているものの、日常的に発生したごみ、あるいは環境に配慮した対策はこれまでほとんど講じられていない。

さらに近年では、海岸周辺では県民協働による植林活動等の展開（白石町）や、シギ・チドリなど野鳥の世界的な調査区域に指定（鹿島市）されるなど環境意識の高まりがある中、海岸漂着ごみ対策の必要性はより高まっている。

このような中、平成 21 年 7 月 15 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が公布・施行され、海岸漂着物対策に係る法的な条件整備がなされたところである。

海岸漂着物処理推進法では、海岸の良好な景観及び環境の保全にかかる活動の役割分担を明確にし、その連携強化を図ること、またそれぞれの役割に基づく海岸漂着物等の回収・処分や発生抑制対策を行うことにより、海岸環境の保全を図ることとしており、今回、本県の海岸の自然的、社会的特性を踏まえた総合的かつ効果的な海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定に基づき「佐賀県海岸漂着物対策地域計画」を策定するものである。なお、地域計画については、佐賀県海岸漂着物対策推進協議会における諮問のほか、海岸漂着物処理推進法に基づく所定の手続きを経て決定する。

1.2 地域計画の位置づけ

この計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条に基づき策定する海岸漂着物対策を推進するための計画(以下、「地域計画」という。)である。

1.3 地域計画の基本的な考え方

1.3.1 海岸漂着物対策の推進に関する政府の基本的な方針

平成 22 年 3 月 30 日に政府は海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について閣議決定している。以下にその概要を示す。

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策とその効果的な発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的としてなされるものである。

海岸漂着物対策の実施に際しては、海岸が国民共有の財産として国民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることから、現在及び将来の国民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、岩礁や干潟等における生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の総合的な環境について、良好な状態を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれる環境を再生することに努めることとしている。

以上を踏まえ、今後、我が国における海岸漂着物対策を推進するための枠組みを以下のように展開していくこととしている。

- 海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪として講ずること
- 関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること
- 周辺国との間で国際的な協力の推進を図ること

1.3.2 地域計画の基本的な考え方

地域計画は、「海岸漂着物処理推進法」第 14 条の規定に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(平成 22 年 3 月閣議決定)に沿って、各地域の自然的社会的条件に即した海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進を図ることを目的として、各都道府県において作成されるものである。

地域計画では、長期的かつ総合的な視点から、本県の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すものである。しかしながら、海岸漂着物等の発生の実態や海岸の自然的社会的条件は地域毎に異なるものであり、その対策を講じていく上での課題も地

域ごとに様々であるため、それぞれの都道府県が、海岸漂着物の実態や課題、これまでの取組み実績などの地域の実情を踏まえながら海岸漂着物対策を進めていくことが重要であり、地域計画は、本県における海岸漂着物対策の推進を図る際の核となるべきものである。

なお、海岸漂着物処理推進法第14条第2項では、地域計画中に以下の事項を定めることとしている。

- 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

以上を踏まえ、佐賀県における地域計画を策定する。

2. 佐賀県の海岸

2.1 有明海沿岸

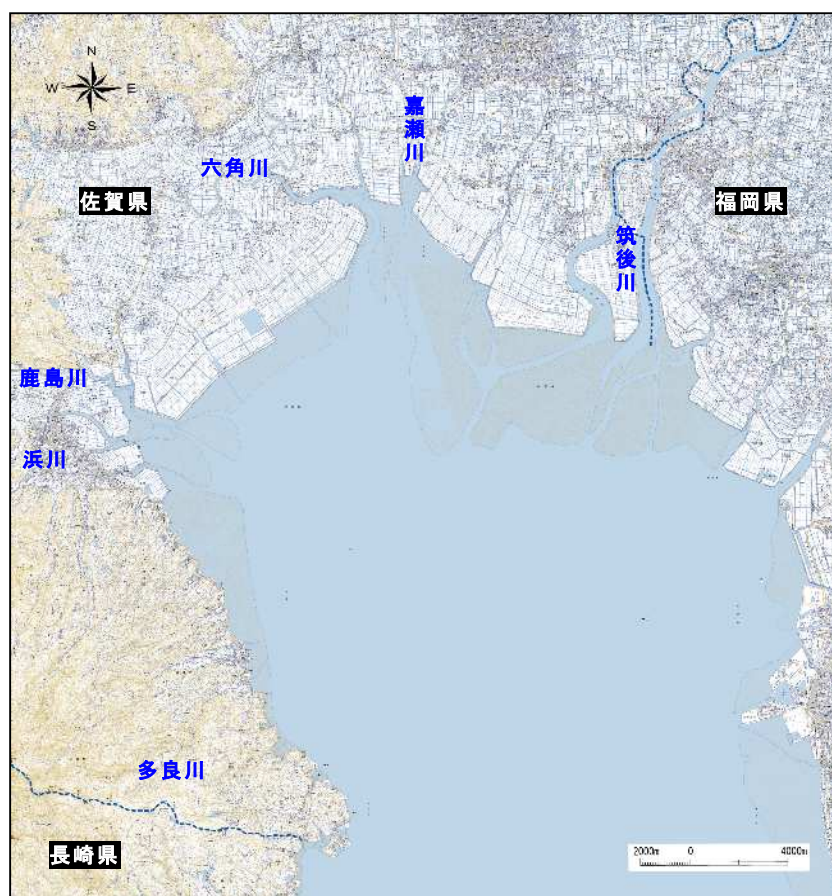
2.1.1 海岸の自然的特性

(1) 沿岸の概況

有明海は、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県の 4 県に囲まれ、内陸に湾入する細長い形状をした閉鎖性の高い内海である。その中でも佐賀県下の有明海沿岸域は湾奥部に位置し、最大 6m にも及ぶ日本一の干満差や、熊本県、大分県を上流域とし、本県と福岡県に跨る筑後川などの大河川からの供給土砂と、潮汐・潮流作用による干陸化が著しく、厚く軟弱な沖積層である「潟土」による広大な干潟を形成している。

干潟には、国内の他では見られない珍しい多くの種が生息するとともに、栄養豊かな有明海は魚介類や野鳥の宝庫であり、昔から「宝の海」または「豊饒の海」と呼ばれるほど水産資源が豊かな海域である。また、湾奥の沿岸部は、遠浅で平坦な地形を活かした干拓が古くから行われており、平野部の多くはこの干拓によって造成されたものである。

なお、干拓地という特性上、有明海沿岸は、背後地の地盤高が低く、湾口が南に面した細長い形状であるうえ、台風の常襲地帯に位置していることから、過去頻繁に高潮が発生している。



図－ 2.1 佐賀県下の有明海沿岸位置図

(2) 流入河川

有明海沿岸では、佐賀県と福岡県に跨る一級河川の筑後川をはじめ、同じく一級河川の嘉瀬川、六角川その他 28 の二級河川と 246 の支派川を合わせ、合計 277 河川の流入がある。

表－ 2.1 有明海沿岸へ流入する主要河川(各水系の支派川を除く)

種別	河川名			
一級河川	筑後川	六角川	嘉瀬川	
二級河川	糸岐川	嫁川	多良川	飯田川
	浜川	石木津川	鹿島川	塩田川
	廻里江川	福所江	今里川	田古里川
	亀之浦川	休石川	破瀬ノ浦川	小田川
	早垣川	江岡川	伊福川	江福川
	龍宿浦川	嘉瀬の浦川	黒木川	音成川
	母ヶ浦川	西葉川	只江川	福富川

(3) 気象・海象

佐賀県は、平均気温が 17.4℃(平成 19 年)と全国平均(15.9℃, 同年)と比較して温暖であり、年降水量も 1625mm(平成 19 年)で全国平均(1412mm, 同年)と比較しても 200mm 以上降水量が多い地域である¹。

外洋に面していない有明海沿岸の海象条件は外洋波が直接進入することではなく、津波に対する安全性も比較的高いとされている。一方、地形的に遠浅で湾形を成し、高潮が発生しやすいことや背後地に低平地を控えていることから、しばしば高潮災害が発生する。

有明海奥部における流況は、地形的特徴から、潮位差による影響を大きく受け、福岡県から佐賀県を経て長崎県へ向かう反時計回りに恒流が生じている²。



写真一 2.1 高潮被害状況(佐賀県
芦刈海岸)昭和 60 年 8 月台風 13 号

¹ 佐賀県 HP(さが統計情報館)より引用(作成時点で佐賀県と全国を比較できる最新データ), URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/web/>

² 日本全国沿岸海洋誌, 日本海洋学会沿岸海洋研究部編, 東海大学出版会, 1985 年 7 月 15 日, P843

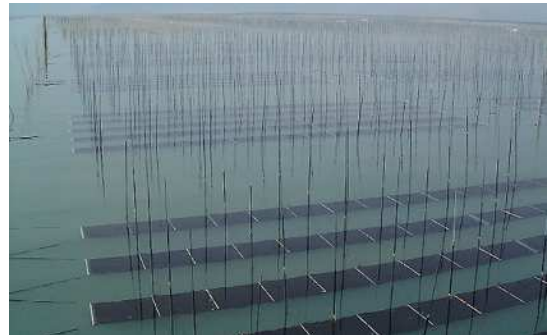
2.1.2 海岸の利用状況

(1) 土地利用

佐賀県下の有明海沿岸では、海岸線が自然の営力と干拓により進展しており、2,000年前の海岸線は今より約20kmも背後地にあり、現在の佐賀市街部は当時海域の中であった。記録に残るものでは、干拓は鎌倉末期以降の干潟荒野の干拓にはじまり、江戸時代以後は水田の開発が盛んに行われ、今日のような沃野が造成された。この地域に多い地名である「籠(こもり)」「捌(からみ)」「開(ひらき)」はこの干拓の歴史を物語る名残が見られる。

(2) 漁業利用

有明海は古くから海苔、ムツゴロウ、シオマネキ等の多くの特産や生物に恵まれた漁場として、沿岸の人々に多大な恩恵をもたらしてきた。



写真－ 2.2 ノリの養殖漁場

(3) レクリエーション・観光

有明海沿岸では、ハゼ釣りや潮干狩り等といった身近なレクリエーションの場に加え、近年では観察・学習の場としてのニーズから、沿岸域に生息する珍しいシチメンソウ等の塩生植物、シギ、チドリ等の多くの鳥類、ムツゴロウ等の他では見られない干潟生物等の展望施設や潟とふれあう場や海水浴場なども整備され、レクリエーションだけでなく観光にも利用されている。

(4) イベント

干潟が特徴である湾奥の沿岸では干潟や堤防天端を利用したイベント等も多く開催され、地域振興や地域交流に活用されている。



写真－ 2.3 ガタリンピック(佐賀県鹿島市)

2.1.3 その他

(1) 景勝地等

有明海は特異な湾形に起因する潮の流れや最大 6m にも達する日本一の干満差、河川からの流出土砂などの要因により形成された堆積性の遠浅海岸と広大な干拓地が展開し、他には見ることができない特殊な海岸環境を形成している。干潟部にはムツゴロウ、シオマネキ等の珍しい干潟生物が存在し、晩秋には塩生植物であるシチメンソウが赤く色づくなどの風景を創出している。さらには有明海に展開する広大なノリ漁場、漁港や栈橋などの施設、あんこう網等の伝統漁法などは独特の風物詩ともなっている。

(2) 希少種、保護区

有明海沿岸にはその固有の海岸環境から干潟で形成される湾奥の海域を中心に塩生植物のシチメンソウやヒロハマツナ、魚介類ではムツゴロウをはじめ、エツ、ヒメモクズガニ、ミドリシャミセンガイなど貴重な生物種が生息する。また、有明海沿岸の干潟域はカモメ、シギ、チドリ等、野鳥の日本有数の飛来地となっており、鹿島市の新籠地区は、鳥獣保護区に指定されている。また、太良町にある田古里川河口付近では、ハママツナやハマサジなどの希少な植物や、シマヘタナリ、センベイアワモチなど環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類に該当する貝類など貴重性の高い生物が多く生息している区域となっている。



写真－ 2.4 シチメンソウ



写真－ 2.5 ムツゴロウ

2.2 松浦沿岸

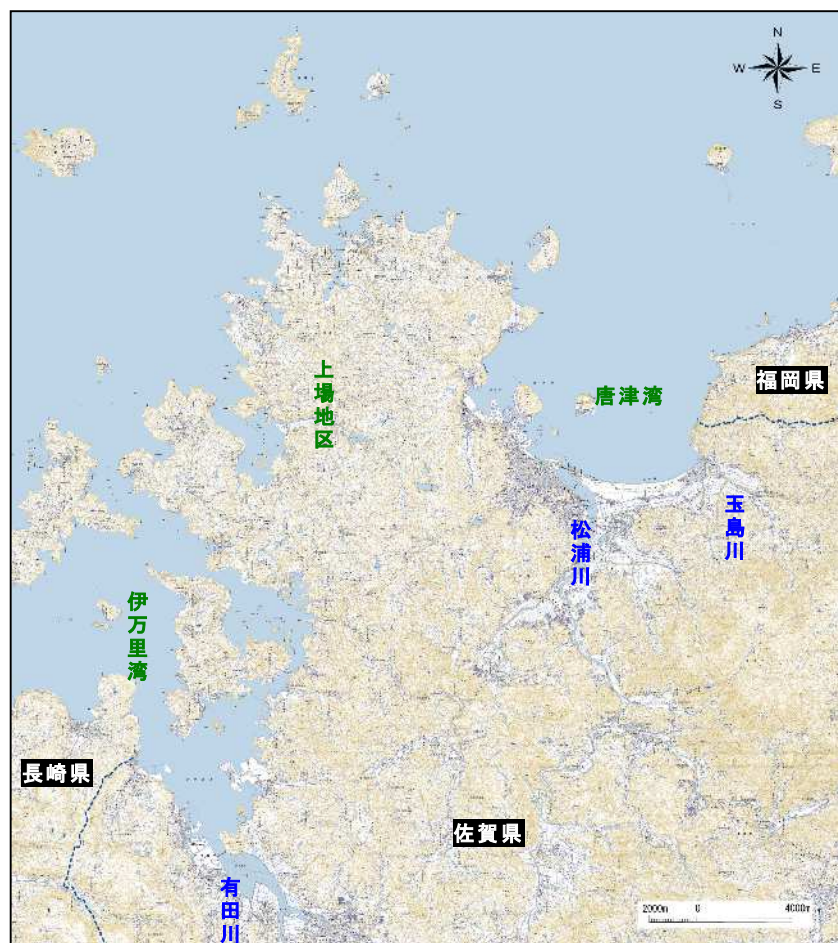
2.2.1 海岸の自然的特性

(1) 沿岸の概要

松浦沿岸は福岡県、佐賀県、長崎県の 3 県に跨り、その沿岸の形状は大きくリアス式海岸と砂浜に分けられる。伊万里湾から上場地区にかけては沈降海岸溺れ谷※が発達し複雑なリアス式海岸を形成しているが、唐津湾では砂浜海岸が続き、海岸沿いの景勝地「虹の松原」は日本三大松原のひとつとなっている。

上場地区は、花崗岩や第三紀系地層を基盤とし、粘性の低い玄武岩が噴出してテーブル状に広がり、標高 100m から 200m 程度の溶岩台地を形成している。また、古第三紀末の地殻変動により長崎県から上場地区にかけてリアス式海岸が形成された。七ツ釜の柱状節理・海食洞は新第三紀末から洪積世にかけて活動した白山火山脈系溶岩の噴出後、侵食によって形成されたものである。

※地盤が沈降することによって、陸上の谷地形が沈水し海面下に沈んで生じた細長い湾



図－ 2.2 佐賀県下の松浦沿岸位置図

(2) 流入河川

松浦沿岸では、一級河川の松浦川をはじめ、31 の二級河川と 149 の支川を合わせ、合計 181 河川の流入がある。

表－ 2.2 松浦沿岸へ流入する主要河川(各水系の支川を除く)

種別	河川名			
一級河川	松浦川			
二級河川	志佐川	玉島川	佐志川	橋本川
	潟川	志礼川	有浦川	座川
	伊万里川	有田川	佐代川	波多津川
	浦川	呼子川	江頭川	浦町川
	八田川	野元川	浜野浦川	石田川
	田野新田川	立川	拝川	黒塩川
	木須川	脇野川	里川	後川
	楠久川	大泊川※1	河内川※2	

※1：加唐島, ※2：馬渡島

(3) 気象・海象

松浦沿岸における気温・降水量は、有明海沿岸と同様に全国と比較しても温暖で多雨である。

風況は、冬季の 12 月～2 月に季節風が発達し、暴風日数も多く、平均的にも風の一番強い季節であるとされている³。

海象条件はそれら冬季の季節風に支配され、冬季における高波浪の来襲頻度が高い。

なお、松浦沿岸の沖合では、黒潮から派生した対馬暖流による海流の影響も受けやすい環境となっている。

³ 日本全国沿岸海洋誌, 日本海洋学会沿岸海洋研究部編, 東海大学出版会, 1985 年 7 月 15 日, P914

2.2.2 海岸の利用状況

(1) 漁業利用

松浦沿岸域ではイカ類、マアジ、ヒラメ、マダイ、サワラ、キス、メジナ、カマス、イサキ、貝類(アワビ類、サザエ)などが水揚げされるなど漁業利用が盛んである。また、養殖業も盛んであり、マダイやトラフグ、ブリ類などの魚類をはじめ、真珠、マガキ、クルマエビなどが養殖されている。

(2) レクリエーション・観光

松浦沿岸域の観光資源は、海岸沿いに多く散在しており、虹の松原(写真－ 2.6)、名護屋城跡、波戸岬および海中展望塔(写真－ 2.7)などがあり、多くの観光客が訪れ利用している。また唐津湾の周辺には自然の砂浜が形成され、夏場は海水浴に利用され地域の観光産業の基盤となっている。また、立神岩付近には玄界灘の波を求めて多くのサーファーが訪れている。

その他、松浦沿岸には砂浜が点在し、夏期は海水浴場として賑わっている。特に伊万里市の伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)(写真－ 2.8)、は日本の水浴場 88 選(平成 13 年)にも選定されている。



写真－ 2.6 虹の松原(唐津市)



写真－ 2.7 波戸岬(唐津市)



写真－ 2.8 伊万里人工海浜公園
(伊万里市)

(3) イベント

松浦沿岸では、唐津市の唐津くんち、唐津市呼子の大綱引や小友の祇園などの沿岸域におけるイベントが開催されている。また、沿岸域を利用した花火大会なども開催され、それらに伴う観光が地域の経済活動の一端を担っている。



図ー 2.3 大綱引きパンフレット(唐津市)



写真ー 2.9 小友祇園(唐津市)

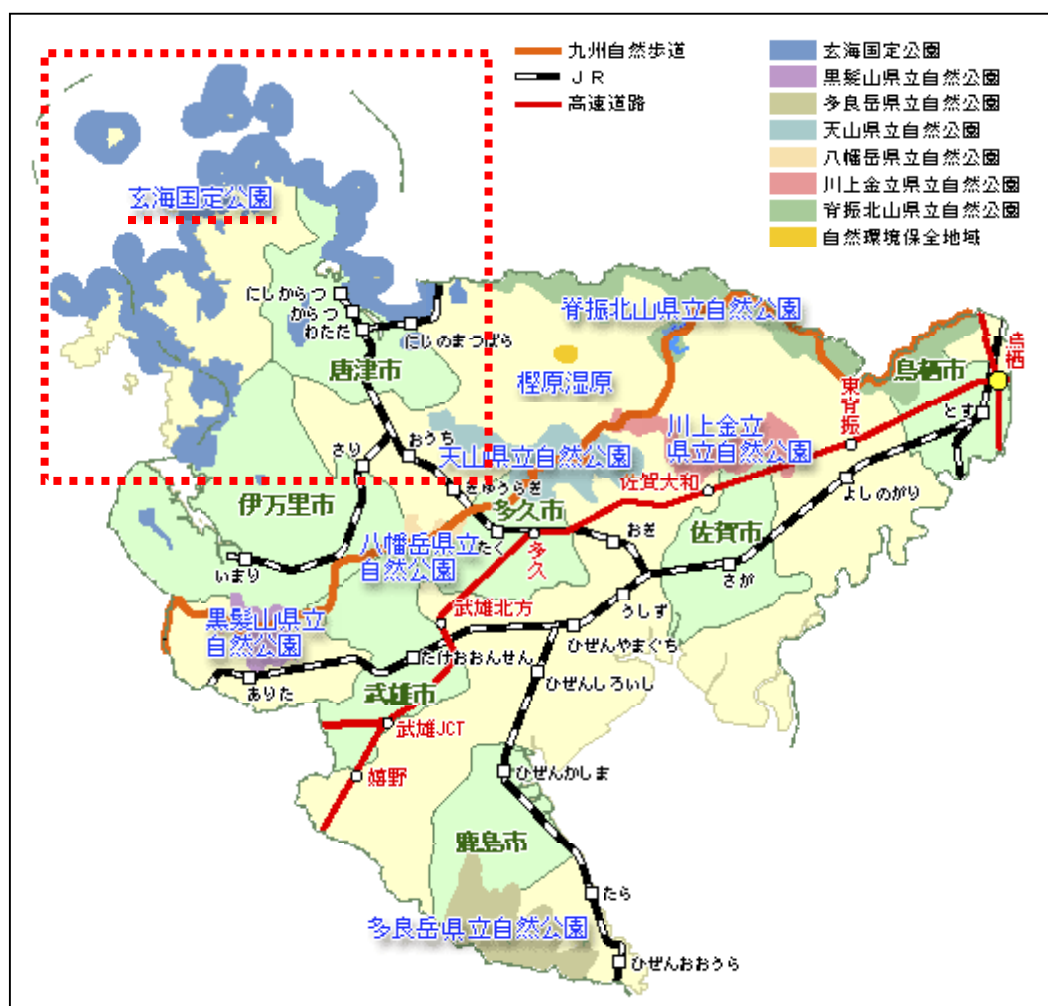
2.2.3 その他

(1) 景勝地等

松浦沿岸では、唐津市から玄海町を経て伊万里市の一部までの海岸線が玄海国定公園に指定されている。この公園は、松原の自然公園とも言え、岬から岬までの白砂青松の湾入が続き、三里松原、古賀の松原、生の松原（いずれも福岡県）、虹の松原など10以上も数えられる。

唐津市北部から伊万里湾に至る海岸線は九州有数のリアス式海岸であり、芥屋ノ大門（福岡県）、七ツ釜、波戸岬などの玄武岩の海食地形が見られる。

以上のように、玄海国定公園には多くの景勝地があり、観光資源となっている。



図－ 2.4 玄海国定公園位置図

また、唐津市の虹の松原(写真－ 2.6)は、文化財保護法のもとで特別名称地区にも指定されている。

(2) 希少種・天然記念物

松浦沿岸では、カブトガニ・アカウミガメ等の稀少生物が見られる。なかでも、伊万里湾に生息するカブトガニは、現在では九州地方と中国地方の一部しか生息が確認されていない稀少生物で、伊万里市の多々良海岸周辺の繁殖地は天然記念物に指定されている。



写真－ 2.10 カブトガニ

3. 海岸漂着物の状況

3.1 有明海沿岸

佐賀県の有明海沿岸は、有明海の湾奥に位置し、一級河川の筑後川や嘉瀬川、六角川等の河川の流入が見られる。有明海は閉鎖性が高いため、漂着物の特性としては、湾外の海域からの漂着よりも、降雨時における上記河川の出水に起因した河川由来の漂着物が大半を占め、河口周辺域に漂着するだけでなく、有明海の流動特性（反時計回り）によって有明海沿岸全域に拡散し、潮汐・風向の影響により漂着している。漂着物の内訳としては、大半が葦くずや流木などの自然系が占めているが、ペットボトルやポリタンクなどの生活系ごみも混在する。

これら河川由来の漂着物は、有明海沿岸の水産業への妨げになるばかりでなく、シチメンソウなどの稀少な生物、さらには景観にも影響を与える事から、沿岸域の自治体や漁業者、あるいはボランティア等により回収・処分がなされているが、漂着物の回収は、恒常的かつ十分な予算措置及び体制がなされていないことから、その対応に苦慮しているのが現状である。



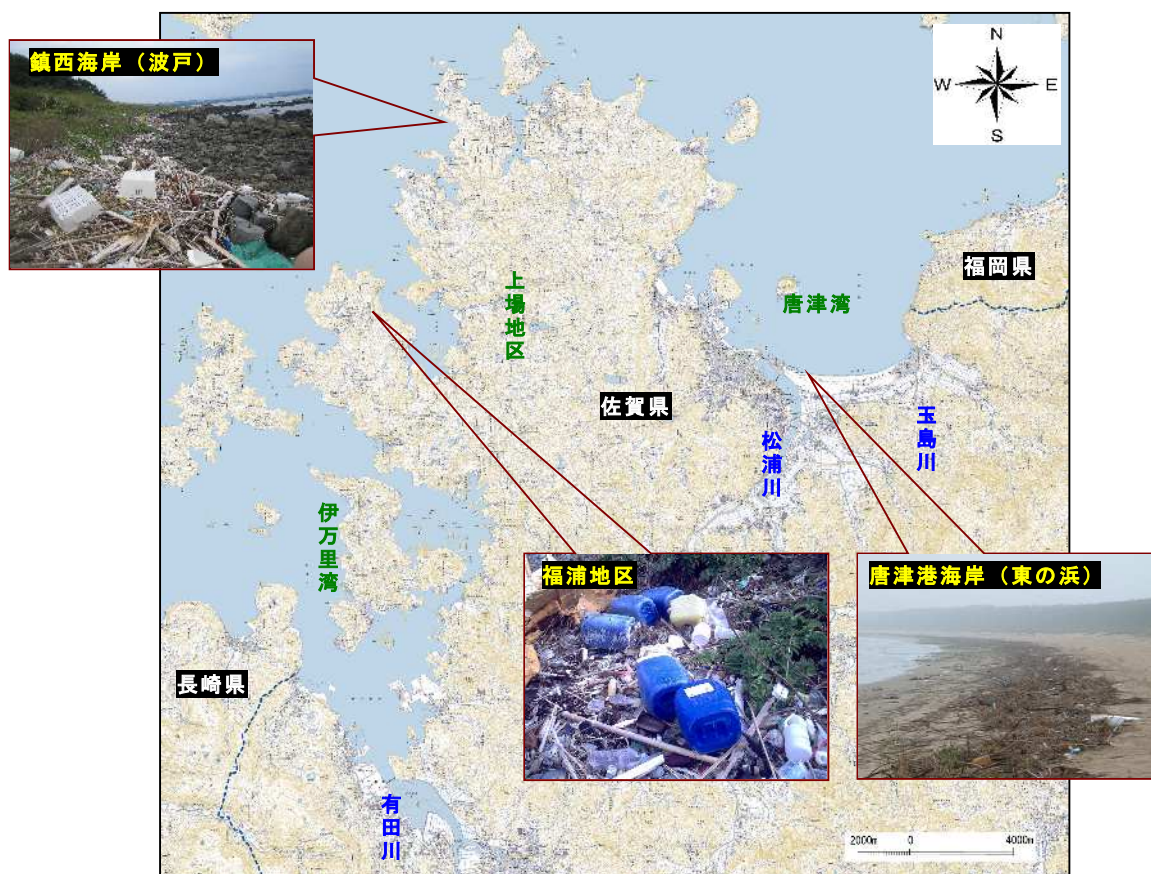
図－ 3.1 有明海沿岸の海岸漂着物の漂着状況

3.2 松浦沿岸

松浦沿岸は、玄界灘に面していることから、海流や風浪の影響による外洋からのごみが漂着している。その種類は、流木などの自然系ごみに加え、プラスチック系のごみも多く、中にはハングル文字の書かれたポリタンクや注射器等の医療廃棄物など、周辺国から排出されたと思われる漂着物も見受けられる。

また、唐津湾では、中央部に一級河川の松浦川が、湾東部には玉島川などの河川が流入していることから、降雨時における河川の出水に起因した漂着物も多い。漂着物の内訳としては、葦くずや流木などの自然系が大半を占めているが、ペットボトルやポリタンクなどの生活系も混在する。

これらの漂着物は、松浦沿岸の水産業への妨げになるばかりでなく、カブトガニなどの希少な生物、虹の松原や波戸岬等の景観にも影響を与え、さらには夏期に盛況となる海水浴場等の観光資源にも影響を与える事から、沿岸域の自治体や漁業者あるいはサーファーなどのボランティア等により回収・処分がなされているが、恒常的かつ十分な予算措置及び体制がなされていないことから、その対策に苦慮している。



図－ 3.2 松浦沿岸の海岸漂着物の漂着状況

4. 佐賀県における海岸漂着物対策の基本的方向

4.1 基本的事項

佐賀県における海岸漂着物対策の内容として、以下の 3 項目を基本事項とし、行政だけでなく、これまで積極的に海岸漂着物対策に取り組んできたボランティア団体や地域住民等と一体となり、それぞれの役割を明確にして取組を進めていくこととする。

- ・ 海岸漂着物の円滑な処理(以下、4.2 に詳細を記載)
- ・ 海岸漂着物等の効果的な発生抑制(以下、4.3 に詳細を記載)
- ・ 多用な主体の役割分担と連携の確保(以下、4.4 に詳細を記載)

4.2 海岸漂着物の円滑な処理

大量の海岸漂着物により、海岸の清潔の保持に支障が生じている場合、海岸管理者、市町などは海岸の清潔の保持に努めるとともに、連携・協力して海岸漂着物の円滑な処理を行うものとする。

4.2.1 関係者の責務

(1) 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等⁴は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講じるものとする。なお、その際には、海岸への漂着経緯その状況、また管理体制などの地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関し、関係者間での適切な役割分担や協力体制に基づき実施する。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者もしくは管理者は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努める。

(2) 市町の協力義務

市町⁵は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等又は海岸の土地の占有者(占有者がいない場合には管理者)に協力を行うものとする。協力の具体的な在り方については、地域の実情を踏まえ、関係者間でその協力体制の構築に努めるものとし、その具体例としては、海岸管理者等と連携した市町による海岸漂着物等の回収、あるいは回収された海岸漂着物等の市町の廃棄物処理施設への受け入れ、などが考えられる。なお、海岸漂着物の大部分は、葦屑、流木などの一般廃棄物で

⁴「海岸管理者等」は、海岸法第 2 条第 3 項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであってその権限に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者。

⁵ 海岸を有する市町：佐賀市、小城市、白石町、鹿島市、太良町(以上、有明海沿岸)、唐津市、玄海町、伊万里市(以上、松浦沿岸)

あることから、市町は、運搬や処理体制の確保など、それら一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。

4.2.2 市町の要請

市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認められるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

市町から海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理等の要請があった場合、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断される場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

4.2.3 地域外からの海岸漂着物に対する連携

県は、海岸漂着物の多くが他県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、必要に応じて当該他県に対し、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関しての協力を求めるものとする。

県は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他県の協力を必要とする状況が生じていると判断される場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他県に協力を求めるものとする。

また、他県から海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求められた場合、県は、その趣旨を踏まえて、必要がある場合には、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

4.2.4 海岸漂着物の処理について

(1) 海岸漂着物の適正処理

市町及び海岸管理者等は、回収された海岸漂着物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定及び佐賀県や関係する市町の廃棄物処理計画に基づき適正に収集、運搬及び処分を行う。

(参考)海岸漂着物等の取扱いについて

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等(以下、「民間団体等」という。)がボランティア活動として、海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物となる。また、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として、海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動によって生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物または産業廃棄物となる。

なお、市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて海岸漂着物である産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく財産処分(目的外使用)の手続きが必要となるが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の (1)災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)」に準じて包括承認事項と同様の取扱いとすることとされている。

【平成 22 年 3 月 30 日付け環廃対発第 100330002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」より】

(2) 資源としての利用促進(リサイクル)

海岸漂着物には有効活用できるものがある(例：流木をチップ化してバイオマス燃料・公園の舗装材として利用、畜産用消臭剤の原料として利用等)ことから、資源として活用できるものは、可能な限り資源として活用するよう努めるものとする。

(3) 不法投棄物の適正処理

県及び市町は、海岸への不法投棄の発生防止に努めるとともに、不法投棄が発生した場合は、その原因者の特定に努め、関係法令の規定に基づく原状回復に向けた行政指導を行うなど、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じる。

(4) 船舶等から流出した油等の措置

船舶等から流出した油や有害液体物質、座礁船等により海洋環境に著しい影響を及ぼす場合については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海洋汚染防止法」という。)等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。

(5) 国への協力の求め

県は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずる恐れがあると特に認める場合※は、必要に応じて環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な情報提供や技術的助言その他当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めるものとする。

※ 災害等による大規模な海岸漂着物の発生により、地域の環境に著しい影響を及ぼす場合など

4.2.5 技術的助言

県は、海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等及び市町に対して、海岸漂着物の円滑な処理に必要な情報提供や技術的助言を行う。

4.3 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物の主な発生源は、有明海沿岸及び松浦沿岸共に、台風・豪雨等による農業用排水路や河川からの流出によるもの、また、松浦沿岸においては、国外からと思われる漂着物も確認されることから、その発生抑制については、国や関係機関と連携した対策を講じる必要がある。また、海岸漂着物には、流木等の自然系ごみに合わせ、人工物も多く含まれるが、それらは県民生活に伴って発生する廃棄物等が海岸に漂着することにより生じるものであり、広く県民全体が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう環境保全に対する意識を高める必要があり、自らが海岸漂着物の発生源とならないように努めることが重要である。

以下に、佐賀県で取り組むことができる海岸漂着物の発生抑制に向けた普及啓発活動や環境教育などの施策について、関係者から寄せられたアンケート結果によりモデル的に示す(参考として、表ー 4.1～表ー 4.3 に環境省モデル調査(平成 19～20 年度)において取りまとめられた取組例を示す)。今後の各地域での施策展開については、各実施主体が、海岸漂着物の発生状況、既存の取組、協働する参加者等を踏まえ、それらの者の合意形成を図ることにより、効果的かつ適切な取組を行うものとする。

4.3.1 発生の状況及び原因に関する実態把握

(1) 海岸漂着物の実態把握

海岸管理者等、県及び市町は、必要に応じて海岸漂着物の発生の状況や原因を把握するよう努める。これにより把握されたデータが後の地域計画の見直しに活用されることとする。

取組事例

河川からのゴミ等の発生抑制(流域及び関係地域におけるゴミの実態及び取組み等の情報収集、流下ゴミの縮減のための研究等): 筑後川流域ゴミ対策研究会

(2) 情報の共有

県及び市町は、海岸漂着物の発生の状況や原因等について、関係者間で情報を共有するとともに、県庁ホームページ等により積極的に県民に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発に努める。

取組事例

有明海のゴミに関連する web 放送による普及啓発(しょうたくんアリアちゃんのゴミ探偵団! ~有明海のゴミはどこから?の巻~: 12 分 21 秒の内容)

4.3.2 3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着するものが含まれることから、3R(リデュース(ごみ減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))等の推進を図ることにより、海岸漂着物になりうるごみ等の排出抑制と適正処理及び流出防止に努める。

4.3.3 ごみ等の不法投棄・放置の防止

(1) 不法投棄に関する規制措置の実施

県及び市町は、海岸漂着物の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄防止対策を講じるとともに、ごみ等の不法投棄に対しては、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき厳正に対処する。

(2) レジャー等によるごみ等の投棄・放置防止の推進

海岸漂着物には、沿岸での釣り、バーベキュー、花火といったレジャーやイベントによって発生するごみ等が投棄・放置されるケースも見られることから、県及び市町は、関係機関と連携し、これらの不法投棄防止や適正処理に関する県民の意識啓発を図る。

また、露天の営業等一時的な事業活動が行われる土地の占有者等は当該事業活動を行う事業者に対して、ごみ等の適正な処分に関し必要な要請を行い、これらの事業に伴って生じるごみ等の飛散又は流出の防止に努める。

(3) 陸域等における投棄の防止

県及び市町は、ごみ等の投棄の防止を図るため、市街地、森林、農地、河川、海岸、漁港、港湾等、我々の日常の暮らしに関わる場所において、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講じる。

また、河川及び海岸のパトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出に努める。

取組事例

- ・ 海岸巡視(有明海岸、鹿島海岸、太良海岸、大浦港海岸、普恩寺海岸、浜野浦海岸、大藺海岸、牟形海岸等)

検討すべき取組

- ・ 立て看板、web、メディア等による注意喚起

(4) 県民の意識の高揚とモラルの向上

県及び市町は、県民に対して海岸漂着物問題の周知を図り、必要に応じて民間団体等と協働しながら、不法投棄の防止、散乱防止、取組への積極的参加等の普及啓発を目的とした環境教育を学校、職場、地域、家庭等の様々な場において実施するとともに、インターネット、パンフレット等を活用して啓発を行い、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努める。

県、市町及び海岸管理者等は、地元事業者等に対して CSR⁶の一環として海岸清掃活動への参加や企業広告に海岸環境保全を呼びかけるメッセージを記すなどの活動への参画に努める。

また、海岸漂着物には漁業系ごみや不適正管理に伴う漁具の流出も含まれていることから、漁業関係者への漁具の管理・保管等の徹底を含めて、注意喚起及び環境教育等による意識改革に努める。

⁶ CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、法令等の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護等の社会的側面にも責任を有するという考え方。

取組事例

- ・ 有明海を対象とした普及啓発(有明海おしかけ講座での啓発、県内全小学校5年生を対象・配布の「環境読本(わたしたちの環境)」への掲載、有明海再生パンフレット、ゴミ啓発ビデオ(DVD)の活用)

検討すべき取組

- ・ 海岸に生息する生物の観察を交えた海岸清掃活動
- ・ ポイ捨て等の禁止の徹底
- ・ 漁業関係者の積極的な海岸漂着物対策への参加

4.3.4 ごみ等の水域への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域への流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し海岸漂着物の発生抑制に努める(ごみ集積所等での飛散防止ネットの設置等)。

また、県及び市町は土地の管理者等に対し、土地の適正管理について必要な助言、指導を行う。

イベントや露店の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者または管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理や廃棄物等の適正な処理についての必要な要請を行うことにより、これらの事業に伴って生じる廃棄物等の流出又は飛散の防止に努める。また、県、市町、土地の管理者、事業者等に対して、器材等の適正管理等について必要な助言、指導を行う。

4.3.5 適正処理等の推進

台風等により山間部から河川を通じて流木等が漂着するケースもあることから、森林所有者等は林地残材等が水域へ流出しないように適正な処理や森林の管理・整備に努める。

農業用排水路や河川敷から流出する水草やごみ、葦等も海岸に多く漂着していることから、土地改良区や河川管理者等の施設管理者は、水草等の定期的な除去や、河川敷の未回収ごみ及び葦等の伐採残物等が水域へ流出しないよう適正な処理に努める。

また、漁具等も海岸に漂着するケースは少なくないことから、漁業関係者は、漁具・器材等の適正管理、適正処理に努める。

検討すべき取組

河川や農業用排水路など、上流域におけるごみ等の効果的な回収・処分・流出防止対策や葦等の刈り取り及びその後の適正処理の徹底

4.3.6 海岸漂着物の再漂流の防止

海岸漂着物を長期間放置した場合、一度漂着したごみ等が再漂流することで、ごみ等の漂着範囲が拡大するケースがあることから、海岸漂着物の迅速な回収及び適正な処理に努める。

検討すべき取組

- ・ 定期的な海岸巡視
- ・ 沿岸住民等からの情報収集

4.3.7 海域における漂流物等の回収対策の推進

県及び市町は、海岸漂着物の起因となる海域に漂流する流木やごみ等、海底に堆積又は散乱するごみ等について、国の施策を踏まえ、関係機関と連携・協力してこれらの回収対策の推進に努める。

検討すべき取組

- ・ ごみ回収船による定期的な回収作業
- ・ 漁業関係者等による海底ごみの回収作業

4.3.8 県外からの海岸漂着物等に対する連携

海岸漂着物等の多くが他の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、必要により当該区域に対して（他県、周辺国については国と連携して）、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求めることとする。

表－ 4.1 海岸漂着物等の発生抑制対策例(発生源の種類が特定できる場合)

区分	ごみの種類	主たる排出者	主たる発生原因経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具(釣り糸、ルアー、釣りえさ袋、容器等)	レジャー利用者(釣り人)	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ごみ調査への参加等による海ごみ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品(シート類、引火性機材、おもちゃ等)、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラスチック・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びごみの家庭への持ち帰り。海ごみ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	養殖業者に対する海ごみ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取り。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施。
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、委託の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚
事業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚
事業系	樹脂ペレット	プラスチック系素材製造・加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明、取組の評価・見直し。プラスチック製品の材料としての用途以外の使用者は、その使用量や管理状況等の実態把握。
事業系生活系	農業資材(肥料袋、苗木ポット等)	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農業組合等に対する海ごみ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系生活系	木材等	建設事業者、一般家庭	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
事業系生活系	タイヤ	事業者、一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	保管施設・業者による管理の徹底。行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。自動車業界への注意喚起。

表－ 4.2 海岸漂着物等の発生抑制対策例
(発生源が特定できない、または不特定多数の場合)

区分	ごみの種類	主たる排出者	主たる発生原因経路	考えられる発生抑制対策
生活系	飲料用プラスチック・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、ブルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のゴミ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、紙袋、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のゴミ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器（割り箸含む）、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ、くぎ・針金、電池（バッテリー含む）金属類、その他の人工物	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のゴミ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化
自然系	流木、灌木	－	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒地、さらには河川内に発達した河畔林が浸食を受けて、流木が発生	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施。
自然系	アシ・ヨシ	－	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出	アシ・ヨシが漂着ごみになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

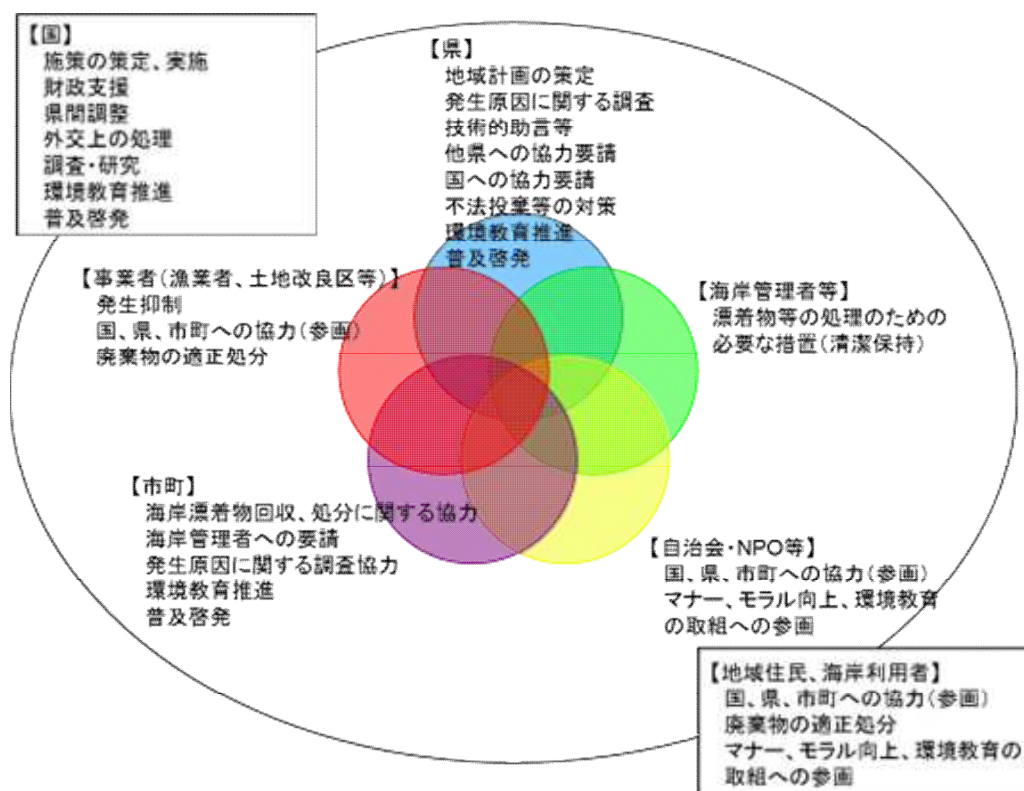
表－ 4.3 モデル地域における国内由来のごみに関する発生抑制対策の在り方の方向性

区分	モデル地域の取組
生活系	・ごみ持ち帰りの啓発活動の徹底 ・意識高揚及び啓発を目的とした折り込みチラシの全戸配布 ・島内起源のごみもある現状の周知を通じて島民意識の覚醒、ごみの投棄や削減に関する啓発 ・不法投棄に関する意識の啓発 ・条例によるごみ散乱防止啓発活動の取組 ・ごみ袋有料化の実施と拡充 ・ワークショップの開催等により流域が一体となった連携と協働及び継続的な活動の推進 ・内陸の住民に対する判りやすい情報提供、ポイ捨て防止、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動の継続と充実
事業系	・事業者とのネットワークづくりと啓発 ・不法投棄防止の徹底・監視
漁業系	・漁業関係者による清掃活動の実施など、発生側の関係者とのネットワークづくりと啓発 ・漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施 ・発泡スチロールの再生利用（漁協単位やスーパーマーケット等で減容剤の利用など）
自然系	・山林の適正な管理（林地残材の適正処理） ・草刈後の草の適正な処理

4.4 多様な主体の役割分担と連携の確保

本県の地域計画における海岸漂着物対策は、海岸漂着物の回収・処分について中心的な役割を果たす者と、これに連携・協働する関係者との適切な役割分担と連携により効率的、効果的な対策を推進するものとする。

なお、海岸漂着物対策を推進するためには、各関係者がそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切な役割分担の下、連携・協力が図られることが重要である。



図－ 4.1 海岸漂着物対策に係る関係者の役割と関係

【回収、処分において主体的な役割を果たす者】

- ・ 佐賀県（回収・処分に係る諸調整、地域計画の進行管理 等）
- ・ 海岸管理者等（海岸漂着物等の処理のための必要な措置）
- ・ 市町（回収・処分に係る協力及び流木などの一般廃棄物の処理 等）
- ・ 自治会・NPO等の民間団体（海岸漂着物の回収 等）

【上記と連携・協働する関係者】

- ・ 事業者〔漁業者、土地改良区等〕（発生抑制、回収・処分に係る協力 等）
- ・ 学校・研究機関（環境教育及び海岸漂着物対策に係る研究 等）
- ・ 地域住民（ボランティアとしての参加、ごみの適正処分 等）

4.4.1 県民・民間団体の積極的な参画の促進

県及び市町は、県民や団体間の連携・協力や積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及、海岸漂着物処理の推進に対する県民・民間団体の意識の高揚に努め、ボランティア等の関連する情報の提供等を行う。

4.4.2 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

(1) 民間団体等との連携及び経験や技術等の活用

県及び市町は、海岸漂着物対策の推進にあたり、重要な役割を果たしている民間団体等の自発性や主体性を尊重しながら、連携を確保する。

また、民間団体等が有する海岸漂着物対策に係る経験や技術、情報、ネットワーク等を対策に活用するように努める。

(2) 環境教育及び普及啓発における民間団体等との連携

県、市町及び海岸管理者等は、活動を行う民間団体等と連携してこれらが有する知見やネットワーク等を活用して、環境教育や海岸保全の重要性に関する普及啓発に努める。

(3) 民間団体等の活動における安全性の確保

県及び市町は、民間団体等が実施する海岸漂着物の回収に際し、医療系廃棄物やガスボンベ等の海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図るため、平成 21 年 7 月に、国が作成した「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や「海岸漂着危険物ハンドブック」等を活用して、広く県民に知識の普及や助言を行うと共に、危険物・不審物等の発見現場においては、これらの現状保存、必要に応じた周囲の安全性の確保への十分な配慮を行うように努めることとする。

4.5 その他の海岸漂着物対策(関連計画等)

佐賀県が策定した海岸漂着物対策に関連する計画としては、『海岸保全基本計画』、『佐賀県環境基本計画』及び『佐賀県廃棄物処理計画』が挙げられる。また、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき『有明海再生に関する佐賀県計画』及び『有明海再生のための県民行動計画』を策定している。

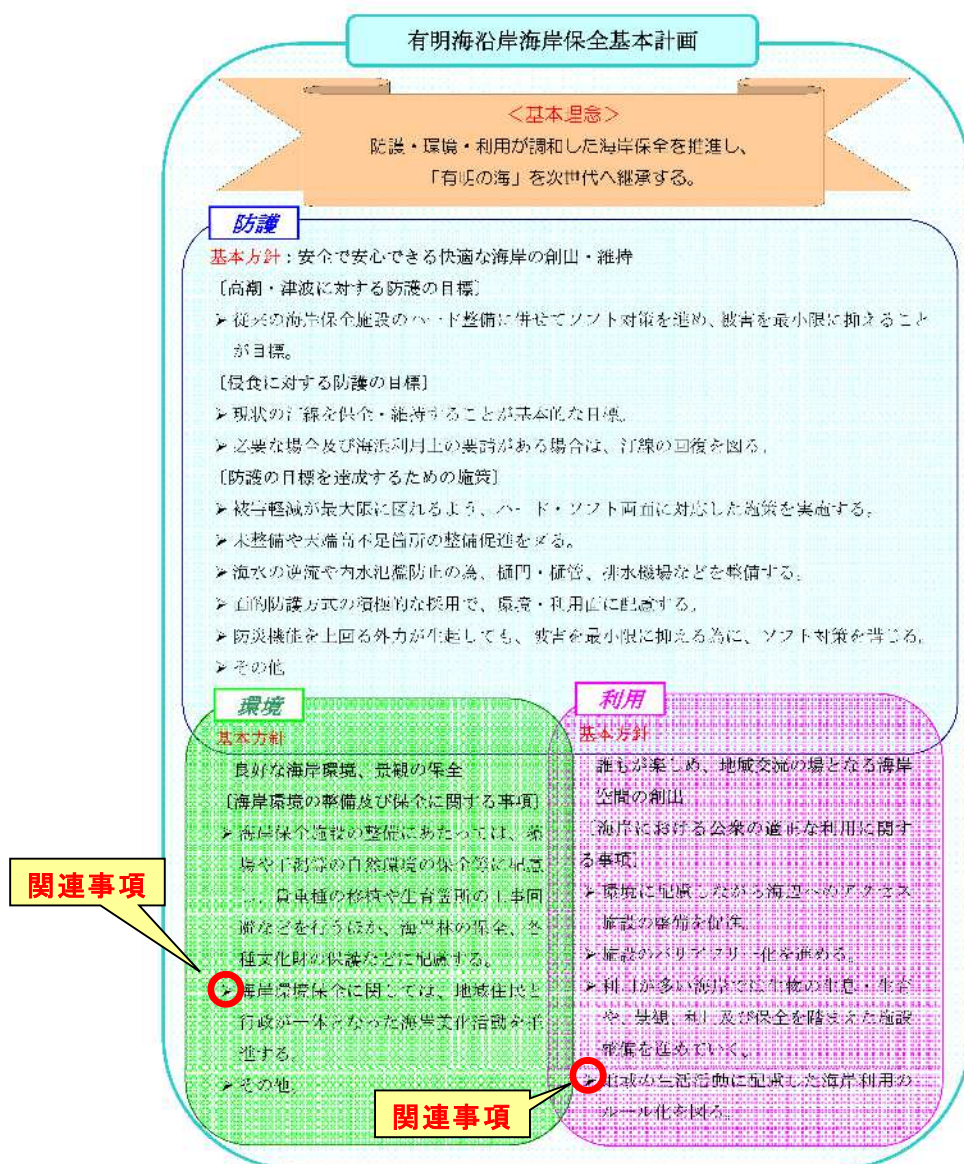
これらの関連する計画等で取り組まれている対策についても、関係者等との連携を図り推し進めることとする。

4.5.1 海岸保全基本計画

(1) 有明海沿岸

『有明海沿岸海岸保全基本計画』は有明海沿岸の特性を踏まえ、天草下島の長崎鼻から島原半島の瀬詰崎までの総延長約 585km の有明海沿岸について今後の海岸保全に関する基本的な計画として、有明海沿岸の熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県が共同して策定したものである。

海岸漂着物対策に関連する項目を以下に示す。



(2) 松浦沿岸

『松浦沿岸海岸保全基本計画』は松浦沿岸の特性を踏まえ、佐賀県・福岡県界から西海橋(佐世保市)までの離島を含めた総延長約 1,175 k mの松浦沿岸について今後の海岸保全に関する基本的な計画として佐賀県、長崎県が共同して策定したものである。

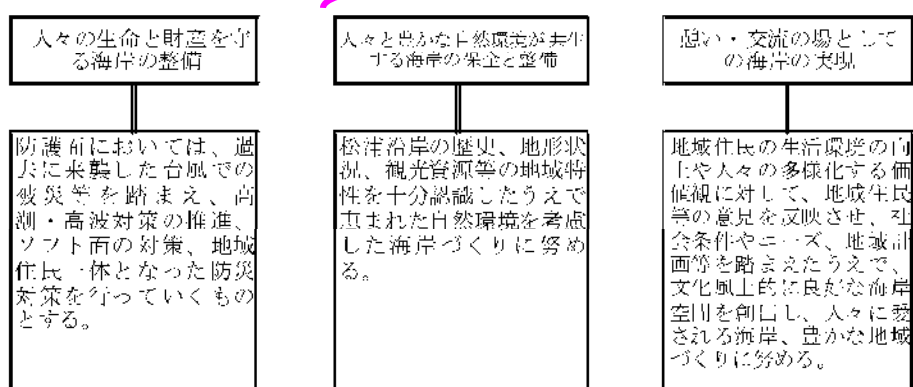
海岸漂着物対策に関連する項目を以下に示す。

■ 基本理念

- ① 人々の生命と財産を守る海岸の整備
- ② 人々と豊かな自然環境が共生する海岸の保全と整備
- ③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

基本理念を認識したうえで、「災害からの海岸域の防護」と「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」の視点に立って、美しく安全で、いきいきとした海岸を目指し、良好な松浦沿岸域を次世代へ継承していくものとする。

関連事項



●海岸の環境整備及び保全するための施策

【ボランティア活動の推進】

海岸域の貴重な動植物を保護育成するとともに、ゴミ等の散在による環境の悪化を防ぐために、海岸美化活動をはじめとする日常的なボランティア活動等を推進するために関係機関と連携を図り、海岸愛護の啓発に努める。

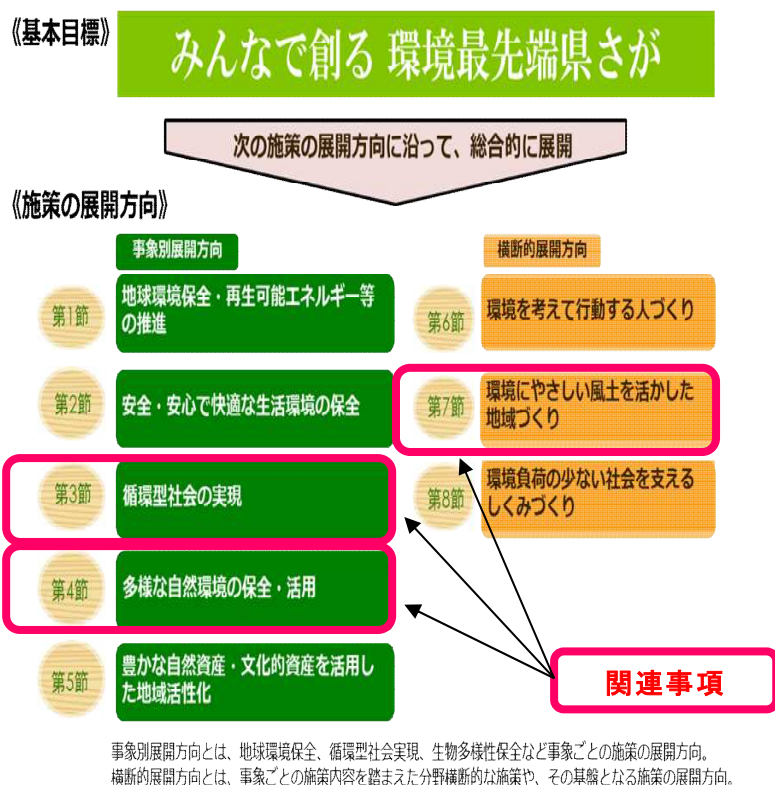
●海岸の適正な利用のための施策

【地域住民との連携】

海岸を広く適切に活用し、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及びゴミ処理など自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

4.5.2 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、環境基本法の基本理念にのっとり、今日の環境問題に対処し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、行政が一体となって、人と自然が共生できる豊かで潤いのあるふるさと佐賀を実現することを目指し、条例を制定している。この「県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための長期的な施策の大綱」として、また「県民・ＣＳＯ（市民社会組織）・事業者・行政など、すべての主体が環境に関する施策・取組を計画、実施する際の指針」として、『佐賀県環境基本計画』を策定している。



この計画における海岸漂着物対策に関連する主な項目を以下に示す。

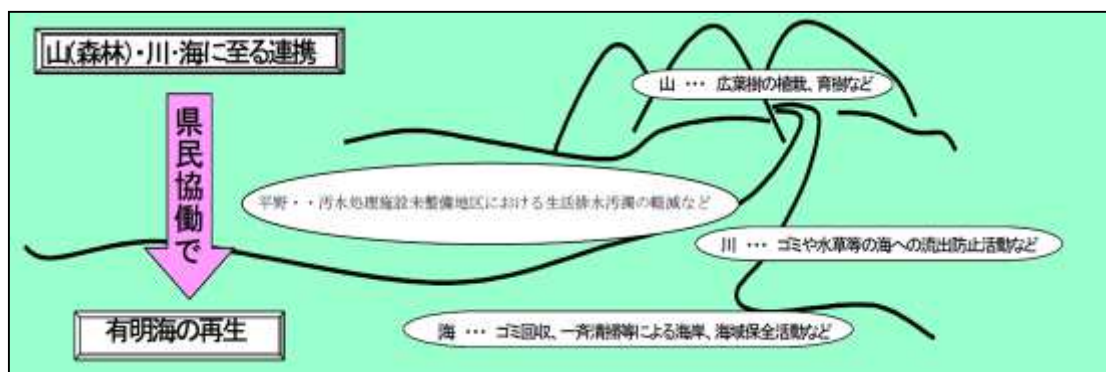
●循環型社会の実現

- 循環型社会づくりのために、まずは、廃棄物等の発生を減らしていく各主体の資源循環型のくらしや経済活動の取組を推進します。またリユース、リサイクルの普及促進を図ります。（３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進）
- 防災、減災の視点まで含めた環境対策の一環として、災害時の廃棄物対策についてあらかじめ対策を講じます。その他廃棄物に関する安全・安心な環境づくりに取り組みます。また、地域の実情に応じ、海岸管理者等は、関係者との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。あわせて、危険物の大量漂着など危機事象の発生に際しては、安全のための情報提供に

努めます。（非常時等の廃棄物等対策(海岸漂着物対策及び海岸に漂着する危険物等への対処)）

●多様な自然環境の保全・活用

- 海では、ゴミ回収、一斉清掃による環境保全、底質改善などによる漁場の環境改善、適正な養殖管理と環境対策に取り組むとともに、県民や事業者が一体となって河川や海への負荷を減らすなど、山、川、平野、海にわたる総合的な環境保全の取組を進めることで、有明海や玄界灘を豊かな海として再生します。（生息・生育環境の保全・再生・創出(再生・創出の推進)）
- 有明海をかつての豊かな海として再生し、県民の貴重な財産として後代に継承していくためには、行政や漁業者など関係者の取組のみならず、有明海に注ぐ河川流域で生活する県民あげての山、川、平野、海にわたる総合的な環境保全の取組が不可欠です。そこで、有明海再生のための啓発活動の充実を図り、有明海再生に寄与する環境保全活動への県民の参加を推進します（有明海再生のための環境保全活動の推進）
- 陸域では、県民協働による豊かで多様な森林づくり、清掃活動、ごみの減量、汚濁物質の削減などにより陸域から海域への負荷を削減するとともに、海域では県民協働による海岸・海域のごみ回収・一斉清掃などを行うことで、流域全体での環境保全活動の取組を推進します。（普及と活動（県民による生物多様性の保全と利用））



●環境にやさしい風土を活かした地域づくり

- 豊かな生態系を有する有明海の干潟の環境保全と再生への支援を図りながら、親水空間などを整備します。また、玄海灘沿岸の自然環境保全と優れた景観の維持のために、風致区域制度などを活用し、カブトガニなど多様な海域生物が生息する伊万里湾一帯などの環境の保全も図ります。地域の実情に応じ、海岸管理者等において、関係者との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。（干潟・海岸域などの保全(海岸漂着物対策)）

4.5.3 佐賀県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）において、都道府県は、環境大臣が定める国の基本方針に即し、廃棄物処理計画を策定することとされており、廃棄物処理法第5条の5第2項の規定に基づき以下の5項目を計画中に定めることとされている。

1. 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
3. 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
4. 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
5. 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

本県では、先に述べた「佐賀県環境基本計画」を上位計画として、また、循環型社会形成推進基本法第10条の趣旨を踏まえ、県内で発生する廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用等）及び適正処理による循環型社会の形成に向け、県民、事業者、CSO、行政等すべての主体が取り組んでいくための指針として『佐賀県廃棄物処理計画』を策定している。

海岸漂着物は、その種類により一般廃棄物と産業廃棄物に区分されるが、海岸における良好な景観及び環境を保全するためには、それら廃棄物の円滑な処理と発生の抑制が重要であり、佐賀県廃棄物処理計画が掲げる方向性とも合致するものである。



4.5.4 有明海再生に関する佐賀県計画、有明海再生のための県民行動計画

平成 12 年度における有明海でのノリ養殖の大不作や、平成 12 年夏に八代海で発生した大規模な赤潮による魚類養殖業の被害発生などを踏まえ、有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的に、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(以下、「法」という。)」が平成 14 年 11 月 29 日に公布、施行された。

有明海再生のためには、国、関係県等が相互に協力し調和を図りながら、同一の目的に向かって施策を推進していくことが肝要であり、有明海の環境の保全及び改善並びに水産資源等の回復等による漁業の振興を促進するため、国が定める基本方針を踏まえ、県は、法に基づき、『有明海再生に関する佐賀県計画』を策定している。また、住民、事業所、漁業者、NPO等を含む各種団体が、それぞれの立場で環境保全に取り組み、行政と協働して有明海の再生を実現していくための行動指針として『有明海再生のための県民行動計画』を策定している。

これら計画における海岸漂着物対策に関連する主な項目を以下に示す。

●有明海再生に関する佐賀県計画

海浜の清掃

有明海湾奥部に流入、漂着したゴミ等は、漁業や船舶航行の障害となり、漁場環境を悪化させ、ノリの品質低下を招くなど、漁場生産力を低下させる大きな要因の一つとなっている。このため、海岸に漂着したゴミ等については、有明沿岸 4 県の漁業者や地域住民参加による「有明海クリーンアップ事業」の実施や地域独自の活動を支援するなど海浜環境保全に努める。また、地域住民全体へのPR等により、環境美化意識の高揚を図り、ゴミ等の流出防止に努める。

●有明海再生のための県民行動計画

山、川・平野、海にわたる環境保全活動

有明海沿岸に漂着するゴミ等を減らすには、海岸域での取組だけではなく、有明海に関係する山から海までの地域で生活する住民や事業者が一体となって、各地域で河川等から有明海に流入するゴミ等の減量に取り組むなど、山、川・平野、海にわたる総合的な環境保全に取り組むことが不可欠である。

【行動計画】

[山の取組]

- ・森林所有者は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮するために所有する森林の適切な管理に努めましょう。

[川・平野での取組]

- ・住宅周辺などの清掃を心がけ、河川や水路へのゴミの流出を防ぎましょう。
- ・農業用排水路から河川等へゴミや水草が流出しないよう管理の徹底に努めましょう。

[海岸・海域での取組]

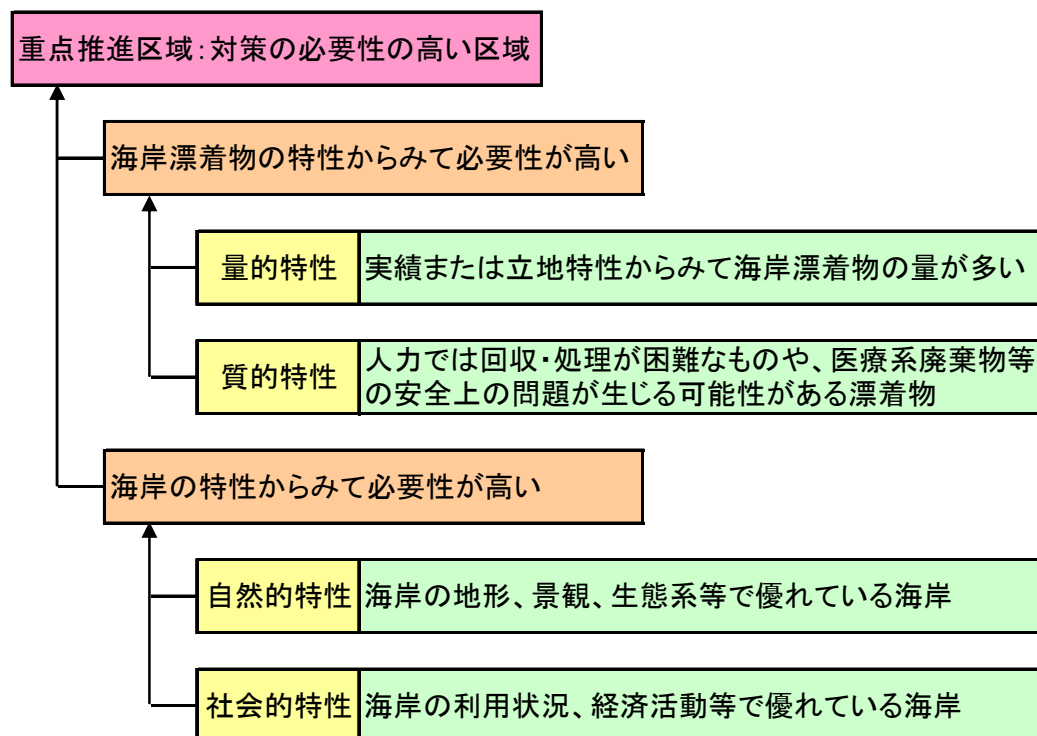
- ・「有明海クリーンアップ」等海岸などで開催される清掃活動に積極的に参加しましょう。
- ・有明海で釣りや潮干狩りなどを行う際は、ゴミの持ち帰りや生物保護に配慮しましょう。
- ・海辺環境への意識や関心を高めるためのイベントを開催するなど、有明海沿地域の活性化に取り組んでいきましょう

5. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

5.1 重点推進区域の設定に関する基本的な考え方（国の基本方針）

重点推進区域の設定に関しては、国の基本方針として以下のことが示されている。

- 重点推進区域の設定においては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策の推進に係る基本的な方針や課題解決の方向性等を明確にする。
- 重点推進区域は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について設定する。
- 重点推進区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討する（図－ 5.1）。
- 重点推進区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。
- 重点推進区域の範囲の検討に際しては、河川を経由して海域に流入するごみ等の発生抑制を図る観点等から、発生抑制のための広域的な取組が可能となるよう配慮する。



図－ 5.1 重点推進区域の選定基準の考え方

5.2 佐賀県における重点推進区域の選定

5.2.1 選定基準

国の重点推進区域の基本的な考え方を踏まえ、佐賀県における重点推進区域として設定する地域は以下のような A～E の 5 タイプが考えられる。

- A) 海岸の利用状況や地域の経済活動において重要であり、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸(海水浴場、公園区域、観光レクリエーション、漁場等)
- B) 良好な景観や生態系等、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸(天然記念物・絶滅危惧種・希少種等の生息域)
- C) 広域の公共用水域であってほとんど陸岸で囲まれている海域(以下「閉鎖性海域」という。)に位置する海岸であって、周辺の県から現に大量の海岸漂着物が漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸(県境が河川となっている河口域)
- D) 周辺国からと思われる大量の海岸漂着物等が現に漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸
- E) 災害に起因する大量の海岸漂着物等の発生が過去に頻繁に生じているなど、状況を総合的に勘案した上で、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸(出水後に大量の漂着物が回収・処理された実績のある海岸)

重点推進区域として選定する箇所は、その海岸において、関係者の役割分担に基づく漂着物対策(回収・処分、発生抑制、啓発活動等)が既に実施されている、又は今後実現性が高い海岸とし、上記の A～E の 5 タイプのいずれかに該当する区域とする。なお、重点推進区域の選定においては、特に以下の項目に注目して整理を行う。

- ・ 海岸漂着物の実態(定量的なデータ(漂着物の量、種類))が明確でその回収・処分に苦慮していること
- ・ 将来も頻繁に発生する可能性があること
- ・ 海岸漂着物による具体的な被害状況が実態として存在し、海岸漂着物対策を推進する必要性が高いこと

5.2.2 選定方法と選定結果

重点推進区域の選定に際し、海岸漂着物に関してこれまで実施されてきた既存の調査結果の分析と共に、今回関係機関に対してアンケートを実施し、選定基準に該当する海岸を抽出することとした。選定された地区を図－ 5.2、図－ 5.3 及び表－ 5.1 に示す。

有明海沿岸では、前記 A)～E)の条件において、D)の項目を除く全てが重点推進区域の要件に該当する。有明海では全域においてノリ養殖が行われており、異物混入防止の観点からの漂着物対策の重要性や、海岸全線で実施されている漁業者自らによる海岸漂着物の回収活動（有明海クリーンアップ作戦）など、現時点でも環境保全に向けた活動がなされていること、また、沿岸部は貴重な動植物の生息域となっていることなどから、これらを重点区域の設定において考慮する必要がある。

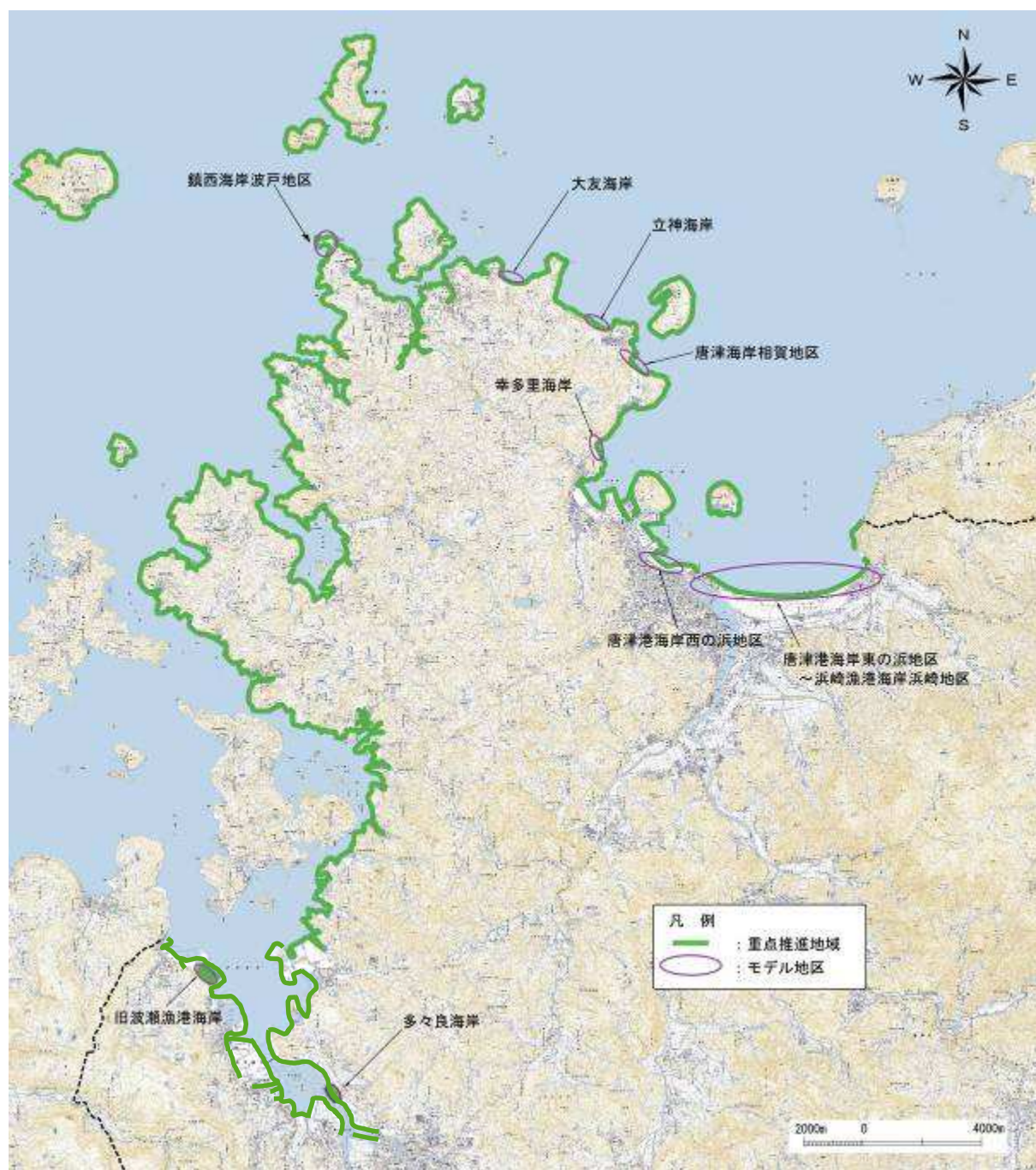
以上のことから、有明海沿岸では、重点推進区域は有明海沿岸の全海岸線及び対策の必要がある漁港区域を対象とする。

松浦沿岸では、前記 A)～E)の条件のいずれかについて、沿岸の海岸全てが重点推進区域の要件に該当する。特に、松浦沿岸は観光資源としての海岸の環境保全の必要性が重要視されていること、また、唐津市から玄海町、伊万里市の一部にかけての海岸線は玄海国定公園に指定されていることから選定条件の A)または B)に該当する。また松浦沿岸においても、漁業者自らによる海岸漂着物の回収活動（玄海クリーンアップ事業）などの活動が実施されている。このことから、重点推進区域は玄海国定公園区域内の海岸線を重点推進区域とする。また、伊万里市内の海岸においては、生きた化石といわれるカブトガニの産卵地である多々良海岸（特別天然記念物指定）及び旧波瀬漁港海岸を含む伊万里湾の海岸線を重点推進区域とする。またなお、重点推進区域の要件に該当する海岸のうち、海岸漂着ごみ対策に関して、地域住民等の積極的な参加がなされるなどの目指すべき姿（管理体制）に近い取り組みがなされている地区について、海岸漂着物対策の推進に向けた「モデル地区」として選定し、他地区への活動の波及を図るものとする。

なお、関係機関へのアンケートでは、発生防止策として河川からの流出抑制の必要性が報告され、実態としても有明海沿岸、松浦沿岸のいずれも河川から流出する葦くず等が漂着ごみの大部分を占めていることから、発生抑制対策の観点からの河川区域における重点区域設定についても、効果的な対応策等を含め今後検討を進めることとする。



図一 5.2 重点推進区域(有明海沿岸)



図－ 5.3 重点推進区域(松浦沿岸)

表－ 5.1 重点推進区域

沿岸名	市町	対象海岸	選定基準該当項目	モデル地区海岸※
有明海沿岸	佐賀市	図－ 5.2 で示す区域	A, B, C, E	①東与賀海岸下古賀地区
	小城市			
	白石町			
	鹿島市			
	太良町			
松浦沿岸	唐津市	図－ 5.3 で示す区域	A, B, D	②唐津港海岸東の浜地区～浜崎漁港海岸浜崎地区
			A, B, D	③唐津港海岸西の浜地区
			A, D	④幸多里海岸
			A, B	⑤唐津海岸相賀地区
			A, D, E	⑥立神海岸
			A, D	⑦大友海岸
			A, D	⑧鎮西海岸波戸地区
			A	
	玄海町		B, C, D	⑨多々良海岸
	伊万里市		B, C, D	⑩旧波瀬漁港海岸

※海岸保全区域名および一般的な呼称で記入

【モデル地区海岸で実施されている主な地域活動】

- ①関係機関、団体、県民等参加による海岸清掃活動（有明海クリーンアップ作戦）
- ②関係機関、団体、県民等参加による海岸清掃活動（ラブアース・クリーンアップ、玄海クリーンアップ事業）、浜玉町西地区ボランティア、市職員ボランティア、地元ホテル、保育園等による清掃活動
- ③関係機関、団体、県民等参加による海岸清掃活動（ラブアース・クリーンアップ）、漁業者による海岸清掃活動（玄海クリーンアップ事業）、西の浜を綺麗にしゅう会による清掃活動
- ④関係機関、団体、県民等参加による海岸清掃活動（ラブアース・クリーンアップ）、漁業者による海岸清掃活動（玄海クリーンアップ事業）、浦公有財産管理組合による清掃活動
- ⑤関係機関、団体、県民等参加による海岸清掃活動（ラブアース・クリーンアップ）、漁業者による海岸清掃活動（玄海クリーンアップ事業）、近隣企業による清掃活動
- ⑥⑦漁業者による海岸清掃活動（玄海クリーンアップ事業）、サーファー団体による清掃活動
- ⑧漁業者による海岸清掃活動（玄海クリーンアップ事業）、ボランティア（名護屋中学校、N T T労働組合、国民宿舎、釣りクラブ）による清掃活動
- ⑨⑩漁業者による海岸清掃活動（玄海クリーンアップ事業）、伊万里市カブトガニを守る会、牧島のカブトガニとホテルを育てる会、伊万里高校等による清掃活動

5.3 重点推進区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点推進区域における海岸漂着物の回収・処理対策はこれまで実施されてきた取組をより効果的に継続していくこととする。そのために、これまでの取組内容、実施体制(役割分担等)等について問題点を抽出し、改善すべき課題を明確にして取り組んでいく必要がある。

5.3.1 海岸漂着物等の回収・処理に関する対策案

アンケート調査の結果から、海岸漂着物等の回収・処理の既存の対策例及び課題から考えられる対策案を示す。

(1) 有明海沿岸

1) 実施主体の取組内容・役割分担

- ・ 海岸管理者等：これまで実施されてきた海岸漂着物等の回収・処理の取組を踏まえ、海岸管理者等は、関係者と連携し、効果的な海岸漂着物等の回収方法、運搬方法、処理方法、時期・頻度等を検討し、実施計画を作成する。
- ・ 佐賀市、小城市、白石町、鹿島市、太良町：海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者に協力するとともに、回収された海岸漂着物等のうち、各市町のごみ処理施設で処理可能なものについて、運搬・処分する。
- ・ 佐賀県豊かな海づくり有明海地域推進協議会：有明海クリーンアップ作戦を実施する際、海岸管理者、各市町と協力して、円滑な実施(運営等)を図る(これまでの取組での問題点について課題を抽出し、改善に努める)。
- ・ 佐賀県有明海漁業協同組合：有明海クリーンアップ作戦およびその他の海岸漂着物等の回収・処理作業を実施する際、海岸管理者、各市町と協力して、円滑な実施を図る(これまでの取組での問題点について課題を抽出し、改善に努める)。また、組合員への積極的な参加を促す。

2) 実施主体と連携・協働する参加者の取組内容・役割分担

- ・ 流域住民：海岸漂着物等の回収・搬出作業への積極的な参加
- ・ 海岸利用等の経済活動に係わる事業者、漁業関係者：海岸漂着物等の回収・搬出作業への積極的な参加
- ・ これまでの取組を支えるボランティア団体等との連携を強化し(積極的に計画段階からの参画を促す)、必要に応じて新たなボランティア団体を発掘する。

【参考：これまで取組に参加してきたボランティア団体等】

(アンケート調査結果より)

- ・ 青年部・婦人部等を含めた地域の漁業協同組合(大詫間海岸、川副海岸、東与賀海岸、嘉瀬海岸(佐賀海岸)、久保田海岸：以上、佐賀市、芦刈海岸：小城市、有明海岸：白石町、鹿島海岸：鹿島市、太良海岸、多良漁港海岸、破瀬ノ浦漁港海岸、糸岐漁港海岸、野崎漁港海岸、大浦港海岸、道越漁港海岸：以上、太良町)
- ・ 地区振興協議会(鹿島海岸、飯田漁港海岸：以上、鹿島市)

(2) 松浦沿岸

1) 実施主体の取組内容・役割分担

- ・ 海岸管理者等：これまで実施されてきた海岸漂着物等の回収・処理の取組を踏まえ、海岸管理者等は関係者と連携し、効果的な海岸漂着物等の回収方法、運搬方法、処理方法、時期、頻度等を検討し、実施計画を作成する。
- ・ 唐津市、玄海町、伊万里市：重点推進区域における海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者に協力するとともに、回収された海岸漂着物等のうち、各市町のごみ処理施設で処理可能なものについて、運搬、処分する。
- ・ ラブアース・クリーンアップ唐津市実行委員会：ラブアースクリーンアップを実施する際、海岸管理者、唐津市と協力して、円滑な実施(運営等)を図る(これまでの取組での問題点について課題を抽出し、改善に努める)。
- ・ 佐賀県豊かな海づくり玄海地域推進協議会：玄海クリーンアップ事業を実施する際、海岸管理者、唐津市、伊万里市及び玄海町と協力して、円滑な実施(運営等)を図る(これまでの取組での問題点について課題を抽出し、改善に努める)。

2) 実施主体と連携・協働する参加者の取組内容・役割分担

- ・ 地域住民：海岸漂着物等の回収・搬出作業への積極的な参加
- ・ 海岸利用等の経済活動に係わる事業者、漁業関係者：海岸漂着物等の回収・搬出作業への積極的な参加
- ・ これまでの取組を支えるボランティア団体等との連携を強化し(積極的に計画段階からの参画を促す)、必要に応じて新たなボランティア団体を発掘する。

【参考：これまで取組に参加してきたボランティア団体等】

(アンケート調査結果より)

- ・ 青年部・婦人部等を含めた地域の漁業協同組合(高島漁港海岸：唐津市)
- ・ あけぼの保育園、唐津シーサイドホテル、国民宿舎虹の松原ホテル(東の浜：唐津市)
- ・ 西の浜を綺麗にしゅう会(西の浜：唐津市)
- ・ 浦公有財産管理組合(幸多里海岸：唐津市)
- ・ あけぼの寿司、ドライブインマキノ(相賀の浜海岸：唐津市)
- ・ サーファー団体(立神杯実行委員会)(立神海岸：唐津市)
- ・ サーファー団体(団体名不明)(大友海岸：唐津市)
- ・ 名護屋中学校、NTT 労働組合、国民宿舎波戸岬、釣りクラブ(団体名不明)(波戸岬海岸：唐津市)
- ・ 玄海町役場職員互助会(普恩寺海岸、浜野浦海岸、大藺海岸、牟形海岸：以上、玄海町)

5.3.2 海岸漂着物等の発生抑制に関する対策例

発生抑制対策に関しては、先の「4.3 海岸漂着物等の効果的な発生抑制」で挙げた内容及び取組例等を参考に、重点推進区域で実施できる取組を実施する。

6. その他

6.1 モニタリングの実施

重点推進区域における海岸漂着物等の回収・処理作業において、出来るだけ回収実績のデータを取得し、その結果に対して、分析・検証を行い、今後の回収事業などにおける改善策などを検討することとする。また、県では、回収事業などの実施結果とともに、決定した今後の回収事業などにおける改善策などを広く地域住民に周知することとする。

これまで、回収時のデータの取得方法については統一されていなかったため、佐賀県全域で統一したデータの取得方法とする。海岸の漂着物等は重点推進区域における海岸のみならず、他県や国外等の広範囲から漂着することから、全国的に利用されている分別収集方法で調査し、比較検討できることが重要となる。

【参考】

分類リストは国土交通省、環境省、水産庁、海上保安庁、各地方自治体等の海岸漂着物に関するデータに活用または参考にされている JEAN/全国クリーンアップ事務局のデータカード(分類リスト)を利用する(表ー 6.1 参照)。このカードは海岸漂着物の調査として世界でも広く活用されている International Coastal Cleanup(ICC)のデータカードに日本独自の項目を追加したものである。

表－ 6.1 参考となる分類リスト (JEAN／クリーンアップ全国事務局参照)

項目		
破片／かけら類	硬質プラスチック破片	
	プラスチックシートや袋の破片	
	発泡スチロール破片:小(1cm ² 未満)	
	発泡スチロール破片:大(1cm ² 以上)	
	ガラスや陶器の破片	
	紙片	
	金属破片	
陸(日常生活・産業・医療／衛生・物流など)	タバコ	タバコの吸殻・フィルター
		タバコのパッケージ・包装
		葉巻などの吸い口
		使い捨てライター
	飲料	飲料用プラボトル
		飲料ガラスびん
		飲料缶
		ふた・キャップ
		ブルタブ
		6パックホルダー
	食品	食器(わりばし含む)
		ストロー・マドラー
		食品の包装・容器
		袋類(ビニル袋:農業用以外)
	農業	袋類(紙袋:農業用以外)
		農薬・肥料袋
		シート類(レジャー用など)
	医療・衛生	苗木ポット
		注射器
		注射器以外の医療ゴミ
		コンドーム
	生活・レクリエーション	タンポンのアプリケーター
		紙おむつ
		漂白剤・洗剤類ボトル
		スプレー缶・カセットボンベ
		生活雑貨
	衣料品	おもちゃ
		風船
		花火
	大型粗大ゴミ	衣服類
		くつ・サンダル
		家電製品・家具
		電池(バッテリーも含む)
		自転車・バイク
		タイヤ
	物流	自動車・部品(タイヤ・バッテリー以外)
		潤滑油缶・ボトル
		梱包用木箱
		物流用パレット
	建築	荷造り用ストラップバンド
		ドラム缶
	特殊	くぎ・針金
		建築資材(くぎ・針金以外)
海・河川・湖沼 (水産・釣り・海上 投棄など)	釣り糸	薬きょう(猟銃の弾丸の殻)
		レジンベレット
	ロープ・ひも	
	漁網	
	発泡スチロール製フロート	
	ウキ・フロート・ブイ	
	かご漁具	
	魚箱(トロ箱)	
	釣りえさ袋・容器	
	電球・蛍光灯(家庭用も含む)	
	ルアー・蛍光棒(ケミホタル)	
	カキ養殖用パイプ	
	廃油ボール	

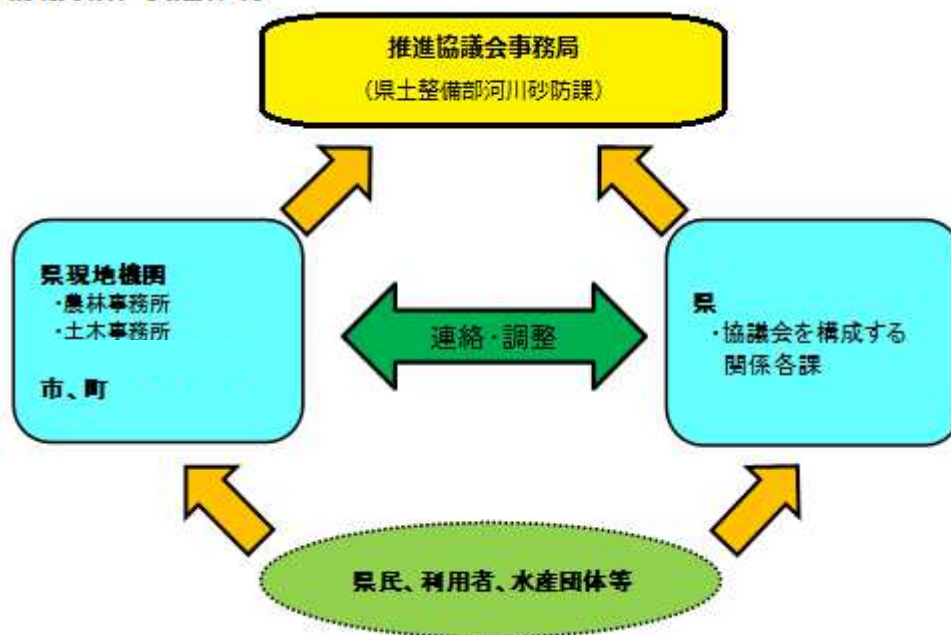
※着色のセルの項目は日本独自の項目です。

6.2 災害等緊急時の対応

県及び市町は、災害などにより大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合は速やかに情報収集に努めるとともに、危険物等については地域住民への周知並びに適正処理を実施する。

そのため、各海岸管理者等や市町の所管課等との連絡先について広く周知し、連絡体制の構築に努めることとする。

情報収集・伝達体制



6.3 地域計画の進行管理・見直し

地域計画に従って実施される海岸漂着物等の回収・処理対策及び発生抑制・普及啓発対策の実施状況は定期的に佐賀県海岸漂着物推進協議会に結果が報告され、同協議会にて、実施状況の評価等の進行管理が行われることとする。また、協議会に報告された取組の実施状況や、協議会における取組の評価等については、県の広報等を通じて、広く県民や関係団体に情報提供を行うこととする。

地域計画は、県内における海岸漂着物対策の進展や回収事業結果などのモニタリング、国の新たな施策の実施など、今後の社会環境等の変化を踏まえ、順応的な観点で、必要に応じて見直しを行うとともに、地域計画を変更した場合は、広く地域住民等に周知することとする。

なお、地域計画の見直しは、佐賀県海岸漂着物対策推進協議会における諮問のほか、海岸漂着物処理推進法に基づく所定の手続きを経て決定する。

6.4 海岸漂着物等地域対策推進事業

海岸漂着物等地域対策推進事業は平成 21 年に制定された『美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律』の第二十九条「政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない」に基づく補助事業であり、海岸漂着物、漂流物及び海底の堆積物に係る喫緊の問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、これらの対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたものである。

また当事業の前身として、平成 21 年度から平成 23 年度（一部 24 年度まで）まで、また、平成 25 年度から平成 26 年度までは海岸漂着物地域対策推進事業を実施した。

平成 27 年度から実施となった海岸漂着物等地域対策推進事業はこれまで海岸漂着物の回収・処理や、海岸漂着物の発生抑制対策など海岸漂着物関係のみであったものに、漂流・海底ごみの回収処理も補助対象となった。

7. 資料編

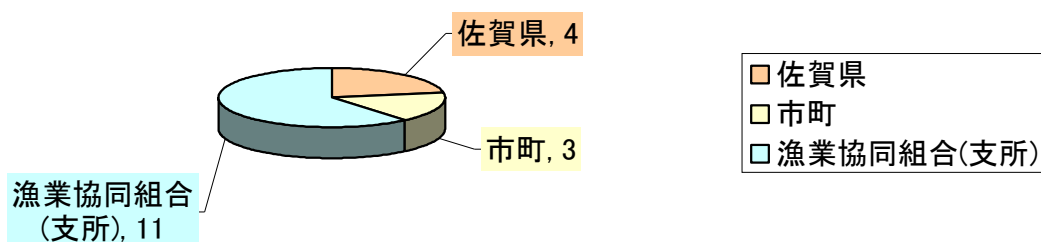
7.1 海岸漂着物実態調査結果(重点区域指定基礎調査)

(1) プレ調査結果

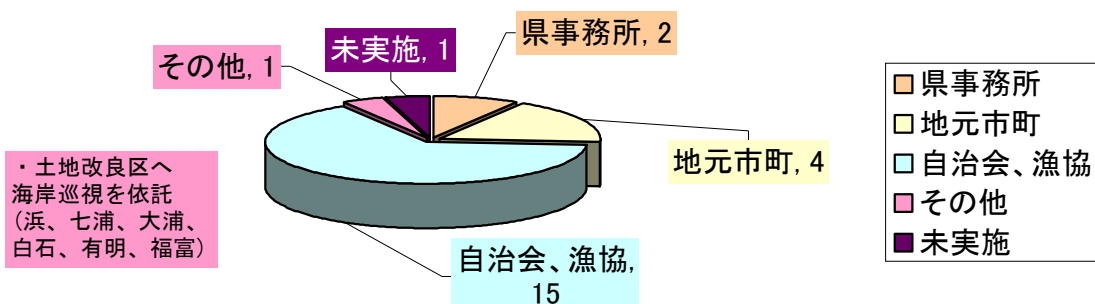
表ー 7.1(1) プレ調査結果(有明海沿岸)

漂流・漂着ごみアンケート結果(有明海沿岸)

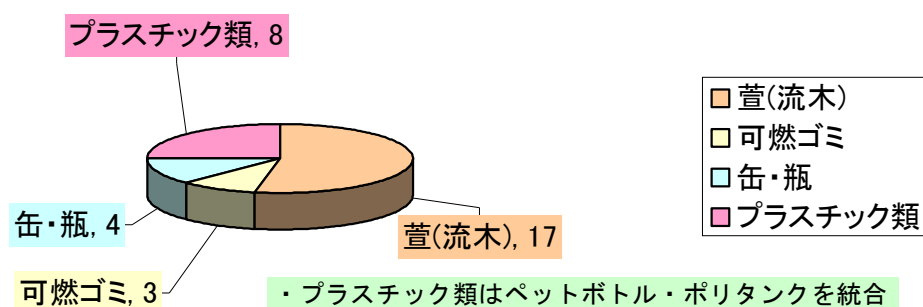
1.アンケート返答機関数



2平成19年度～平成21年度の漂着ごみ・漂流ごみ回収実施機関数(複数回答あり)



3-1.平成19年度～22年度漂着ごみ・漂流ごみの主たる種類(行政および漁業協同組合,複数回答)



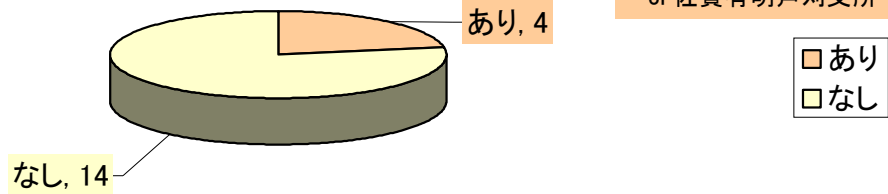
3-2.平成19年度～22年度漂着ごみ・漂流ごみの年平均回収量(行政および漁業協同組合)

- ・確認できる最大回収量は鹿島市(漁協ボランティア)の約1000m³/年
- ・予算化されている中での最大回収量は、佐賀市の災害復旧事業で約500m³/年
- ・佐賀県有明漁業協同組合の各支所でも、婦人部等合わせ定期的に清掃活動を実施している

表－ 7.1 (2) プレ調査結果(有明海沿岸)

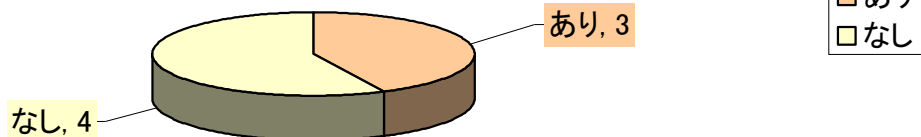
漂流・漂着ごみアンケート結果(有明海沿岸)

4-1.漂着ごみ・漂流ごみ対策予算化状況(行政および漁業協同組合)



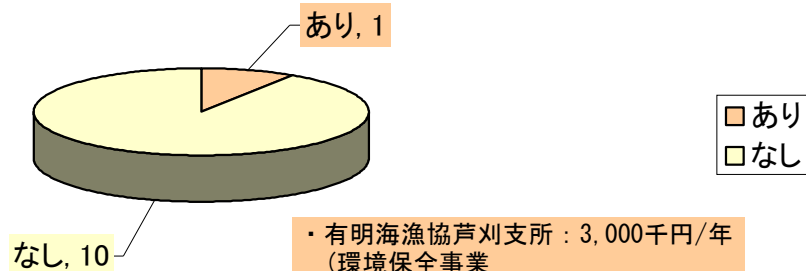
・ 武雄土木事務所、
佐賀市、鹿島市
JF佐賀有明芦刈支所

4-2.漂着ごみ・漂流ごみ対策予算化状況(行政のみ)



・ 武雄土木事務所：1,827千円/3年
 ・ 佐賀市：6,000千円/3年(災害)
 ・ 鹿島市：810千円/3年

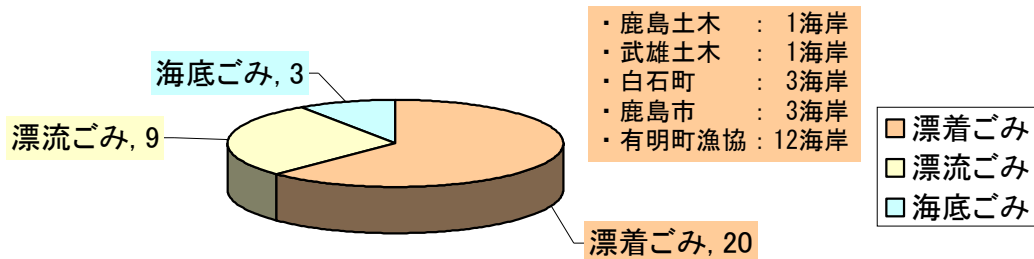
4-3.漂着ごみ・漂流ごみ対策予算化状況
(漁業協同組合のみ)



・ 自治体で予算化されていない理由
 「特段漂着ゴミがみられないため」
 「岸巡視での発見がなく、
地元からの要望もないため」
 「漂着物の処理は管理者の
県にお願いしている。」

・ 有明海漁協芦刈支所：3,000千円/年
 (環境保全事業
佐賀県豊かな海作り推進協議会)

5-1.漂着ごみ・漂流ごみの苦慮している海岸・海域数(行政および漁業関係者,複数回答あり)

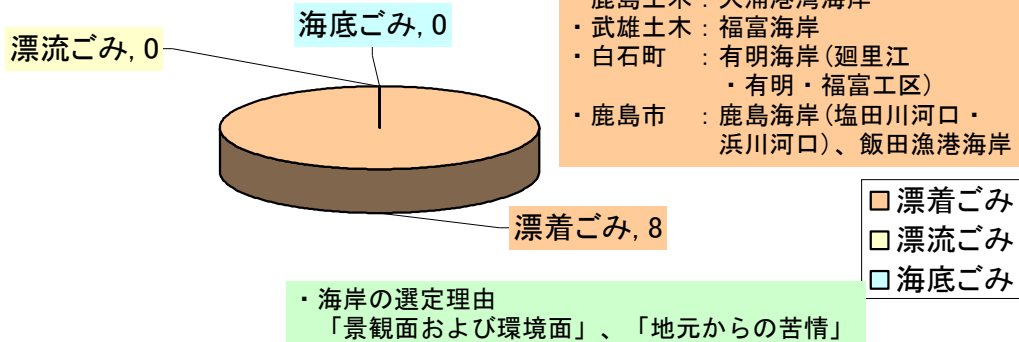


・ 鹿島土木：1海岸
 ・ 武雄土木：1海岸
 ・ 白石町：3海岸
 ・ 鹿島市：3海岸
 ・ 有明町漁協：12海岸

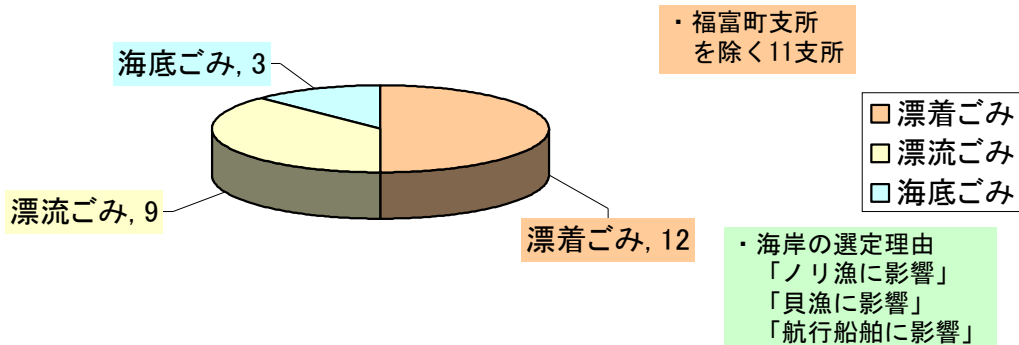
表－ 7.1 (3) プレ調査結果(有明海沿岸)

漂流・漂着ごみアンケート結果(有明海沿岸)

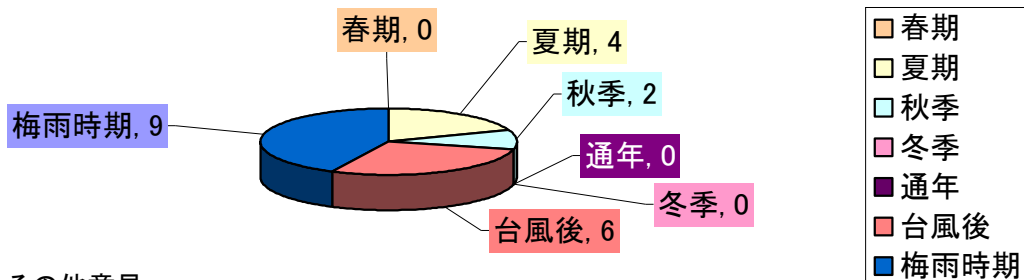
5-2.漂着ごみ・漂流ごみの苦慮している海岸・海域数(行政のみ,複数回答あり)



5-3.漂着ごみ・漂流ごみの苦慮している海岸・海域数(漁業関係者,複数回答あり)



6.漂着ごみ・漂流ごみに苦慮している海岸・海域におけるごみの発生時期(行政および漁業関係者,複数回答あり)



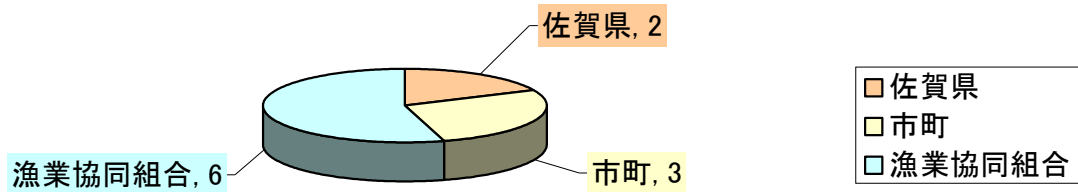
6.その他意見

- ・漂着物については大雨や台風など災害的な要因により河川から有明海に流れ込むものがほとんどであり、その内容は葦や流木などの自然物が大半を占めている。(佐賀市)
- ・流木・ごみの回収は、量によっては人的に限界があり、重機等を用いた回収作業、処分に苦慮している。(有明漁業協同組合大詫間支所)
- ・流木、ヨシクズ、水草、生活ゴミ等は、上流から流出するものであることから、行政等で上流地域への指導を徹底していただきたい(有明漁業協同組合広江支所、佐賀市支所)。
- ・東与賀町地先のシチメンソウヤード外の東西の角に大量に漂着物が溜まるので何とかしてほしい。(有明漁業協同組合東与賀支所)
- ・海上に出たら潮の満ち引きの折、海岸及び河口付近のヨシ又はシチメンソウの中に入り込み清掃難度を高めてしまう。(有明漁業協同組合佐賀市支所)
- ・漂着物が河川及び海へ流れますと、漁船事故になり兼ねませんので早急の対応をお願いします。(有明漁業協同組合鹿島支所)

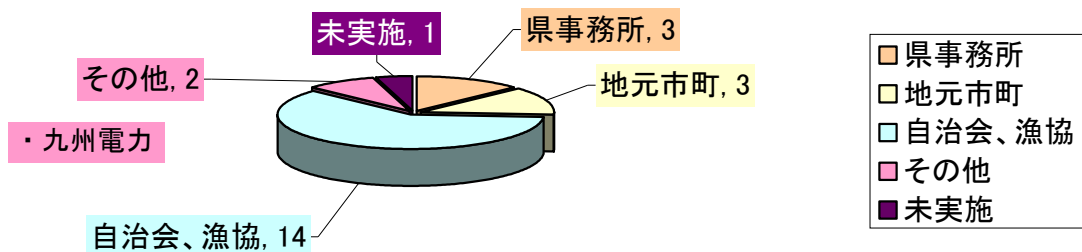
表－ 7.2(1) プレ調査結果(松浦沿岸)

漂流・漂着ごみアンケート結果(松浦沿岸)

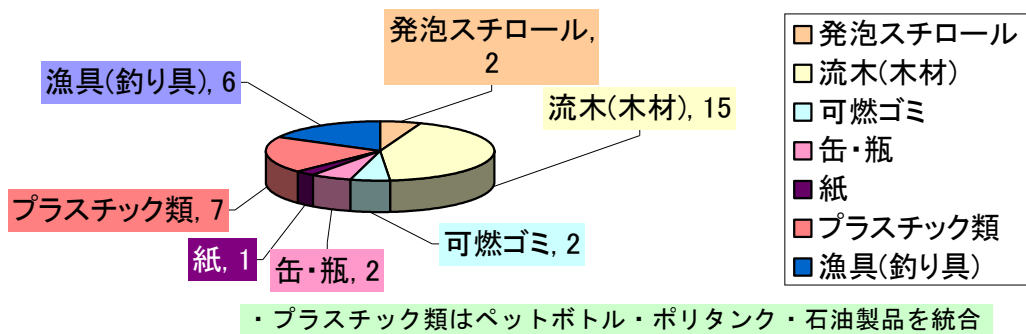
1.アンケート返答機関数



2平成19年度～平成21年度の漂着ごみ・漂流ごみ回収実施機関数(複数回答あり)



3-1.平成19年度～21年度漂着ごみ・漂流ごみの主たる種類 (行政および漁業協同組合,複数回答)



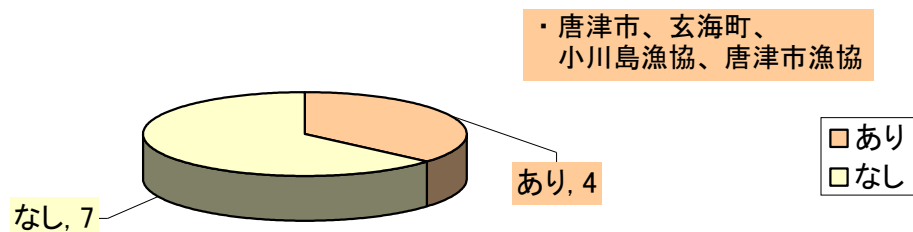
3-2.平成19年度～21年度漂着ごみ・漂流ごみの年平均回収量(行政および漁業協同組合)

- ・最大回収量は、唐津市の災害復旧事業で約62t/年(予算化済み)
- ・各漁業協同組合でも、定期的に清掃活動を実施している

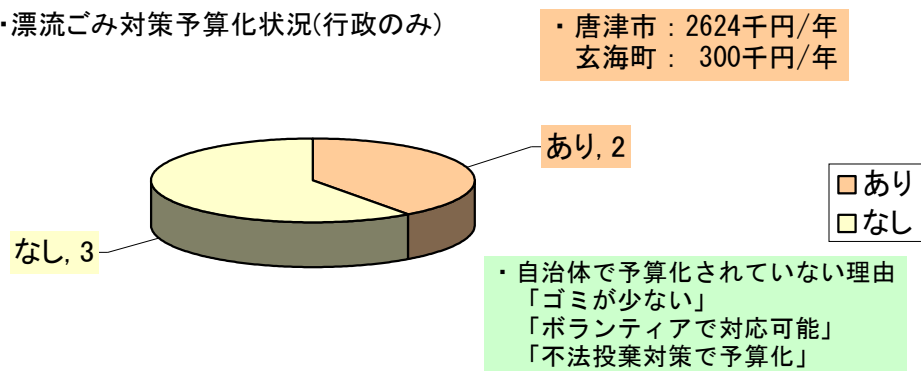
表ー 7.2 (2) プレ調査結果(松浦沿岸)

漂流・漂着ごみアンケート結果(松浦沿岸)

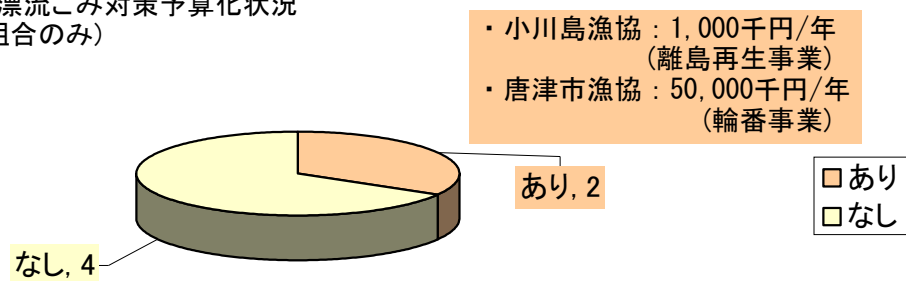
4-1.漂着ごみ・漂流ごみ対策予算化状況(行政および漁業協同組合)



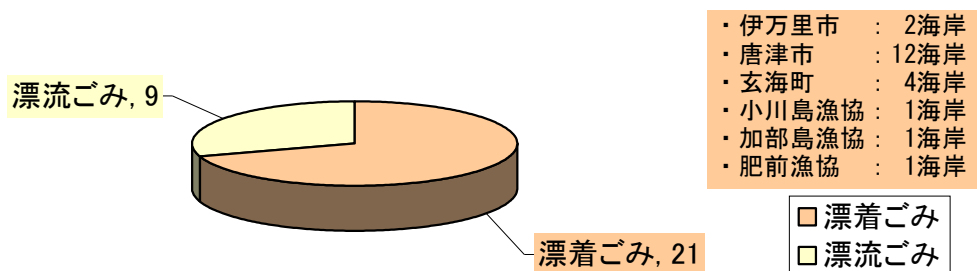
4-2.漂着ごみ・漂流ごみ対策予算化状況(行政のみ)



4-3.漂着ごみ・漂流ごみ対策予算化状況
(漁業協同組合のみ)



5-1.漂着ごみ・漂流ごみの苦慮している海岸・海域数(行政および漁業関係者,複数回答あり)

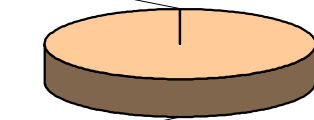


表ー 7.2 (3) プレ調査結果(松浦沿岸)

漂流・漂着ごみアンケート結果(松浦沿岸)

5-2.漂着ごみ・漂流ごみの苦慮している海岸・海域数(行政のみ,複数回答あり)

漂流ごみ, 0



漂着ごみ, 17

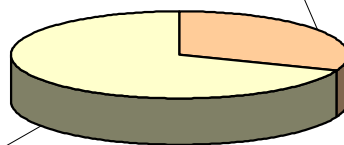
- ・伊万里市 : 波瀬漁港海岸、多々良海岸
- ・唐津市 : 東の浜海岸、西の浜海岸
幸多里浜海岸、相賀の浜海岸
立神海岸、浜崎海岸、波戸岬海岸
大戸海岸、大友海岸、福浦海岸
大納所海岸
- ・玄海町 : 牟形海岸、大藺海岸
浜野浦海岸、普恩寺海岸

□ 漂着ごみ
□ 漂流ごみ

・海岸の選定理由
「景観面および環境面」

5-3.漂着ごみ・漂流ごみの苦慮している海岸・海域数(漁業関係者,複数回答あり)

漂着ごみ, 4



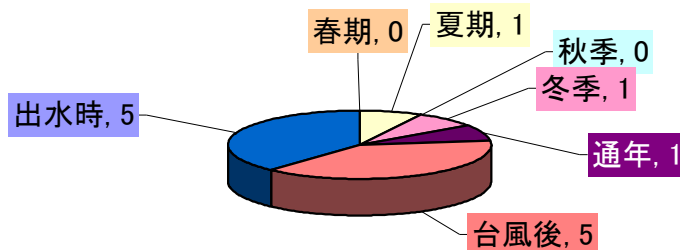
漂流ごみ, 9

- ・小川島漁協 : 小川島地先の海岸
- ・加部島漁協 : 加部島海岸
- ・肥前漁協 : 京泊漁港周辺の海岸

□ 漂着ごみ
□ 漂流ごみ

・海岸の選定理由
「特産品の水揚げに影響」
「漁場への漂着」

6.漂着ごみ・漂流ごみに苦慮している海岸・海域におけるごみの発生時期(行政および漁業関係者,複数回答あり)

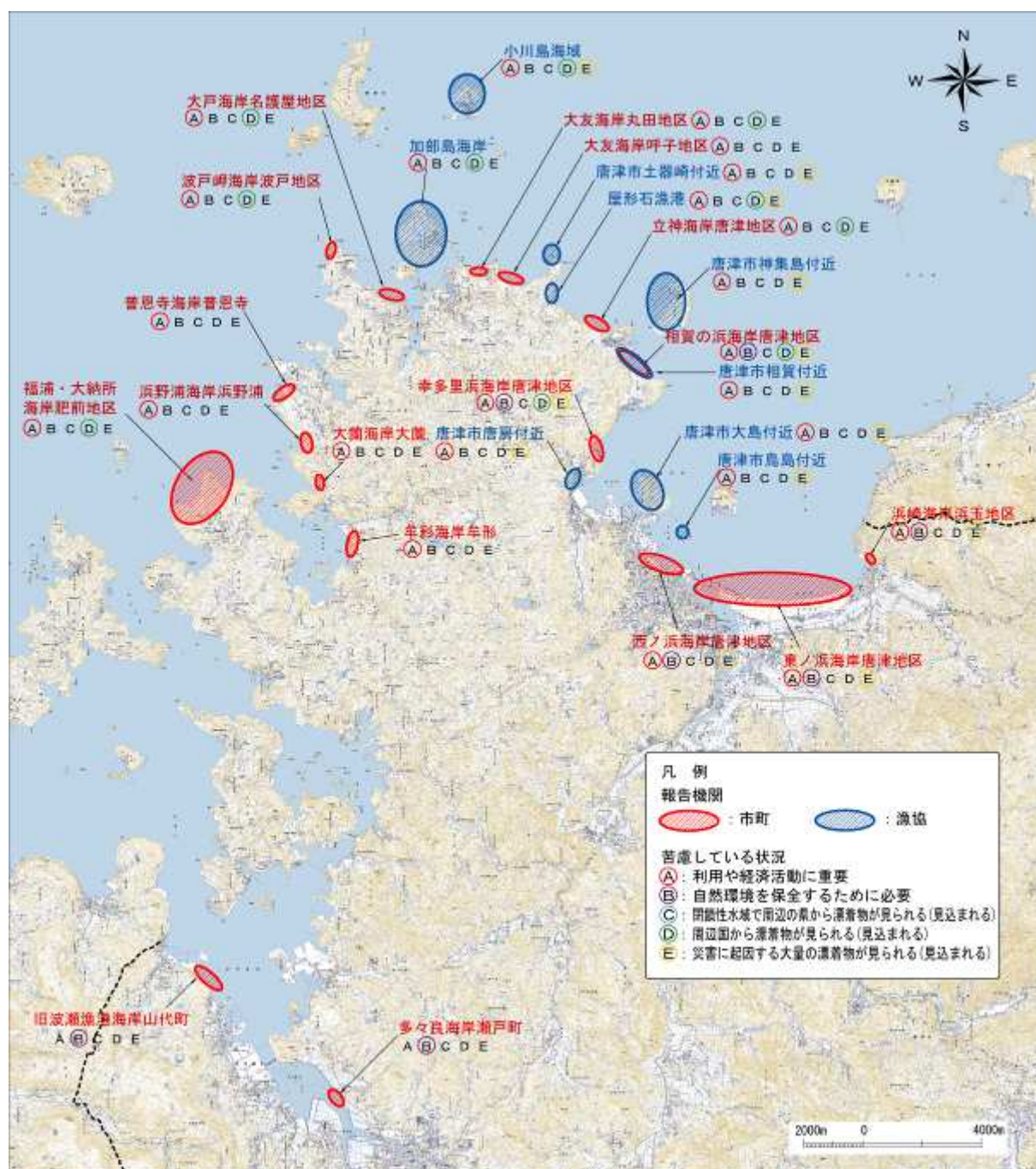


□ 春期
□ 夏期
□ 秋季
□ 冬季
□ 通年
□ 台風後
□ 出水時

・行政からの回答はない

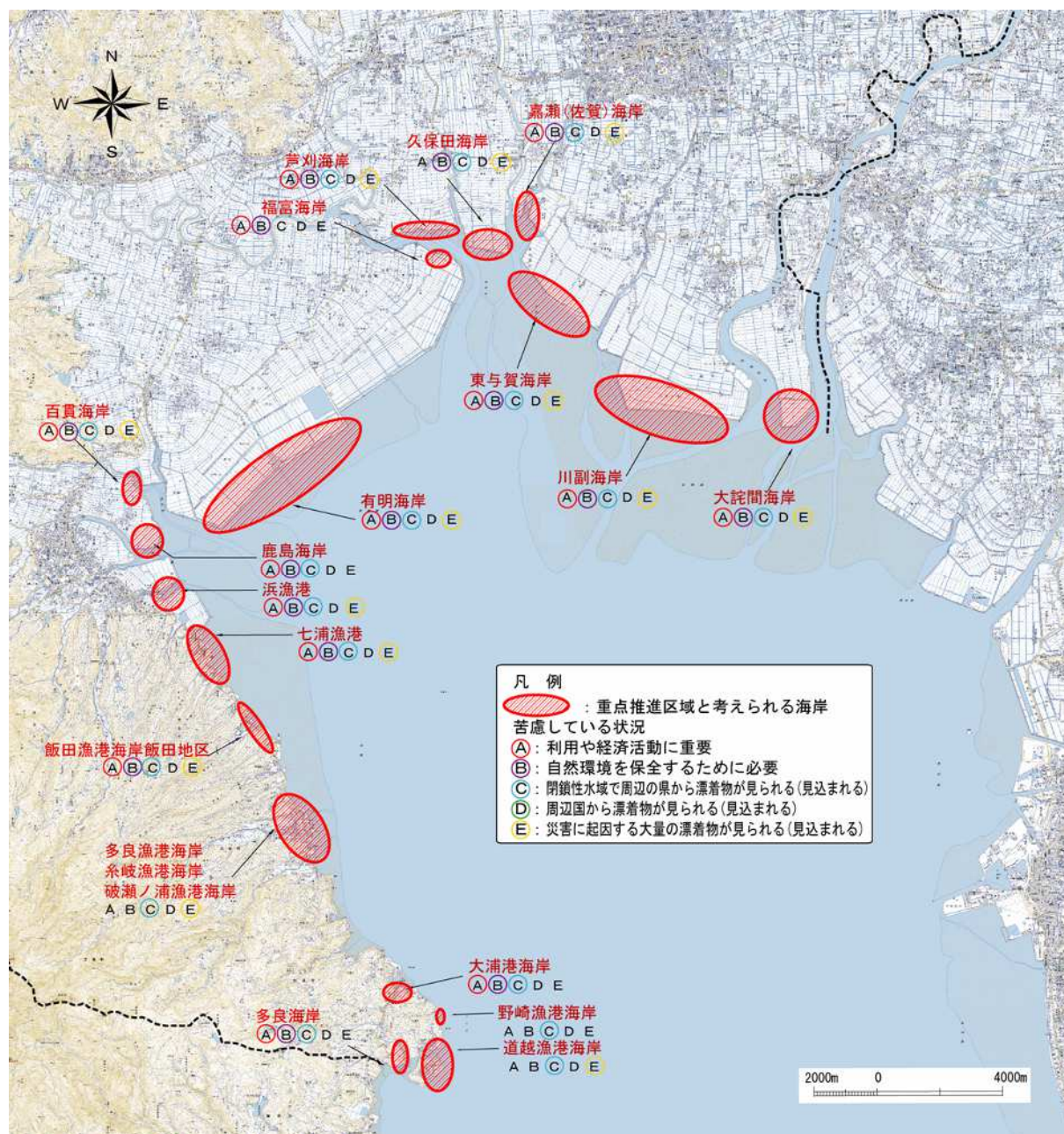
6.その他意見

- ・個人あるいは、地元区に日常管理として、月2回海岸の巡視を委託し、現状調査を行っている。(伊万里土木事務所)
- ・ポリ容器ハングル文字製の漂着物が目立つ。(唐津農林事務所、唐津市)
- ・「医療廃棄物及びポリ容器の海岸漂着に伴う」海岸パトロールを実施(唐津農林事務所)
- ・台風後の漂着ごみが時々ありますが、大きな問題は現在のところなし(伊万里市)
- ・降雨時の松浦大堰解放時に一気に木・竹等が流出する(唐津市)・役場職員互助会でボランティアの一環で年1回、回収作業、処分を実施していますが、完全に回収等できるものではないため事業による対応が望ましい。(玄海町)
- ・小型船舶協会(いまりマリーナ)が定期的に伊万里湾の清掃を実施している(伊万里市)



図一 7.2 漂着物に苦慮している海岸位置図(松浦沿岸)

(2) 本調査結果



図－ 7.3 本調査海岸位置図(有明海沿岸)

表－ 7.3(1) 有明海沿岸における本調査結果

回答者				佐賀土木事務所		県 佐賀中部農林事務所		武雄土木事務所	
重点推進区域の名称				大詫間海岸 川副海岸 東与賀海岸 嘉瀬海岸(佐賀海岸) 芦刈海岸		有明海沿岸地域		福富海岸	
海岸管理者名等				佐賀県		佐賀県		佐賀県	
海岸の特性				干潟、捨石		干潟		捨石	
管理区分(所管)				海岸保全区域(河川局)		海岸保全区域(農振局)		福富海岸(農振局)	
海岸の利用状況				漁港(佐嘉、福所江) 港湾(住ノ江) 公園(つばき)として利用					
重点推進区域のタイプ				A: 海苔養殖等 B: 干潟やそこに生息する生物等の自然環境 C: 有明海 F: 梅雨前線、台風による豪雨の後に漂着		C: 有明海		B: 良好な景観や環境 C: 有明海	
重点推進区域の範囲				大詫間海岸: 1217m(河川局) 川副海岸: 3203m(河川局) 東与賀海岸: 5027m(河川局) 嘉瀬海岸(佐賀海岸): 1610m(河川局) 芦刈海岸: 4180m(河川局)		大詫間海岸: 2387m(農振局) 南川副海岸: 3532m(農振局) 国造海岸、西川副海岸: 6376m(農振局) 東与賀海岸: 1811m(農振局) 久保田海岸: 4762m(農振局)		福富海岸: 1,226m(農振局)	
海岸漂着物の実態		海岸漂着物の現存量		H19: 2.7 t H20: 12.7 t H21: 1006.7 t		1,100m3/年		12t/年	
		海岸漂着物の主な種類		自然物(葦くず、流木等) 可燃物(ペットボトル、空き缶等)		自然物(葦流木) 可燃物(ペットボトル) 不燃物(びん、缶、破損品等) 漁具(立竿、浮き袋等)		葦くず、流木、タイヤ、発砲浮具、肥料袋、その他	
		海岸漂着物の主な大きさ		一人で搬出可能		一人で搬出可能 一部は重機等が必要		概ね、一人で搬出可能な漂流物である。	
		扱いに苦慮する漂着物		大量自然物の漂着(葦くず、流木等)		最終処分扱いとなるもの		葦くず、発砲浮具、流木	
		海岸漂着物の将来性		今後も出水後に河川を通じて流出してくる恐れがある		大きな出水や台風後には必ず漂着する。		今後も発生する	
		主な発生原因		河川からの流出(出水時)		河川からの流出(筑後川早津江川)から(出水時) 台風後 橋、河川、漁場からのボイ捨て		河川からの流出	
		発生時期		河川の出水時 台風時期		梅雨時期 台風時期		梅雨、台風期に限らず通年	
		海岸漂着物による被害状況		漁業活動への影響(ノリへの混入) 景観に影響 動植物の生息環境に影響		漁業活動への影響(ノリへの混入)		漁業活動への影響(海苔への混入)	
当地区における推進の必要性				海浜利用(漁業活動)保護の観点から対策推進が必要 景観、稀少生物保護の観点から対策推進が必要		海浜利用(漁業活動)保護の観点から対策推進が必要		海浜利用(漁業活動)保護の観点から対策推進が必要	
回収・処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸		○		○		○	
		取組(対策)		①有明海クリーンアップ作戦(海岸清掃) ②海岸管理者による回収処分		・大量発生時に回収を実施		一定量のごみが漂着した場合に実施	
		実施主体		①県水産課、漁協 ②海岸管理者(県)		・佐賀県		佐賀県	
		実施主体毎の役割分担		①人力での回収処分 ②人力で対応困難なものの回収処分				委託業者	
		回収方法		①人力 ②機械		・人力 ・機械(クレーン・バックホウ)		人力	
		回収者		①参加者 ②委託業者		・委託業者		委託業者	
		海岸から背後道路へのアクセス		・容易		・容易(海岸の管理用道路)		有	
		搬出方法		・トラック		・人力・機械(クレーン・バックホウ)		人力・機械	
		搬出者		①参加者 ②委託業者		・委託業者		委託業者	
		運搬方法		・トラック		・トラック		トラック	
		運搬者		①協力業者(処理業者も参加) ②委託業者		・委託業者		委託業者	
		処理方法		①協力業者(処分場へ持ち込み) ②処分場		・中間処理施設 ・最終処分地		最終処分場への搬出	
		処理者		①協力業者(処理業者も参加) ②委託業者		・中間処理施設 ・最終処分地の管理者		産業廃棄物業者	
		対策予算		①不明 ②1,277千円(平成22年)		・約1,000万円(年間)		恒常的予算なし(H22緊急総合対策費及び海岸保全費 計977千円)	
回収・処理対策	問題点と考えられる対応策	取組(対策)		問題点					
				対応策					
		実施主体について		問題点					
				対応策					
		回収について		問題点		・南川副及び国造地区は、佐賀空港の高さ制限よりクレーンによる施工が不可能			
				対応策					
		搬出について		問題点					
				対応策					
		運搬方法		問題点					
				対応策					
		処理方法		問題点					
				対応策					
		対策予算		問題点	・予算は「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用しているが、事業が時限的措置であるため将来の予算確保が不透明。	GND基金等々の予算は時限的であることから、恒久的な予算措置が必要。	恒常的な予算なし(海岸保全費であるため直接的な予算ではない H22富海岸分96千円)		
				対応策	・恒久的な事業とされるよう要望する。	・予算処置を行う			
発生抑制対策	現状	漂着物特性					海岸、河川、公有水面、山林等からの流入		
		推定される排出経路			・葦等: 流入河川(筑後川・早津江川、出水時) ・人工物: ボイ捨て		・葦・・・海岸干潟、海岸→河川敷 ・流木、一般ごみ・・・海岸→河川→公有水面・灌漑用水路→まち・田畑・山林等		
		取組(ソフト対策、ハード対策)					海岸巡視実施		
		実施主体					佐賀県		
		実施主体毎の役割分担							
		対策予算							
	問題点と考えられる対応策	取組(対策)		問題点			発生源が県、市町、農林漁業、一般利用者と広範囲であることから、啓発事項の周知や大規模なごみ回収の実施が難しい。		
				対応策	・葦等は、出水期及び台風時期前に伐採する ・人工物は、モラルを守るよう啓発等を行う		海岸、河川、公有水面等の管理者及び農林漁業者が発生源対策を実施することが必要である		
		実施主体について		問題点					
				対応策			河川管理者及び河川に流入する公有水面等の管理者並びに農林漁業者については、発生源対策を促すとともに、利用者に対して広く啓発する必要がある。		
		対策予算		問題点	・発生抑制のために河川内の葦をすべて事前に伐採、処分することは予算上も困難であると思われる。				
				対応策	・発生後速やかに対応する方が得策で、現実的と思われる。		海岸、河川、公有水面等の管理者及び農林漁業者が発生源対策を実施するための各事業者ごとの予算化が必要である。		
		基本的な方針				・自然と共生する、安全で、親しまれる海岸		海浜利用(漁業活動)保護の観点からの対策を推進する必要がある。	
		その他、要望、意見							

表－ 7.3(2) 有明海沿岸における本調査結果

回答者				県		
				武雄農林事務所	鹿島土木事務所	鹿島農林事務所
重点推進区域の名称				有明海岸	大浦港海岸（野崎地区） 鹿島海岸、太良海岸 一般公共海岸	・鹿島海岸（浜地区） ・鹿島海岸（七浦地区） ・太良海岸（大浦地区）
海岸管理者名等				佐賀県	佐賀県	佐賀県
海岸の特性				捨石 消波ブロック	岩礁及び砂浜	堤防及び砂浜
管理区分（所管）				海岸保全区域（農振局）	海岸保全区域（河川局、港湾局）	海岸保全区域（農林水産省農村振興局）
海岸の利用状況				漁港（一部）	漁場（海岸地先水域にてアサリ貝を養殖）	・漁場、漁港等
重点推進区域のタイプ				A：漁業（ノリ漁等） C：有明海	A：漁業（アサリ漁等） B：背後地に民家あり、漂着ゴミにより消波機能の低下防止 C：有明海	A：ノリの養殖、小型底引き網等 B：希少生物等 C：有明海
重点推進区域の範囲				有明海岸：6,570m（農振局） 福富海岸：7,569m（農振局） 廻里江海岸：2,487m（農振局）	5378m（港湾局） 7796m（河川局） その他一般公共海岸	・鹿島海岸（浜地区）：2,815m ・鹿島海岸（七浦地区）：2,887m ・太良海岸（大浦地区）：740m ※鹿島農林事務所管理分のみ
海岸漂着物の実態		海岸漂着物の現存量		1000m3以上（出水台風時、回収実績）	ほぼ見られない	・有明海漁協鹿島市支所：2tトラック5台　・大浦支所：2tトラック2.5台 ※農地海岸以外含む
		海岸漂着物の主な種類		自然物（流木、竹類、葦類） プラスチック系ごみ	自然物（流木竹葦） 不燃物（漁業系：フイ等）	・葦くず ・ペットボトル、空きかん等
		海岸漂着物の主な大きさ		流木竹類は1mから15m 葦類は1m以下 プラスチック系ごみはペットボトルから発泡スチロール製のフイ	人力で困難なサイズ（重機が必要なサイズ） 自然物と廃プラ等が混合しており人力による分別が必要	・人力で可能
		扱いに苦慮する漂着物		流木 竹類 葦類 プラスチック系ごみ	流木等の巨大な自然物に発生して苦慮している（最終処分）	・特に大きな流木（人力での搬出が困難なもの）
		海岸漂着物の将来性		今後も発生する	今後も発生する（潮流風向きで発生）	今後も発生する（潮流・風向きで発生）
		主な発生原因		河川からの流出（出水時）	沖合からの流入	・河川からの流出 ・沖合からの漂着
		発生時期		梅雨時期 台風時期	梅雨時期	・梅雨時期　　　・台風時期
		海岸漂着物による被害状況			漁業活動への影響（ノリへの混入） 景観保全の観点	・漁業活動への影響
当地区における推進の必要性				海浜利用（漁業活動）保護の観点から対策推進が必要	海浜利用（漁業活動）保護の観点から対策推進が必要	
回収処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸		○	○	○
		取組（対策）		・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業等	①ある程度の量が漂着した場合に回収、処分を実施 ②小規模のものはクリーンアップ	①有明海クリーンアップ（全体）の参加 ②ノリ時期の前、JF佐賀有明鹿島支所の青年部・女性部により独自に除去
		実施主体		・佐賀県	①鹿島土木事務所 ②漁協等	①有明海漁協（鹿島市支所・大浦支所） ②漁協組合員
		実施主体毎の役割分担		・回収搬出運搬処分：委託業者	・明確な役割分担はない	・明確な役割分担はない
		回収方法		・人力 ・機械	①人力・機械 ②機械（クレーン・バックホウ）	①人力 ②参加者のトラックで支所まで運搬
		回収者		・委託業者	①受注業者 ②漁協等	①参加者のトラックで支所まで運搬し、杵藤クリーンセンター及び太良クリーンセンターが回収する ②参加者（有明海漁協鹿島市支所：300名、大浦支所：260名）
		海岸から背後道路へのアクセス		・容易（堤防の管理用道路） ・特装運搬車 ・クレーン ・ダンプトラック	・困難（堤防に囲まれている）	・有（堤防に囲まれており搬出は困難）
		搬出方法			・人力、機械等	・人力
		搬出者		・委託業者	①委託業者	①上記回収者と同じ ②参加者（有明海漁協鹿島市支所：300名、大浦支所：260名）
		運搬方法		・ダンプトラック	・トラック（重機、人力による積み込み）	・トラック
		運搬者		・委託業者	①委託業者	①上記回収者と同じ ②参加者（有明海漁協鹿島市支所：300名、大浦支所：260名）
		処理方法		・処分場搬出	①（株）テクノジャパン（鹿島市、H22実施分） ②最終処分	・鹿島市：杵藤クリーンセンター ・太良町：太良クリーンセンター経由で杵藤クリーンセンターで最終処理
		処理者		・産業廃棄物業者	①委託業者 ②最終処分地の管理者	・市及び町に依頼
対策予算		・災害予算	①恒常的な予算なし（平成22年度　港湾整備費　620万円）	・なし		
回収・処理対策	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点			・流木等大きなゴミの処理
			対応策			
		実施主体について	問題点			
			対応策			
		回収について	問題点		・重機の乗り入れ可能個所が少ない	・重機の乗り入れが困難
			対応策		・流木等を截断し、人力にて回収	
		搬出について	問題点		・搬出困難個所が多い	
			対応策		・流木等を截断し、人力にて搬出 ・処分場が遠方（運搬費が高価）	
		運搬方法	問題点		・処分に係る市・町の役割分担を構築できれば、回収に予算を回せる	
			対応策			
		処理方法	問題点		・処分費が高価	
			対応策		・処分に係る市・町の役割分担を構築できれば、回収に予算を回せる ・恒常的な予算なし	
		対策予算	問題点		・1,075千円（海岸巡視であるため直接的な予算ではない）	・恒常的な予算なし
対応策						
発生抑制対策	現状	漂着物特性		河川	・自然物（流木・竹・葦） ・不燃物（漁業系：フイ等）	・自然系（流木・竹くず） ・不燃物（空き缶、プラスチック等）
		推定される排出経路		・流木：流入河川（上流の土砂崩れ含む） ・その他：河川への不法投棄ごみ等が漂着する	・沖合からの漂着	・流入河川 ・沖合からの漂着
		取組（ソフト対策、ハード対策）			・海岸巡視を実施	・不法投棄：海岸巡視及び立看板等の広報・啓発活動
		実施主体			・鹿島土木事務所	・県、市、町
		実施主体毎の役割分担				
		対策予算			海岸巡視等によって、不法投棄対策には一定の効果が期待できるが、漂着ゴミの大半は河川等からの流出してくるものであるため、対策予算で発生を直接抑制することは困難	・海岸巡視370千円（現況把握の巡視が主）
	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点		・沖合からの漂着のため発生抑制は困難（遠因は流入河川）	・河川からの流入及び沖合からの漂着が主と思われるので発生抑制は困難
			対応策		・河川流域住民及び漁業者への啓発活動が必要	・地域住民及び漁業者への啓発活動
		実施主体について	問題点			
			対応策			
		対策予算	問題点			
			対応策			
			基本的な方針			
その他、要望、意見						

表－ 7.3(3) 有明海沿岸における本調査結果

回答者			佐賀市		市・町 小城市		白石町			
重点推進区域の名称			・大託間海岸 ・川副海岸 ・東与賀海岸 ・嘉瀬海岸(佐賀海岸) ・久保田海岸		小城市の海岸保全区域（及び六角川、牛津川）		白石町の有明海岸全区域			
海岸管理者名等			佐賀県、佐賀市		佐賀県		佐賀県			
海岸の特性			海岸区域および漁港区域		干潟		漁場漁港			
管理区分（所管）			海岸保全区域（河川局、農振局）、漁港区域				海岸保全区域（河川局、農振局、水産庁）			
海岸の利用状況			特に無し		港湾 ムツゴロウシオマネキ採捕禁止区域		漁場 漁港			
重点推進区域のタイプ			B：希少生物の保護 C：有明海 E：荒天時等に、多量の漂着物発生(梅雨時期)		A：漁業（ノリ養殖等）の荷揚げ桟橋 B：希少生物の保護 C：有明海		C：有明海			
重点推進区域の範囲			大託間海岸：3604m(河川局、農振局) 川副海岸：16239m(河川局、農振局) 東与賀海岸：6838(河川局、農振局) 嘉瀬海岸(佐賀海岸)：1610m(河川局) 久保田海岸：3350m(農振局)		芦刈海岸：4180m(河川局)		312m(漁港)			
海岸漂着物の実態			海岸漂着物の現存量		・887.3t/年(平成18～20年の平均)		可燃物：9m3(回収実績) 不燃物：7m3(回収実績)			
			海岸漂着物の主な種類		・自然物（葦くず、流木等） ・可燃物（ペットボトル、空缶等）		自然物(葦くず、大半) 不燃物(ペットボトル、缶等)		自然物(葦、竹、丸田、木) 空き缶、タイヤ、ペットボトル 発砲スチロール	
			海岸漂着物の主な大きさ		人力では困難		一人で搬出可能		一人で搬出可能(大多数) 一部機械が必要（丸田木5m級）	
			扱いに苦慮する漂着物		流木、葦くず		大量自然物の漂着(葦くず、流木等)		壊れた桟橋 タイヤ	
			海岸漂着物の将来性		大きな出水や台風後には、必ず発生する。		今後も発生する		今後も発生する	
			主な発生原因		山林からの流出(流木) 河川からの流入（葦類）		河川からの流出（葦）		現地周辺からの飛来 沖合からの流着	
			発生時期		通年 台風時		梅雨時期 台風時期		通年 台風時	
			海岸漂着物による被害状況		漁業活動に影響(葦類混入での海苔品質低下) 漁港施設が閉塞		稀少生物(ムツゴロウシオマネキ)への影響 景観を損ねる		漁業活動への影響(ノリへの混入)	
当地区における推進の必要性			海浜利用(漁業活動)保護の観点から対策推進が必要		自然環境保護(稀少生物)の観点から対策推進が必要		海岸保全施設の機能確保、海苔養殖の観点から対策の 必要がある			
回収・処理 対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸		○		○		○		
		取組（対策）		①各所属漁協の漁港清掃 ②筑後川流域ごみ対策研究会 ③筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会 （ゴミ対策WG）		①環境生態系保全活動支援事業 ②緊急雇用集出基金事業		・各漁協組合員(年数回)		
		実施主体		①佐賀県有明海漁協（各支所） ②、③佐賀市		・小城市、佐賀県有明海漁業協同組合芦刈支所		・佐賀県有明海漁協共同組合及び各漁協組合（白石町：竜王漁協・新有明漁協・北明漁協・福富漁協）		
		実施主体毎の役割分担		・漁業者：各漁港毎に清掃 ・市：大規模撤去時の重機等の手配及びごみの無償受け入れ		・市：回収、処分の協力 海岸管理者への要請 発生原因に関する調査協力 環境教育推進、普及啓発 ・漁協：国・県・市町への協力（参画） 廃棄物の適正処分 マナー、モラル向上 環境教育の取り組みへの参画		漁協：回収 海岸管理者：長大物、災害起因ごみの収集及び処分		
		回収方法		・人力 ・機械(必要に応じ)		・人力(漂着ゴミ) ・漁船(水中ゴミ)		・人力		
		回収者		・漁業者（婦人部・青年部等） ・所属漁家（各家1名以上）		①漁業者 ②受託者(漁業者6名)		・漁協青年部・女性部 521人		
		海岸から背後道路へのアクセス		・容易		・容易		・容易		
		搬出方法		・人力 ・機械（バックホウ等）		・人力 ・船舶		・人力		
		搬出者		・漁業者（婦人部・青年部等） ・所属漁家（各家1名以上）		①漁業者 ②受託者(漁業者6名)		・漁協青年部・女性部：521人		
		運搬方法		・トラック ・ダンプトラック（2t～4t）		・トラック		・ダンプトラック(4トン)等		
		運搬者		・各漁家 ・佐賀市		①漁業者 ②受託者(漁業者6名)		・漁協青年部、関係者(数名)		
		処理方法		・市清掃センターにて処分		・焼却(小城市廃棄物中継センター)		・杵藤クリーンセンター		
		処理者		・佐賀市 環境課				・杵藤クリーンセンター職員		
		対策予算		・市単独予算 年約700,000円 (3ヵ年平均)		・4,716千円（年間）		・無し		
回収・ 処理 対策	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・大半は河川由来の漂着物（葦類） ・漂着量は年々増加傾向 ・漂着時期が漁業活動の直前であり、回収出来ない と沖合いへ再漂流してしまう ・河川管理者の発生源除去対策の実施 ・行政機関同士の漂着物対策（回収・処理）の迅速な 連携を行う	・現状では漁業者が中心となって活動しており、繁忙 期等に対応できない可能性が懸念 ※発生抑制対策より ・NPO等の他の実施主体との協力、連携が必要 ※発生抑制対策より	・漂着物の大半が河川由来の漂着物であり、その量も 多い ・漂着時期は、漁業活動の直前であり、十分な対応が できない場合水産業への影響が懸念される。 ・効率的な回収処分と合わせ、発生源対策の検討も必 要				
			対応策							
		実施主体について	問題点							
			対応策							
		回収について	問題点			消波ブロック奥に堆積している漂着物の回収が困難				
			対応策							
		搬出について	問題点							
			対応策							
		運搬方法	問題点							
			対応策							
		処理方法	問題点							
			対応策							
		対策予算	問題点		・現在の活用予算は時限的である					
			対応策		・恒久的な予算措置を講じる					
発生 抑制 対策	現状	漂着物特性		・植物系（葦くず、流木）68% ・生活系（ペットボトル、空き缶等）29% ・その他（タイヤ、家電製品等）3%	量的に最も多いのはヨシだと思われるが自然物である ため、発生抑制は難しい。	・生活系（一般のゴミ） ・自然系（葦、流木等）				
		推定される 排出経路		・流入河川：自然系、生活系、その他	・流入河川(葦、台風・梅雨時期) ・流入河川(葦、通年)	・地域の生活者、漁業系				
		取組（ソフト対策、ハード対策）				・巡視員による監視・町報による普及啓発				
		実施主体				・自治会 ・漁協組合				
		実施主体毎の役割分担				自治会と漁組の役割分担がわかればお教えください。 →発生抑制策ではない（回収処分に係る自治会、漁協 活動は各々で実施されているもの）				
		対策予算								
	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・河川由来（葦類）であり、管理者対応に委ねられ、 他機関対応は困難						
			対応策	・葦等は、適期（出水及び台風の前）に伐採し処分する						
		実施主体について	問題点	・漂着物の大半が河川由来であり、管理者対応に委ね られる ・漂着物増加により、漁業者でのボランティア活動も限 界である						
			対応策	・漁業への影響を考慮し、行政機関同士の連絡を迅速に する ・発生抑制及び回収・処分対策を実施する	・NPO等の他の実施主体との協力、連携が必要					
			対策予算	問題点		・現在の活用予算は時限的である				
				対応策		・恒久的な予算措置を講じる				
		基本的な方針			・有明海の良好な自然を守り生物多様性を確保するた めにも、海岸漂着物の対策については、関係機関と連 携しながら回収処理・発生抑制に取り組んでいく。			世界で唯一のムツゴロウ・シオマネキを保護している 地区であることから、ムツゴロウ・シオマネキ他の希 少な生物の生息環境の維持・向上を図りたい。		
		その他、要望、意見								

表－ 7.3(4) 有明海沿岸における本調査結果

回答者			市・町		
			鹿島市	太良町	
重点推進区域の名称			百貫漁港 浜漁港 七浦漁港（塩屋、音成地区） 飯田漁港（飯田、箱崎地区）	多良漁港海岸 破瀬ノ浦漁港海岸 糸岐漁港海岸 野崎漁港海岸 道越漁港海岸	
海岸管理者名等			鹿島市（漁港管理者）	太良町（漁港管理者）	
海岸の特性			漁港（潮位の差が大きい干潟内に存在する。）	干潟、砂浜、岩礁	
管理区分（所管）			海岸保全区域（水産庁、鹿島市）	海岸保全区域（水産庁）	
海岸の利用状況			漁港	漁港 漁場	
重点推進区域のタイプ			A漁業（ノリ漁等） B：稀少生物（ムツゴロウ、シオマネキ等の絶滅危惧種） C：有明海 E：多量の漂着物発生（出水時）	C：有明海 E：台風時潮流関係の諸条件による発生（8～9月）	
重点推進区域の範囲			百貫漁港：471m 浜漁港：1564m 七浦漁港海岸（塩屋）：872m 七浦漁港海岸（音成地区）：417m 飯田漁港海岸（飯田）：284m 飯田漁港海岸（箱崎地区）：110m	多良漁港海岸：3,224m 糸岐漁港海岸：1,524m 破瀬ノ浦漁港海岸：618m 野崎漁港海岸：858m 道越漁港海岸：3,026m	
海岸漂着物の実態	海岸漂着物の現存量		約5 t / 年（約1～2 t / 回、回収実績） 河川から大量の草（降雨時、未回収は再漂流）		
	海岸漂着物の主な種類		生活系（缶、ペットボトル、プラスチック、ビニール類） 自然系（流木、草）		
	海岸漂着物の主な大きさ		生活系：一人で回収可能 自然系：機械等が必要		
	扱いに苦慮する漂着物		医療系 薬品系 油類（量は少ない）		
	海岸漂着物の将来性		今後も出水後に河川を通じて流出してくる恐れがある	台風時等今後も発生する	
	主な発生原因		河川からの流出（草） 河川へ流れ込む水路等からの流出（生活系ごみ、除草後の残草）	台風時潮流関係の諸条件により発生	
	発生時期		梅雨時期	台風時期	
	海岸漂着物による被害状況		漁港施設の機能低下（船舶の停泊機能）	漁業活動への影響（ノリへの混入）	
当地区における推進の必要性			海浜利用（漁業活動）保護の観点から対策推進が必要	漁業活動への影響（ノリへの混入）	
回収処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸		○	○
		取組（対策）		・ 漁業者（河川管理者への改善を要望もを行っている）	・ 漁協者のクリーンアップ作戦
		実施主体		・ 漁業者 ・ 佐賀県有明海漁業協同組合 ・ 一般ボランティア ・ 地区振興協議会	・ 漁協（漁連）
		実施主体毎の役割分担		・ 漁業者、漁協：漁港内 ・ ボランティア、地区振興協議会：一般の海岸	・ 漁業者：人力での回収、処分
		回収方法		・ 人力 ・ 海域沖まで船舶で牽引し放置（草）	・ 人力
		回収者		・ 漁業者 ・ 佐賀県有明海漁業協同組合 ・ 一般ボランティア ・ 地区振興協議会	・ 漁業者
		海岸から背後道路へのアクセス		・ 容易	・ 容易
		搬出方法		・ トラック	・ 人力 ・ 機械
		搬出者		・ 漁業者 ・ 佐賀県有明海漁業協同組合 ・ 一般ボランティア ・ 地区振興協議会	・ 漁業者
		運搬方法		・ トラック	・ トラック
		運搬者		・ 漁業者 ・ 佐賀県有明海漁業協同組合 ・ 一般ボランティア ・ 地区振興協議会	・ 漁業者
		処理方法		・ 杆藤クリーンセンター	・ 焼却処分 ・ 処分場への搬送
		処理者		処分場	・ 漁業者
		対策予算		・ 270千円（年間）	
回収・処理対策	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・ 草は沖合で放置していることから再漂流が懸念される	・ 漂着物の量が増えるもしくは広範囲にわたる場合、漁業者の本業との調整や予算面の課題が想定される。
			対応策	・ 草についても回収を行う（費用負担が発生）	
		実施主体について	問題点	草については、発生源である河川管理者との連携が必要	・ 漁協主体での作業では、作業時期の問題が想定される。
			対応策	・ 河川管理者、海岸管理者、漁港管理者で連携を取り、各自適切に管理できる環境を検討する。	・ 漁業者だけでなく、市町等から支援を行う
		回収について	問題点	実施主体で記載していることからカット？	
			対応策		
		搬出について	問題点	・ 漁港防波堤等への漂着物は、作業船が必要となり搬出が困難	・ 搬出が困難な場所での搬出方法（搬出経路の確保が必要） ・ 潮流など漂着物の移動を待っているのが現状である（対応策から）
			対応策		
		運搬方法	問題点	特になし	
			対応策		
		処理方法	問題点	・ 草、大規模な廃棄物、産業廃棄物等は、処分地（空き地）等の確保が必要	・ 漂着物が大量発生した場合に伴う処分場の確保
			対応策		・ 町管理地による処分場の調整が必要
		対策予算	問題点	・ 大量の漂着物が発生した場合、予算内で対応が困難	・ 予算が時限的である
			対応策		・ 行政側からの恒常的な予算を確保し、支援する
発生抑制対策	現状	漂着物特性		・ 発生抑制の対象の発生源は、自然系に属する河川からの草の流出が多い。	・ 自然系（災害：台風時）
		推定される排出経路		・ 自然系（草くず）、生活系（ペットボトル等）：流入河川	・ 沖からの漂着
		取組（ソフト対策、ハード対策）		・ 河川草除去後の清掃を十分に実施するように、河川管理者へ陳情	
		実施主体		鹿島市	
		実施主体毎の役割分担		鹿島市	
		対策予算		・ 今後も同額程度の予算は確保していきたい。	
	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	漂着物の放置は他地域の再漂着が懸念される	・ 発生抑制対策は困難
			対応策	・ 漂着物は再漂流防止の目的から回収・処分する事が望ましい	
		実施主体について	問題点	・ 海岸管理者（佐賀県）、河川管理者（佐賀県）、漁港管理者（鹿島市）で、その管理区域内の対応をしているが、漂着物の対応は広範囲であり、市町のみでの対応は困難	
			対応策	・ 佐賀県が広域対策として一括対応したほうがよい	
対策予算	問題点	・ 大量の漂着物が発生した場合は予算内での対応が困難			
	対応策				
基本的な方針			・ 陸域からの発生対策を充分に行う。		
その他、要望、意見					

表－ 7.4(1) 松浦沿岸における本調査結果

回答者			伊万里農林事務所		伊万里土木事務所		県		唐津土木事務所		唐津農林事務所		
重点推進区域の名称			不明		伊万里港海岸		唐津市鎮西町波戸		唐津市鎮西町波戸		切木海岸 値賀(普恩寺)海岸 有浦海岸		
海岸管理者名等			佐賀県		佐賀県		佐賀県		佐賀県		佐賀県		
海岸の特性			捨石ほか		砂浜(人工海浜)		岩礁ほか		磯浜 護岸(海岸事業で整備)		磯浜 護岸(海岸事業で整備)		
管理区分(所管)			海岸保全区域(農振局)		海岸保全区域(港湾局)		海岸保全区域(河川局) 一般公共海岸		海岸保全区域(農振局)		海岸保全区域(農振局)		
海岸の利用状況			玄海国定公園区域内 背後地の防護 立ち入り等の制限なし		玄海国定公園区域内 海水浴場(遊泳可) 公園		玄海国定公園区域内 海水浴場(遊泳可) 公園		玄海国定公園区域内 海水浴場(遊泳可) 公園		玄海国定公園区域内 背後地の防護		
重点推進区域のタイプ					A:玄海国定公園内、イマリンビーチ		A:玄海国定公園内		A:玄海国定公園内		A:玄海国定公園内		
重点推進区域の範囲											切木海岸:1,888m 値賀海岸:160m 有浦海岸:1,439m		
海岸漂着物の実態			海岸漂着物の現存量		ごく僅か		瓶缶類 15kg/年(回収実績) ペットボトル類 1m3/年(回収実績)				発泡スチロール 1m3/年間(回収実績) ナイロン 0.5m3/年間(回収実績) ペットボトル0.5m3/年間(回収実績)		
			海岸漂着物の主な種類		瓶 空き缶類 たまに流木、発泡スチロール(希)		瓶 空き缶類 たまに流木、発泡スチロール		流木 人工物(生活品)		可燃物 不燃物 自然系		
			海岸漂着物の主な大きさ		一人で搬出可能。		一人で搬出可能。		大半は人力で可能		一人で搬出可能		
			扱いに苦慮する漂着物						医療系				
			海岸漂着物の将来性				今後も発生すると推測		今後も発生すると推測		今後も発生すると推測		
			主な発生原因		現地周辺からのポイ捨て		現地周辺から漂着		漂着		現地周辺から漂着		
			発生時期		通年 台風時		通年		通年		通年		
			海岸漂着物による被害状況		特になし				景観を損ねる				
当地区における推進の必要性			特段対策推進の必要性なし				観光スポットであり、景観上問題があるため改善したい。		特段対策推進の必要性なし		特段対策推進の必要性なし		
回収・処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸				○				△(現時点で未実施)			
		取組(対策)				・県委託業務				・地元海岸のボランティア清掃活動(年に2回程度(海の日等))			
		実施主体				・九州マリンレジャー(株)				・市町 ・肥前漁協			
		実施主体毎の役割分担				・回収搬出運搬処分:委託業者				・回収:地元住民、漁協 ・運搬、処理:市町			
		回収方法				・人力				・人力			
		回収者				・委託業者				・清掃活動参加者			
		海岸から背後道路へのアクセス				・容易				・容易			
		搬出方法				・人力				・人力			
		搬出者				・委託業者				・参加者			
		運搬方法				・自動車				・トラック ・船舶			
		運搬者				・委託業者				・市町 ・肥前漁協			
		処理方法				・市処分場							
		処理者				・委託業者							
		対策予算				・211,200円							
		回収・処理対策	問題点と考えられる対応策	取組(対策)	問題点							・年に2回程度の清掃活動であるが、台風等自然災害時の大量漂着物の緊急対応ができない。	
対応策									・切木海岸は浜幅が狭く、船舶での清掃活動が必要				
実施主体について	問題点												
	対応策												
回収について	問題点												
	対応策												
搬出について	問題点											・人力での搬出が困難(堤防の高さが4m程度)	
	対応策											・機械での回収が望まれる	
運搬方法	問題点												
	対応策												
処理方法	問題点											・分別対応が困難	
	対応策											・産業処理するなどそれらの処理を含めたうえで委託する。	
対策予算	問題点												
	対応策												
発生抑制対策	現状			推定される排出経路		・生活系:陸から投棄、沖合(たまに韓国) ・自然系:沖合		・海外由来を含む海からの漂着物が多い		・大半は内陸部			
		取組(ソフト対策、ハード対策)						・年に2回程度(海の日等)で地元海岸での清掃活動					
		実施主体						・市町 ・肥前漁協					
		実施主体毎の役割分担						・収集:地元住民、漁協 ・運搬処理:市町					
		対策予算											
	問題点と考えられる対応策	取組(対策)	問題点										
			対応策					・看板等の注意喚起。					
		実施主体について	問題点										
			対応策										
		対策予算	問題点										
対応策													
基本的な方針						・観光スポットであり、景観上問題があるため改善したい。		・満越地区(伊万里湾内)、海外からの漂流物は考えにくいため、台風後の清掃活動を推進できる環境を整備していく。					
その他、要望、意見													

表－ 7.4(2) 松浦沿岸における本調査結果

回答者		県	市・町	
		鹿島山漁村課	唐津市	
重点推進区域の名称		高島漁港海岸	浜崎海岸	東ノ浜海岸
海岸管理者名等		唐津市	唐津市（漁港海岸）、佐賀県	佐賀県
海岸の特性		漁港	玉島川河口より東側：浜崎漁港及び海老養殖施設、福岡県境から約1kmは岩礁と砂浜が混在 玉島川河口より西側：市街地と隣接した遠浅の砂浜	砂浜
管理区分（所管）		海岸保全区域（水産庁）	一般公共海岸（約1.1km、福岡県境から浜玉漁港区域） 海岸保全区域（水産庁、市所管、玉島橋を中心とした半径1km） 海岸保全区域（河川局、県土木事務所所管、上記以西）	一般公共海岸（県土木事務所管理課所管、約2.2km、海浜館（唐津地区、浜玉地区境界）から国民宿舎） 海岸保全区域（津浦局、約1.7km、国民宿舎から浜崎橋）
海岸の利用状況		玄海国定公園区域内 漁港 海水浴場 散策 マリンスポーツ（ジェットスキー）	玄海国定公園区域内 満島漁港 海水浴場	玄海国定公園区域内 海水浴場（国交省港湾局所管海岸の一部）
重点推進区域のタイプ		A：玄海国定公園内、漁港 E：梅雨前線、台風による豪雨後に発生（H21は7月）	A：玄海国定公園内、漁港、海水浴場 B：ヒルガオやハマユウ、ウミガメ産卵等の希少動植物 D：周辺国からの漂着物発生 E：荒天時に多量の漂着物が発生（平成19年7月台風4号）	A：玄海国定公園内、漁港、海水浴場 B：ヒルガオやハマユウ等希少動植物 D：周辺国からの漂着物発生 E：荒天時に多量の漂着物が発生
重点推進区域の範囲		約2,000m	約1,700m（浜崎漁港から玉島川河口を超え浜崎海岸の遊泳区域まで） 約2,200m（一般公共海岸、県土木事務所管理課所管、国民宿舎から海浜館付近）	約1,400m（西の浜全域）
海岸漂着物の実態		海岸漂着物の現存量	54m3（9.7t、平成22年回収実績） 約6t（観光業務による定期回収、回収実績）	約63t（平成19年度～平成21年度の平均回収実績） 約20t（平成19年度～平成21年度の平均回収実績）
		海岸漂着物の主な種類	草屑 生活系ごみ等	可燃系（木ざれ、竹切れ等の自然物） ペットボトル、漁網、ロープ等石油系人工物 ※上記で推計90％以上を占めている。 不燃系（缶類、瓶類） ※荒天の場合については大量の鋸屑等の漂着も見受けられる。
		海岸漂着物の主な大きさ	人力 船舶 機械使用	木切れ等は人力で搬出困難なサイズ
		扱いに苦慮する漂着物	なし	廃タイヤ ガスボンベ 船舶（5メートル程度の船外機）等の産業廃棄物 周辺国の医療廃棄物、ポリタンク
		海岸漂着物の将来性	今後も発生すると推測	今後も発生すると推測
		主な発生原因	河川からの流出（松浦川）	河川からの流出（松浦川）
		発生時期	梅雨期 台風期	6月末～9月末 時期は不定期（漁業へ影響）
		海岸漂着物による被害状況	漁港施設が閉塞	海水浴場の閉鎖 希少植物への影響（ヒルガオ、ハマユウ等）
当地区における推進の必要性		漁港施設や海上タクシー等の運行確保の観点から必要 海岸利用（海水浴）および漁業活動等の経済活動保護の観点から対策推進が必要		
回収・処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸		△（現時点で未実施）
		取組（対策）	・実施	①ラプアース・クリーンアップ ②浜玉町西地区ボランティア ③市職員ボランティア ④市委託業者（緊急時） ⑤市委託業者（通常時）
		実施主体	・唐津市 ・地元漁協	①ラプアース・クリーンアップ唐津市実行委員会 ②浜玉町西区 ③唐津市浜玉町職員 ④、⑤市
		実施主体毎の役割分担	・地元漁協との連携	①広報、事務：市（実行委員会） 回収：市民 搬出、運搬：市（町内建設業者協力） 処分：市 ②収集：市民 運搬、処分：市 ③収集：浜玉町職員 処分：海岸埋設 ④、⑤回収搬出運搬処分：委託業者
		回収方法	・人力 ・機械 ・船舶使用	①～②人力（袋に入れる） ③海岸へ車両を運入させ人力で回収 ④～⑤人力
		回収者	・漁協	①ボランティア、市 ②市民ボランティア（西地区）、市 ③、⑤委託業者
		海岸から背後道路へのアクセス	・容易	・容易（玉島川河口より西側） ・困難（玉島川河口より東側、作業車両の停車場）
		搬出方法	・唐津市本土まで船舶輸送	①～③車両と連携して搬出 ④バックホー、キャリアー（一般公共海岸）
		搬出者	・漁業者ほか	①市民 ②市民（ボランティア） ③市役所職員 ④、⑤委託業者
		運搬方法	・トラック	①ダンパー車、クリーン車 ②回収車 ③なし（海岸埋設） ④、⑤不明
		運搬者	委託業者	①市 ②～⑤委託業者
		処理方法	・市処分場	①～⑤焼却処分 ③、④海岸埋設 ⑤唐津市清掃センター
		処理者	・唐津市	①、④～⑥唐津市清掃センター ②委託業者 ③唐津市清掃センター、委託業者
		対策予算	なし	①平成21年度 65千円（唐津市全体、消耗品のみ）※運搬、処分及び人件費等は別途 ②なし（回収袋の提供のみ） ③～⑤なし
		取組（対策）	問題点 対応策	①～⑤特になし ⑥一般公共海岸部分にはボランティアの期待ができない
		実施主体について	問題点 対応策	①現実的に市が事務局となり行っているが実行委員会主体にて行う方が望ましい。 ②～⑤特になし
		回収について	問題点 対応策	①現状では参加者依頼等個人情報を取り扱うことが多いので現状では難しい ②～⑤特になし
		搬出について	問題点 対応策	①緊急時の予算対応は本庁と支所及び複数課でそれぞれ独自に担当されており、一元的・計画的な対応が望ましい。 ②、③特になし ④搬出しないため特になし（海岸埋設）
		運搬方法	問題点 対応策	①、②特になし ③搬出しないため特になし（海岸埋設） ④～⑤特になし
		処理方法	問題点 対応策	①、②海のごみは処分が多く、唐津市清掃センターは対応していないため、炉が非常に偏む。 ③海岸へ埋設（安全対策として行われている。） ④、⑤焼却処分を行なう場合、清掃センターの対応能力が懸念されるため、新規の焼却施設を考慮されたい。 ①、②サイズや処理量から考えて、産業廃棄物としての処理も考慮されたい。
		対策予算	問題点 対応策	①～③特になし ④産業（観光、水産）においては計上されているが、回収、内容は予算の範囲内となり、被害が甚大な場合及び複数回に及ぶ場合は対応できない ⑤県の地方交付税に充じた負担を要請したい ⑥県の地方交付税に充じた負担を要請したい ⑦県の地方交付税に充じた負担を要請したい ⑧県の地方交付税に充じた負担を要請したい ⑨県の地方交付税に充じた負担を要請したい ⑩県の地方交付税に充じた負担を要請したい
基本的な方針	現状	推定される排出経路	・松浦川（出水時）	・木村等：玉島川からの流入 ・医療廃棄物等：周辺国からの漂着
		取組（ソフト対策、ハード対策）	・平常時に河川由来の漂生およびごみを除去（他機関）	・平常時に河川由来の漂生およびごみを除去（他機関）
		実施主体	・国土交通省松浦川出張所	・国土交通省松浦川出張所
		実施主体毎の役割分担	・国土交通省松浦川出張所（大堰の管理及び通常時のごみの除去）	・国土交通省松浦川出張所（大堰の管理及び通常時のごみの除去）
		対策予算	・不明	・不明
問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・河川（玉島川）からの流入物は、所管が異なることから対応不可能	・河川から流出するごみが80％以上を占める。出水時に大堰を全開にした場合、ごみが唐津湾に流出し東の浜に流出する。
		対応策	・河川（玉島川）からの流入物は河畔に自生する葦が主であるので、河川管理者に対応を要請したい	・河川管理者で事前回収を行う（海岸管理者から河川管理者に要請）
		問題点	・河川（玉島川）からの流入物は、所管が異なることから事前対応が困難	・河川管理者のゴミ収集の目的は堰の管理機能の維持であるため、ごみの流出の防止は目的に入っていない。
		対応策	・河川管理者への事前回収等の要請を行う	・河川のごみ収集も、管理者に交わり実施
		問題点	・環境対策予算として、本庁に全額（2,000千円）配当 ・河川管理は管轄外であるため不明	・河川からのごみを流出後に回収することによって、多大なコストが発生する可能性が考えられる。
その他、要望、意見	取組（対策）	問題点	・緊急時等に適切な予算配分が望まれる	・河川に滞留しているゴミを海岸管理者が流出前に回収することによって漂着ゴミの回収コストを低減できる。
		対応策	・緊急時に大量に漂着する場合は、市関係各所及び県土木事務所と迅速な協議を行い、ごみの早急な除去を行う。（漂着区域により県市が同時に両業者委託する、市職員ボランティアが回収し、県が運搬処分を行う等）	・一般公共海岸部分（約2km間）は侵入経路が無いため、ボランティア団体が清掃活動をまんべんなく行うことが困難 ⇒海岸管理者による車両通行可能道路を整備することによりボランティア団体による清掃活動を進捗させる環境を整え、海岸の利用者を期待し東の浜海岸の価値を見直すことで、ボランティア活動を促進させる。
		問題点	・船舶泊地のごみによる閉塞が発生し、船舶の航行に支障が生じるため、漁業者と連携した効率的な体制を構築する必要がある。	・松浦川からの急激なごみの漂着は、海岸管理者を主として河川管理者に事前回収を要請することにより、漂着量を減少させ大堰付近での効率的な回収を行えるようとする。 ⇒通常の自然漂着物のみとなり、ボランティアのみで対応できる環境を整える。
		問題点	・特に県境付近は多量の漂着物が見られることから、漂着物の回収をお願いしたい。	・協議会より河川管理者にごみの排出削減について意見を求め、この計画策定に組み込んで頂きたい。
		対応策	・協議会より河川管理者にごみの排出削減について意見を求め、この計画策定に組み込んで頂きたい。	・協議会より河川管理者にごみの排出削減について意見を求め、この計画策定に組み込んで頂きたい。

表－ 7.4(3) 松浦沿岸における本調査結果

回答者		市・町				
		唐津市		立神海岸	大友海岸	
重点推進区域の名称		幸多里海岸	相賀の浜海岸			
海岸管理者名等		佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	
海岸の特性		約500mは砂浜(中央部) 北側約300m、南側約150mの両端は岩礁地帯(両端部)	砂浜(中央部) 岩礁(両端)	岩礁	砂浜 岩礁	
管理区分(所管)		一般公共海岸	一般公共海岸	一般公共海岸	一般公共海岸	
海岸の利用状況		玄海国定公園区域内 海水浴場	玄海国定公園区域内 海水浴場	玄海国定公園区域内 海水浴場	玄海国定公園区域内 サーフィン利用	
重点推進区域のタイプ		A：玄海国定公園内、海水浴場 D：周辺国からの漂着物発生 E：荒天時等に多量の漂着物が発生	A：玄海国定公園内、海水浴場 D：周辺国からの漂着物発生 E：荒天時等に多量の漂着物が発生	A：玄海国定公園内、海水浴場 D：周辺国からの漂着物発生 E：荒天時等に多量の漂着物が発生	A：玄海国定公園内 D：周辺国からの漂着物発生	
重点推進区域の範囲		約930m(幸多里浜全域)	約1,460m(相賀の浜全域)	約1,000m(立神海岸全域)	約475m(大友海岸全域)	
海岸漂着物の実態		海岸漂着物の現存量	約3.3t(平成19年度～平成21年度の平均回収実績)	約3t(平成19年度～平成21年度の平均回収実績)	約4.1t(平成19年度～平成21年度の平均回収実績)	約50 t
		海岸漂着物の主な種類	可燃系(木ぎれ、竹切れ等の自然物) ペットボトル 漁網、ロープ等石油系人工物 ※上記で推計で60%以上を占めている。 不燃系(缶類、瓶類)	可燃系(木ぎれ、竹切れ等の自然物) ペットボトル、漁網、ロープ等石油系人工物 ※上記で推計で60%以上を占めている。 不燃系(缶類、瓶類)	可燃系(木ぎれ、竹切れ等の自然物) ペットボトル、漁網、ロープ等石油系人工物 ※上記で推計で60%以上を占めている。 不燃系(缶類、瓶類)	可燃物(ペットボトル、発泡スチロール、魚網、ロープ、玩具、生活用品(靴、サンダル、洗剤容器等)) 不燃物(缶類等) 自然物(木切れ、竹切れ、海藻等) 漁業系(魚網ロープブイ)
		海岸漂着物の主な大きさ	木切れ等は人力で搬出困難なサイズ	木切れ等は人力で搬出困難なサイズ	木切れ等は人力で搬出困難なサイズ	人力での搬出可
		扱いに苦慮する漂着物	廃タイヤ ガスボンベ 船舶(5メートル程度の船外機)等の産業廃棄物 周辺国の医療廃棄物、ポリタンク 今後も発生すると推測	廃タイヤ ガスボンベ 船舶(5メートル程度の船外機)等の産業廃棄物 周辺国の医療廃棄物、ポリタンク 今後も発生すると推測	廃タイヤ ガスボンベ 船舶(5メートル程度の船外機)等の産業廃棄物 周辺国の医療廃棄物、ポリタンク 今後も発生すると推測	医療系ゴミ(注射器薬瓶等)や大型のポリ容器 タイヤガスボンベ等。(市処分施設では処分できないもの) 消火器
		海岸漂着物の将来性	周辺国からの漂着物は増加傾向	周辺国からの漂着物は増加傾向	周辺国からの漂着物は増加傾向	今後も発生すると推測
		主な発生原因	河川からの流出(松浦川) 唐津湾内及び周辺国からの漂着	河川からの流出(松浦川) 唐津湾内及び周辺国からの漂着	唐津湾内からの漂着 周辺国からの漂着	海域からの漂着 周辺国からの漂着
		発生時期	6月末～9月末(海水浴へ影響) 10～2月の冬季風浪時	6月末～9月末(海水浴へ影響) 10～2月までの強風等により天気が悪化する時期	6月末～9月末(海水浴へ影響) 10～2月の冬季風浪時	通年
		海岸漂着物による被害状況	レクリエーション利用への障害	海水浴場の閉鎖 白砂青松の砂浜に大量のごみが漂着し景観は非常に悪化	サーフィン利用への障害	景観を損ねる
当地区における推進の必要性		海浜利用(海水浴)およびそれらに付随する経済活動保護の観点から対策推進が必要	海浜利用(海水浴)およびそれらに付随する経済活動保護の観点から対策推進が必要	海浜利用(サーフィン)および観光資源保護の観点から対策推進が必要	自然環境(松浦国定公園)や景観保全の観点から対策推進が必要	
回収・処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸				
		取組(対策)	①ラプアース・クリーンアップ ②浦公有財産管理組合の清掃活動 (この団体は夏期にこの海水浴場にある駐車場の管理を行っており、その駐車場とその付近を1～2名程度で清掃を小規模ではあるが行っている)	①ラプアース・クリーンアップ ②近隣企業(あけぼの寿司、ドライブインマキノ)の清掃活動	・サーファー団体(立神杯実行委員会)における清掃活動(月1回程度)	・ボランティア団体による清掃活動
		実施主体	①ラプアース・クリーンアップ唐津市実行委員会 ②浦公有財産管理組合	①ラプアース・クリーンアップ唐津市実行委員会 ②あけぼの寿司(0.02m3程度バックホー)、ドライブインマキノ(人力1～2名程度)	・立神杯実行委員会(サーファー団体)	・サーファーの団体(団体名なし)
		実施主体毎の役割分担	①広報、事務：市(実行委員会) 回収、市民 運搬、処分：市 ②回収、搬出：市民 運搬、処分：市	①広報、市(実行委員会) 回収、市民 運搬、処分：市 ②回収、搬出：ボランティア 運搬、処分：市(一部は、海岸での埋設や焼却処分を行っている)	清掃活動：立神杯実行委員会(サーファー団体) 収集、運搬、処分：市	・回収、搬出、運搬：ボランティア団体 ・処分：市
		回収方法	①人力(袋に入れる) ②人力	①人力(袋に入れる) ②人力	・人力	・人力
		回収者	①市民 ②組合員	①市民 ②ボランティア	・サーファー団体	・ボランティア(10人～20人)
		海岸から背後道路へのアクセス	・困難(1つしかない階段から人力運搬が必要)	・容易(海岸の北側及び南側) ・なし(海岸中央部)	・容易(海岸の北側及び南側) ・なし(海岸中央部)	・特になし
		搬出方法	・人力(駐車場まで)	・人力(車両通行可能箇所まで)	・人力(車両通行可能箇所まで)	・人力(車両通行可能箇所まで、北部衛生処理センター敷地内)
		搬出者	①市民 ②組合員	①市民 ②従業員	・サーファー団体(立神杯実行委員会)	・ボランティア(10人～20人)
		運搬方法	①バックカー車、クレーン車 ②バックカー車、ダンプ	①バックカー車、クレーン車 ②バックカー車、ダンプ	・バックカー車 ・ダンプ	・軽トラック(仮置き場まで) ・バックカー車(処分場まで)
		運搬者	①市 ②委託業者(夏期のみ)	①～②市	・市	・呼子支所市民福祉課職員(仮置き場まで) ・市職員(仮置き場から)
		処理方法	①～②焼却処分	①～②焼却処分	・焼却処分(唐津市清掃センター)	・焼却処分(唐津市清掃センター)
		処理者	①～②唐津市清掃センター	①～②唐津市清掃センター	・市	・唐津市清掃センター
		対策予算	①平成21年度 65千円(唐津市全体、消耗品のみ)ただし運搬、処分及び人件費等は別途 ②特に予算措置無しただし運搬は他地域清掃事業予算で執行、処分費は別途	①平成21年度 65千円(唐津市全体、消耗品のみ)ただし運搬、処分及び人件費等は別途 ②特に予算措置無しただし運搬は他地域清掃事業予算で執行、処分費は別途	・特に予算措置無しただし運搬は他地域清掃事業予算で執行、処分費は別途	・特になし
		取組(対策)	①車両乗り入れ箇所が少ない(松原に限まる、進入可能道路の整備も管理者では無いためできない) ②海岸は実施者が少なく高齢であるため行えない(駐車場中心のボランティア)	①車両乗り入れ箇所が少ない(松原に限まる、進入可能道路の整備も管理者では無いためできない) ②海岸南部は実施者が少ないため、収集や車両通行可能場所までの搬出が困難であるため行えない(企業立地中心のボランティア)	・大量漂着時の緊急の対応が困難	・ボランティアによる回収のみのため、全体のゴミの量から考えると(ほとんど効果がない)
			①管理者に搬出経路の拡充について検討して頂く ②対策の処置なし	①管理者に搬出経路の拡充について検討して頂く ②近隣に住宅が無く、ボランティア団体等も望めないため現状では処置なし	・市から委託を行う(人力のため早期の回収は期待できない)	・業者委託等をして全体的な回収が必要
		実施主体について	①実質的に市が事務局となり行っているが実行委員会主体にて行う方が望ましい ②夏期限定の主に駐車場管理団体であるため正式なボランティアではない	①実質的に市が事務局となり行っているが実行委員会主体にて行う方が望ましい ②大量の漂着には対応できない、夏期限定であるため、海水浴シーズン以外はごみが非常に堆積した状態である	・特に問題なし、 ・緊急時や通常漂着の堆積分については県の委託が必要である。	・サーファーの団体(団体名なし)あくまでボランティアであるので、実施時期、実施範囲、実施規模の指定等は出来ない。
			①現在のところ、処置無し ②地域に海岸利用者が少なく、ボランティアを募る事が困難	①現在のところ、処置無し ②地域に海岸利用者が少なく、ボランティアを募る方が難しい。	・平成22年度に県土木事務所にて委託を検討したが、月1回サーファー団体が回収していることもあり、清掃の対象外になった。	・処置なし
		回収について	①木ぎれ、竹切れ等下処理(50cm以内に切断し袋に入れるか紐で縛る)が出来ないため回収できない。また、搬出も困難。 ②地域に海岸利用者が少なく、ボランティアを募る事が困難	①木ぎれ、竹切れ等下処理(50cm以内に切断し袋に入れるか紐で縛る)が出来ないため回収できない。また、搬出も困難。 ②地域に海岸利用者が少なく、ボランティアを募る事が困難	・回収をもっと行うには、他のボランティア団体の参加も必要。	・少数の人力で回収時間も短いため回収できる量がごく少量である。
			①下処理の機材は対応困難(安全面等) ②参加者数等を考慮すると対応困難	①下処理の機材は対応困難(安全面等) ②参加者数等を考慮すると対応困難	・安全面からボランティア団体の呼びも困難	・業者委託等をして人数・作業時間を十分確保し、全体的な回収が必要
		搬出について	①、②搬出口が1か所しかないため、最大で5～600メートル程度砂浜の悪路の中大人力での運搬が必要であり、困難である。	①、②搬出口が1か所しかないため、最大で5～600メートル程度砂浜の悪路の中大人力での運搬が必要であり、困難である。	・搬出口が2カ所しかないため、最大で5～600メートル程度の岩礁地帯の悪路の中大人力での運搬が必要であり、困難である。	・車が入り出できる場所まで搬出するのに、近い場所でも歩みにくい状態で50m以上あるので少人数では難しい。
			①、②海岸線より海に向かって舗装された道路があることが望ましいが、所有及び管理、舗装の財源等の問題によりできない。(所有者及び管理者に整備してもらうのが望ましい)	①、②海岸線より海に向かって舗装された道路があることが望ましいが、所有及び管理、舗装の財源等の問題によりできない。(所有者及び管理者に整備してもらうのが望ましい)	・海岸線より海に向かって舗装された道路があることが望ましいが、所有及び管理、舗装の財源等の問題によりできない。(所有者及び管理者に整備してもらうのが望ましい)	・業者委託等をして人数・作業時間の十分な確保が必要
		運搬方法	①、②特に無し	①、②特に無し	・特になし	・現在は市の職員で対応しているが、回収・搬出を業務委託するのであれば一緒に委託したい
			なし	なし	なし	・業者への委託
		処理方法	①、②海のごみは塩分が多く、唐津市清掃センターは対応していないため、炉が非常に傷む。	①、②海のごみは塩分が多く、唐津市清掃センターは対応していないため、炉が非常に傷む。	・海のごみは塩分が多く、唐津市清掃センターは対応していないため、炉が非常に傷む。	・唐津市清掃センターでは処理できないタイヤ・消火器等処理困難物がある。
			①、②処理については海岸ごみ専用の焼却場を作るのが望ましいが、処理量が唐津市清掃センターと比べると少なく、市単独では合理的に行うことができないため難しい。	①、②処理については海岸ごみ専用の焼却場を作るのが望ましいが、処理量が唐津市清掃センターと比べると少なく、市単独では合理的に行うことができないため難しい。	・処理については海岸ごみ専用の焼却場を作るのが望ましいが、処理量が唐津市清掃センターと比べると少なく、市単独では合理的に行うことができないため難しい。	・産業処理するなどそれらの処理を含めたうえで委託する。
		対策予算	①、②予算確保に苦慮している(自治事務では無いため、地方交付税等の措置が無い)	①～②予算確保に苦慮している(自治事務では無いため、地方交付税等の措置が無い)	・予算確保に苦慮している(自治事務では無いため、地方交付税等の措置が無い)	・予算がない
			①、②県の地方交付税に応じた負担を要請したい。	①、②県の地方交付税に応じた負担を要請したい。	・県の地方交付税に応じた負担を要請したい。	・財源を確保する
現状	推定される排出経路		・人工物：周辺国や唐津湾内(通常時) ・木ぎれ等：松浦川からの出水(降雨時)	・人工物：周辺国や唐津湾内	・木切れ、竹切れ等：鎮西湾内から漂着 ・ペットボトル、漁網、ロープ等石油系人工物は、国内のものは約70%程度、残30%は周辺国からの漂着	
	取組(ソフト対策、ハード対策)		・未実施	・未実施	・特になし	
	実施主体				・特になし	
	実施主体毎の役割分担				・特になし	
	対策予算				・特になし	
	発生抑制対策	取組(対策)	問題点	・取組みを行っていないこと。	・取組みを行っていないこと。	・取組みを行っていないこと。
			対応策	・市内への排出抑制の広報・協議会での韓国や中国への排出抑制の要望	・市内への排出抑制の広報・協議会での韓国や中国への排出抑制の要望	・市内への排出抑制の広報・協議会での韓国や中国への排出抑制の要望
		実施主体について	問題点	取組みを行っている実施主体は無い。	取組みを行っている実施主体は無い。	取組みを行っている実施主体は無い。
対応策			・市内への排出抑制の広報は市が実施する。 ・海外への排出抑制の要望は協議会→国→周辺国の流れで実施	・市内への排出抑制の広報は市が実施する。 ・海外への排出抑制の要望は協議会→国→周辺国の流れで実施	・市内への排出抑制の広報は市が実施する。 ・海外への排出抑制の要望は協議会→国→周辺国の流れで実施	
対策予算	問題点	・特に必要ないと考えられる。	・特に必要ないと考えられる。	・特に必要ないと考えられる。		
	対応策					
基本的な方針		・排出抑制の広報や要望を行いつつ、管理者による海岸への道路等の整備を行い、車両進入可能道路を拡充する。 ・海岸線に集積場所を設け、海岸を使用するものに自己のゴミを含め清掃を行うよう啓発を行う。		・排出抑制の広報や要望を行いつつ、管理者による海岸への道路等の整備を行い、車両進入可能道路を拡充する。 ・海岸線に集積場所を設け、海岸を使用するものに自己のゴミを含め清掃を行うよう啓発を行う。	・排出抑制の広報や要望を行いつつ、管理者による海岸への道路等の整備を行い、車両進入可能道路を拡充する。 ・海岸線に集積場所を設け、海岸を使用するものに自己のゴミを含め清掃を行うよう啓発を行う。	
その他、要望、意見		大量に漂着した場合、現状では重機等による早急な除去が行えない状態にあるので、ハード面の整備が不可欠である。 ・ボランティア団体の拡幅は難しいため、海岸内に集積場所を設け車両通行可能にすることが望ましいと考えられる。		大量に漂着した場合、現状では重機等による早急な除去が行えない状態にあるので、ハード面の整備が不可欠である。 ・ボランティア団体の拡幅は難しいため、海岸内に集積場所を設け車両通行可能にすることが望ましいと考えられる。	・市民の出入りが多い場所ではなく、急激に漂着することもありないため、グリーンニューデール等での清掃が効果的である。	

表－ 7.4 (4) 松浦沿岸における本調査結果

回答者			市・町						
			唐津市						
重点推進区域の名称			波戸岬海岸	大納所海岸	福浦海岸	善恩寺海岸			
海岸管理者名等			佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県			
海岸の特性				岩礁	岩礁	岩場			
管理区分（所管）			一般公共海岸（波戸岬海岸入口から約100m） 海岸保全区域（河川局610m、波戸岬人工海浜場約250m含む）	一般公共海岸	一般公共海岸	海岸保全区域（農振局）			
海岸の利用状況			玄海国定公園区域内 海水浴場 国民宿舎、海中展望台等 釣り利用	玄海国定公園区域内	玄海国定公園区域内 漁港	玄海国定公園区域内 磯遊び（釣り）等			
重点推進区域のタイプ			A：玄界国定公園内、海水浴場、魚場（釣り） D：周辺国からの漂着物発生	A：玄海国定公園内 D：周辺国からの漂着物発生	A：玄海国定公園内、漁港 D：周辺国からの漂着物発生	A：玄海国定公園内、磯遊び			
重点推進区域の範囲			約1,817m（波戸岬海水浴場西端から波戸岬海中展望塔を超え波戸岬入り口までの海岸線）	約220m（大納所海岸全域）	約660m（福浦海岸全域）	約170m			
海岸漂着物の実態			海岸漂着物の現存量	約15t（人工海浜の平成19年度～平成21年度の平均回収実績） 現存量は50t前後であると推定	約1t（回収実績）	軽トラック約5台/年（回収実績）			
			海岸漂着物の主な種類	可燃系（木切れ、竹切れ等の自然物） ペットボトル、漁網、ロープ、ブイ、ロープ等石油系人工物 ※上記で推計で70%以上を占めている。 ※水系20%程度は、漂着ポリタンク、注射器、薬瓶等の医療系漂着物、ペットボトル等生活系の海外からと思われる漂着物。 不燃系（缶類、ビン類） タイヤ、ガスボンベ、船外機（5m程度）、冷蔵庫等処理困難物も漂着している。	可燃物（木、竹等の自然物） ペットボトル、ブイ、ポリタンク等人工物 ※上記で大半を占める	可燃物（木、竹等の自然物） ペットボトル、ブイ、ポリタンク等人工物 ※上記で大半を占める	可燃物 不燃物 自然物（流木海草等） 生活系 漁業系、漁業を除く事業系 自然系		
			海岸漂着物の主な大きさ	人力での搬出可	人力での搬出可	人力での搬出可	一人で搬出可能		
			扱いに苦慮する漂着物	周辺国の医療系漂着物 タイヤ、ガスボンベ等の産業廃棄物 危険な薬剤の入っている可能性のある漂着ポリタンク ※高圧洗浄リサイクルに係るごみ。	周辺国のポリタンク等	周辺国のポリタンク等	発砲スチロール ポリウレタン（浮き等） ロープ 網類		
			海岸漂着物の将来性	今後発生すると推測 周辺国からの漂着物は増加傾向	今後発生すると推測	今後発生すると推測	今後発生すると推測		
			主な発生原因	台風及び大潮時に漂着 通常の強風時に漂着	台風及び強風時に漂着	台風及び強風時に漂着	現地周辺（ブイ捨て、飛来等）、沖合）から漂着等。		
			発生時期	連年 大風及び大潮時期 冬季風浪時	台風時 冬季風浪時	台風時 冬季風浪時	連年 台風時 冬季風浪時		
			海岸漂着物による被害状況	海水浴場の閉鎖 地域経済活動（観光）の低迷	景観を損ねる	漁業活動への影響 景観を損ねる	自然環境の悪化 景観を損ねる		
当地区における推進の必要性			海浜利用（海水浴）およびそれらに付随する経済活動保護の観点から対策推進が必要	景観保全の観点から対策推進が必要	景観保全の観点から対策推進が必要	自然環境や景観保全の観点から対策推進が必要			
回収・処理対策	回収・処分の実態	GND基金対象海岸		○					
		取組（対策）	①玄海クリーンアップ ②市委託業務（人工海浜場） ③ボランティア（名護屋中学校、NTT労働組合、国民宿舎「波戸岬」、釣りクラブ）	・特になし	・特になし	・ボランティア（年1回）			
		実施主体	①佐賀県豊かな海づくり推進協議会 ②市委託業務（通常時） ③ボランティア（名護屋中学校、NTT労働組合、国民宿舎「波戸岬」、釣りクラブ）			・玄海町役場職員互助会			
		実施主体毎の役割分担	①広報：県、市 収集：市民 運搬：県 処分：市 ②回収～処分：委託業者 ③回収、搬出：ボランティア（国民宿舎は従業員等） 運搬、処分：市			・回収、搬出、運搬：玄海町役場職員互助会 ・処分：唐津市清掃センター等			
		回収方法	①～③人力			・人力			
		回収者	①市民 ②委託業務 ③ボランティア			・玄海町役場職員互助会（約40名）			
		海岸から背後道路へのアクセス	・困難（波戸岬、平均20～30mの人力運搬が必要） ・困難（海岸側、防風林により隔てられている）	・困難（幅員が狭い）	・困難（幅員が狭い）	・有			
		搬出方法	・人力（波戸岬の遊歩道まで） ※運搬等困難な漂着物は焼却			・人力			
		搬出者	①波戸地区住民、海岸付近の住民、市職員 ②委託業者 ③ボランティア（国民宿舎は従業員等）			・玄海町役場職員互助会			
		運搬方法	①バックカー車、軽トラック ②バックカー車、軽トラック ③バックカー車、軽トラック			・軽トラック			
		運搬者	①、③市 ②市（委託業者）			・玄海町役場職員互助会			
		処理方法	①～③焼却処分			・焼却処分 唐津市清掃センター、（財）佐賀県環境グリーン（唐津市鎮西			
		処理者	①～③唐津清掃センター			・唐津市清掃センター ・（財）佐賀県環境グリーン（唐津市鎮西町）			
		対策予算	①不明 ②一部の管理を一括して委託契約しているため委託費詳細不明 ③特になし			・生活環境課で計上 年間100,000円（役場互助会にはない）			
		回収・処理対策	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	①～②特になし ③毎年は期待できず不確定である ③人工海浜付近か100m程度の海岸に限られる	・定期的な回収がない	・定期的な回収がない	・年1回、約1時間30分程度の実施のため、漂着物を完全に除去できない
					対応策	・特になし	・定期的な回収が必要	・定期的な回収が必要	・海岸区域の地区住民の協力を得る
				実施主体について	問題点	①海づくり推進協議会が主体なため漁業関係者のみの実施となっている ②海岸管理者による主体的な実施が望ましい ③毎年は期待できず不確定である（7月頃）	・実施主体がない	・実施主体がない	・ボランティア活動のため、完全な回収は困難
対応策	①漁業者のみならず全体的に実施されることが望ましい ②海岸管理者の主体的な実施を要請する ③毎年は期待できず不確定である（7月頃）				・実施主体の設定が必要	・実施主体の設定が必要	・特になし		
回収について	問題点			①～③特になし	・人力で回収する方法しかないので時間を要する	・人力で回収する方法しかないので時間を要する	・特になし		
	対応策			①～③特になし	・対応困難	・対応困難	・特になし		
搬出について	問題点			①特になし ②海岸管理者による搬出が望ましい ③毎年は期待できない不確定である（7月頃）	・道路は有るが道幅が狭い。（軽トラック程度）	・道路は有るが道幅が狭い。（軽トラック程度）	・特になし		
	対応策			①特になし ②海岸管理者へ要請を行う	・道路整備が望ましいが、管理、財源等の問題によりできない。	・道路整備が望ましいが、管理、財源等の問題によりできない。	・特になし		
運搬方法	問題点			①特になし ②海岸管理者の運搬が望ましい ③毎年は期待できない不確定である（7月頃）	・特になし	・特になし	・特になし		
	対応策			・特になし			・特になし		
処理方法	問題点			①～③海のごみは塩分が多く、唐津市清掃センターはそれに対応していないため、炉が非常に傷む	・特になし	・特になし	・唐津市清掃センターでの処分は一搬廃棄物のみで、産業廃棄物（ポリウレタン等）は処分できない。		
	対応策			①～③処理については海岸ごみ専用の焼却場を作るのが望ましいが、処理量が唐津市清掃センターと比べると少なく、市単独では合理的に行うことができないため難しい。			・産業廃棄物等は唐津市鎮西町の（財）佐賀県環境グリーン（クリーンパークさが）で処分しなければならない。		
対策予算	問題点			①特になし ②市の予算では十分な対応が困難 ③毎年は期待できない不確定	・特になし	・特になし	・生活環境課の予算（100,000円）で対応困難		
	対応策			②管理者による通年の委託ができれば望ましい ③対応策無し			H20年度までは、300,000円予算計上していたが、H21年度から100,000円に減額		
発生抑制対策	現状			推定される排出経路		・木切れ、竹等の自然物：鎮西湾内から漂着 ・ペットボトル、漁網、ロープ等石油系人工物は、国内のものは約70%程度、約30%は周辺国からの漂着	・木切れ、竹等の自然物：は肥前湾内から ・漂着ポリタンク等：海外から由来している	・木切れ、竹等の自然物：は肥前湾内から ・漂着ポリタンク等：海外から由来している	・生活系：陸から投棄、沖合 ・漁業系、漁業を除く事業系、自然系：沖合
				取組（ソフト対策、ハード対策）		・特になし			・海岸の巡視
				実施主体		・特になし			・玄海町職員
		実施主体毎の役割分担		・特になし			・玄海町：回収、運搬		
		対策予算		・特になし			・生活環境課で計上 年間100,000円（役場互助会にはない）		
	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・特になし	・取り組みを行っていないこと。	・取り組みを行っていないこと。	・周辺国の（韓国等）抑制はできない。		
			対応策	・特になし	・市内への排出抑制の広報 ・協議会での韓国や中国への排出抑制の要望	・市内への排出抑制の広報 ・協議会での韓国や中国への排出抑制の要望	・立て札等の設置（陸からの投棄対策）		
		実施主体について	問題点	・特になし	・取り組みを行っている実施主体は無い。	・取り組みを行っている実施主体は無い。	・職員のみ活動は限界がある		
			対応策	・特になし	・市内への排出抑制の広報は市が実施する。 ・海外への排出抑制の要望は協議会→国→周辺国の流れで実施	・市内への排出抑制の広報は市が実施する。 ・海外への排出抑制の要望は協議会→国→周辺国の流れで実施	・各漁協等への協力依頼を行う		
			対策予算	問題点	・特になし	・特に必要ないと考えられる。	・特に必要ないと考えられる。	・予算確保が困難	
対応策	・特になし				・特になし				
基本的な方針			・海洋からの漂着物であり、発生抑制対策は困難であるため、清掃活動を推進できる環境を整備する。	・海洋からの漂着物であり発生抑制対策は困難であるため、清掃活動を推進できる環境を整備する。	・海洋からの漂着物であり発生抑制対策は困難であるため、清掃活動を推進できる環境を整備する。	・当面は、役場でのボランティア清掃を継続していく。			
その他、要望、意見			・基本国内の漂着物であるが海外からの漂着物も多い。 国内のものについては、発生源が不明である。また、海外のごみについては、中国、韓国ものが多いが、文字等が不鮮明であったりして区分不能なものも多い。 ・清掃委託を行う場合は人力になるので、安価な労働力で地元を知り尽くしているシルバー人材センター等に委託する方が、最も安価で効率的に回収が行うことが期待できる。	・地元住民に回収作業をお願いするなら、回収や搬出の困難性を考慮するとすべてボランティアとはできないのではないか。ある程度は委託料が必要ではないか	・岩礁地帯であり回収の困難性を考慮すると、地元の協力を得て行う方向であるとしても、委託料が必要ではないかと考えられる。	対応策とありますが、管理が町ではないことから、抑制、回収、運搬、処分に係る経費の確保が困難で、具体的な対策はしていないのが実情です。			

表－ 7.4(5) 松浦沿岸における本調査結果

回答者			市・町				伊万
重点推進区域の名称			玄海町		杵形海岸 (注：海岸保全施設の一覧表では、地区名は大字新田となっ ている。)		伊万
重点推進区域の名称			浜野浦海岸	大園海岸	杵形海岸 (注：海岸保全施設の一覧表では、地区名は大字新田となっ ている。)	多々良海岸	
海岸管理者名等			佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	
海岸の特性			砂浜 磯浜	砂浜 磯浜	砂浜 磯浜	砂浜 岩礁	
管理区分（所管）			一般公共海岸	一般公共海岸	海岸保全区域（農振局）	一般公共海岸	
海岸の利用状況			玄海国定公園区域内 海水浴及びキャンプ利用 漁場	玄海国定公園区域内 漁場	玄海国定公園区域内 商業施設(釣り堀) 船舶の停泊 漁場		
重点推進区域のタイプ			A：玄海国定公園内、海水浴場、漁場	A：玄海国定公園内、漁場	A：玄海国定公園内、釣り堀		
重点推進区域の範囲			約200m	約100m	約550m	約1,500m	
海岸漂着物の実態	海岸漂着物の現存量	軽トラック約4台/年(回収実績)		軽トラック約3台/年(回収実績)	軽トラック約2台/年(回収実績)	この場所のみのデータはない。	
	海岸漂着物の主な種類	可燃物 不燃物 自然物（流木海藻等） 生活系 漁業系、漁業を除く事業系 自然系		可燃物 不燃物 自然物（流木海藻等） 生活系 漁業系、漁業を除く事業系 自然系	可燃物 不燃物 自然物（流木海藻等） 生活系 漁業系、漁業を除く事業系 自然系	可燃物 不燃物（ポリ捨てゴミ） 自然物（流木海藻など）	
	海岸漂着物の主な大きさ	一人で搬出可能		一人で搬出可能	一人で搬出可能	人力での搬出可、機械不要	
	扱いに苦慮する漂着物	発砲スチロール ポリウレタン（浮き等） ロープ 網類		発砲スチロール ポリウレタン（浮き等） ロープ 網類	発砲スチロール ポリウレタン（浮き等） ロープ 網類	大きな流木等	
	海岸漂着物の将来性	今後も発生すると推測		今後も発生すると推測	今後も発生すると推測	今後も発生すると推測	
	主な発生原因	現地周辺（ポリ捨て、飛来等）、沖合）から漂着等。		沖合（海外、他県等）から漂着等	現地周辺（ポリ捨て、飛来等）、沖合）から漂着等。	沖合から漂着	
	発生時期	通年 台風時 冬季風浪時		通年 台風時 冬季風浪時（濃霧が特に多い）	通年 台風時 冬季風浪時	通年	
	海岸漂着物による被害状況	自然環境の悪化 景観を損ねる		自然環境の悪化 景観を損ねる	漁業活動への影響 景観を損ねる	稀少生物(カブトガニ)への影響 景観を損ねる	
	当地区における推進の必要性			自然環境や景観保全の観点から対策推進が必要	自然環境や景観保全の観点から対策推進が必要	自然環境や景観保全の観点から対策推進が必要	稀少生物(カブトガニ)の生態系保全の観点から対策推進が必要
回収・処理対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸					
		取組（対策）	・ ボランティア(年1回)	・ ボランティア(年1回)	・ ボランティア(年1回)	・ ボランティア(伊万里湾沿岸清掃、年に1度(海の日))	
		実施主体	・ 玄海町役場職員互助会	・ 玄海町役場職員互助会	・ 玄海町役場職員互助会	・ 伊万里市役所環境課リサイクル推進係(市・事業所・市民によるボランティア)	
		実施主体毎の役割分担	・ 回収、搬出、運搬：玄海町役場職員互助会 ・ 処分：唐津市清掃センター等	・ 回収、搬出、運搬：玄海町役場職員互助会 ・ 処分：唐津市清掃センター等	・ 回収、搬出、運搬：玄海町役場職員互助会 ・ 処分：唐津市清掃センター等	漂着物の搬去。	
		回収方法	・ 人力	・ 人力	・ 人力	・ 人力	
		回収者	・ 玄海町役場職員互助会(約40名)	・ 玄海町役場職員互助会(約40名)	・ 玄海町役場職員互助会(約30名)	・ 清掃活動参加者	
		海岸から背後道路へのアクセス	・ 有	・ 有	・ 有	・ 有(サイクリングロード)	
		搬出方法	・ 人力	・ 軽トラック	・ 人力	・ 人力	
		搬出者	・ 玄海町役場職員互助会	・ 玄海町役場職員互助会	・ 玄海町役場職員互助会	・ 参加者（伊万里市全体で約450名）	
		運搬方法	・ 軽トラック	・ 軽トラック	・ 軽トラック	・ トラック ・ 一部船舶	
		運搬者	・ 玄海町役場職員互助会	・ 玄海町役場職員互助会	・ 玄海町役場職員互助会	・ 市職員 ・ 事業所従業員 ・ 市民	
		処理方法	・ 焼却処分 (唐津市清掃センター、(財)佐賀県環境グリーン(唐津市鎮西	・ 焼却処分 (唐津市清掃センター、(財)佐賀県環境グリーン(唐津市鎮西	・ 焼却処分 (唐津市清掃センター、(財)佐賀県環境グリーン(唐津市鎮西	・ 伊万里市環境センター	
		処理者	・ 唐津市清掃センター ・ (財)佐賀県環境グリーン(唐津市鎮西町)	・ 唐津市清掃センター ・ (財)佐賀県環境グリーン(唐津市鎮西町)	・ 唐津市清掃センター ・ (財)佐賀県環境グリーン(唐津市鎮西町)	・ 市職員 ・ 事業所従業員 ・ 市民	
		対策予算	・ 生活環境課で計上 年間100,000円(役場互助会にはない)	・ 生活環境課で計上 年間100,000円(役場互助会にはない)	・ 生活環境課で計上 年間100,000円(役場互助会にはない)	・ 特になし	
回収・処理対策	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・ 年1回、約1時間30分程度の実施のため、漂着物を完全に除去できない	・ 年1回、約1時間30分程度の実施のため、漂着物を完全に除去できない	・ 年1回、約1時間30分程度の実施のため、漂着物を完全に除去できない	・ 市民ボランティアに依頼しており、大きな漂着物の搬去が困難
			対応策	・ 海岸区域の地区住民の協力を得る	・ 海岸区域の地区住民の協力を得る	・ 海岸区域の地区住民の協力を得る	・ 機械などでの対応が必要
		実施主体について	問題点	・ ボランティア活動のため、完全な回収は困難	・ ボランティア活動のため、完全な回収は困難	・ ボランティア活動のため、完全な回収は困難	市民ボランティアのみでは完全な回収は困難
			対応策	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	
		回収について	問題点	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	大きな漂着物への対応ができない。
			対応策	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	
		搬出について	問題点	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	大きな漂着物への対応ができない。
			対応策	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	
		運搬方法	問題点	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	搬出機器が必要。
			対応策	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし	
		処理方法	問題点	・ 唐津市清掃センターでの処分は一搬廃棄物のみで、産業廃棄物(ポリウレタン等)は処分できない	・ 唐津市清掃センターでの処分は一搬廃棄物のみで、産業廃棄物(ポリウレタン等)は処分できない	・ 唐津市清掃センターでの処分は一搬廃棄物のみで、産業廃棄物(ポリウレタン等)は処分できない	処理機器が必要。
			対応策	・ 産業廃棄物等は唐津市鎮西町の(財)佐賀県環境グリーン(クリーンパークさが)で処分しなければならない。	・ 産業廃棄物等は唐津市鎮西町の(財)佐賀県環境グリーン(クリーンパークさが)で処分しなければならない。	・ 産業廃棄物等は唐津市鎮西町の(財)佐賀県環境グリーン(クリーンパークさが)で処分しなければならない。	
		対策予算	問題点	・ 生活環境課の予算(100,000円)で対応困難	・ 生活環境課の予算(100,000円)で対応困難	・ 生活環境課の予算(100,000円)で対応困難	・ 予算がない
			対応策	H20年度までは、300,000円予算計上していたが、H21年度から100,000円に減額	H20年度までは、300,000円予算計上していたが、H21年度から100,000円に減額	H20年度までは、300,000円予算計上していたが、H21年度から100,000円に減額	
発生抑制対策	現状	推定される排出経路		・ 生活系：陸から投棄、沖合 ・ 漁業系、漁業を除く事業系、自然系：沖合	・ 生活系：陸から投棄、沖合 ・ 漁業系、漁業を除く事業系、自然系：沖合	・ 生活系：陸から投棄、沖合 ・ 漁業系、漁業を除く事業系、自然系：沖合	・ 近辺流域利用者：ポリ捨て等 ・ 自然系：漂着
		取組（ソフト対策、ハード対策）	・ 海岸の監視		・ 海岸の監視	・ 海岸の監視	・ 年に1度(海の日)、「伊万里湾沿岸清掃」として市・事業所・市民によるボランティア清掃活動を実施
		実施主体	・ 玄海町職員		・ 玄海町職員	・ 玄海町職員	・ 伊万里市役所環境課リサイクル推進係
		実施主体毎の役割分担	・ 玄海町：回収、運搬		・ 玄海町：回収、運搬	・ 玄海町：回収、運搬	
		対策予算	・ 生活環境課で計上 年間100,000円(役場互助会にはない)		・ 生活環境課で計上 年間100,000円(役場互助会にはない)	・ 生活環境課で計上 年間100,000円(役場互助会にはない)	・ 特になし
	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・ 周辺国の(韓国等)抑制はできない。	・ 周辺国の(韓国等)抑制はできない。	・ 周辺国の(韓国等)抑制はできない。	・ 発生を抑制する方法がない。
			対応策	・ 立て札等の設置(陸からの投棄対策)	・ 立て札等の設置(陸からの投棄対策)	・ 立て札等の設置(陸からの投棄対策)	
		実施主体について	問題点	・ 職員のみ活動は限界がある	・ 職員のみ活動は限界がある	・ 職員のみ活動は限界がある	
			対応策	・ 各漁協等への協力依頼を行う	・ 各漁協等への協力依頼を行う	・ 各漁協等への協力依頼を行う	
		対策予算	問題点	・ 予算確保が困難	・ 予算確保が困難	・ 予算確保が困難	
対応策	・ 特になし	・ 特になし	・ 特になし				
基本的な方針			・ 当面は、役場でのボランティア清掃を継続していく。	・ 当面は、役場でのボランティア清掃を継続していく。	・ 当面は、役場でのボランティア清掃を継続していく。	・ 伊万里湾沿岸清掃による環境保全活動の継続などを行う	
その他、要望、意見			対応策とありますが、管理が町ではないことから、抑制、回収、運搬、処分に係る経費の確保が困難で、具体的な対策はしていないのが実情です。	対応策とありますが、管理が町ではないことから、抑制、回収、運搬、処分に係る経費の確保が困難で、具体的な対策はしていないのが実情です。	対応策とありますが、管理が町ではないことから、抑制、回収、運搬、処分に係る経費の確保が困難で、具体的な対策はしていないのが実情です。	・ 特になし	

表－ 7.4(6) 松浦沿岸における本調査結果

回答者			市・町 伊万里市	
重点推進区域の名称			旧波瀬漁港海岸	
海岸管理者名等			佐賀県	
海岸の特性			砂浜 岩礁	
管理区分（所管）			一般公共海岸	
海岸の利用状況				
重点推進区域のタイプ			B：天然記念物(カブトガニ産卵地域)	
重点推進区域の範囲			約300m	
海岸漂着物の実態	海岸漂着物の現存量		この場所のみのデータはない。	
	海岸漂着物の主な種類		可燃物 不燃物（ポイ捨てゴミ） 自然物（流木海藻など）	
	海岸漂着物の主な大きさ		人力での搬出可、機械不要	
	扱いに苦慮する漂着物		大きな流木等	
	海岸漂着物の将来性		今後も発生すると推測	
	主な発生原因		沖合から漂着	
	発生時期		通年	
	海岸漂着物による被害状況		稀少生物(カブトガニ)への影響 景観を損ねる	
当地区における推進の必要性			稀少生物(カブトガニ)の生態系保全の観点から対策推進が必要	
回収 処理 対策	回収、処分の実態	GND基金対象海岸		
		取組（対策）		・ボランティア(伊万里湾岸清掃,年に1度(海の日))
		実施主体		・伊万里市役所環境課リサイクル推進係(市・事業所・市民によるボランティア)
		実施主体毎の役割分担		漂着物の搬去。
		回収方法		・人力
		回収者		・清掃活動参加者
		海岸から背後道路へのアクセス		・有
		搬出方法		・人力
		搬出者		・参加者（伊万里市全体で約450名）
		運搬方法		・トラック ・一部船舶
		運搬者		・市職員 ・事業所従業員 ・市民
		処理方法		・伊万里市環境センター
		処理者		・伊万里市
		対策予算		・特になし
回収・ 処理 対策	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・市民ボランティアに依頼しており、大きな漂着物の搬去が困難
			対応策	・機械などでの対応が必要
		実施主体について	問題点	市民ボランティアのみでは完全な回収は困難
			対応策	
		回収について	問題点	大きな漂着物への対応ができない。
			対応策	
		搬出について	問題点	大きな漂着物への対応ができない。
			対応策	
		運搬方法	問題点	搬出機器が必要。
			対応策	
		処理方法	問題点	処理機器が必要。
			対応策	
		対策予算	問題点	・予算がない
			対応策	
発生 抑制 対策	現状	推定される 排出経路		・近辺海域利用者：ポイ捨て等 ・自然系：漂着
		取組（ソフト対策、ハード対策）		・年に1度(海の日)、「伊万里湾岸清掃」として市・事業所・市民によるボランティア清掃活動を実施
		実施主体		・伊万里市役所環境課リサイクル推進係
		実施主体毎の役割分担		
		対策予算		・特になし
	問題点と考えられる対応策	取組（対策）	問題点	・発生を抑制する方法がない。
			対応策	
		実施主体について	問題点	
対応策				
対策予算	問題点			
	対応策			
基本的な方針			・伊万里湾岸清掃による環境保全活動の継続などを行う	
その他、要望、意見			・特になし	

7.2 政府の取組、関係法令

7.2.1 政府の取組

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害等の深刻化が指摘されたため、平成 18 年 2 月に構造改革特別区域推進本部により「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」が決定され、これを受けて、漂流・漂着ごみに関するより実効的な対策を検討する体制の確立を図るための「漂流・漂着ごみ対策に関する関係省庁会議」（以下、「対策会議」という）が平成 18 年 4 月に関係省庁の局長級の参加により設置された。対策会議は平成 18 年度末までに 4 回開催され、平成 18 年 10 月には、地方公共団体との情報交換を行うため「漂流・漂着ごみ対策連絡調整会議」が開催された。

また、平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）により、海岸漂着物対策への様々な取組が始まった。

海岸漂着物処理推進法に基づき、平成 21 年 9 月 7 日に、関係行政機関（内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省）が海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、海岸漂着物対策推進会議（以下、「推進会議」という）が設置された（事務局、環境省）。対策会議での決定事項は推進会議で引き継がれることとなった。また、この推進会議に進言する専門家による海岸漂着物対策専門家会議（以下、「専門家会議」という）が平成 21 年 9 月 18 日に設置された（事務局、環境省）。

推進会議や専門家会議で説明された平成 22 年度の各省庁の取組を表 7.5 に示す。

海岸漂着物の現在の状況を把握する取組には気象庁が取り組んでおり、気象庁は主に日本周辺及び北西太平洋における浮遊プラスチック等の海上漂流物の現状を目視観察での把握に努めている。

漂着ごみの発生を抑制する取組として、国内及び国際的な協力による取組が行われている。国内の取組として、森林（林野庁）、河川（国土交通省）、漁場（水産庁）等の発生源でそれぞれから発生する漂流・漂着物の発生抑制への取組、閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海）における漂流ごみへの取組（国土交通省）、漂流・漂着ごみで多くの割合を占める容器包装廃棄物の排出抑制への取組（環境省、経済産業省、農林水産省）、漂流・漂着ごみの効果的な回収を目的としたごみの集まる位置を予測する技術（海洋短波レーダーの活用等）への取組（国土交通省）、漂着ごみの発生を抑制する根本の部分である各種の啓発活動（海上保安庁、文部科学省、環境省）が実施されている。国際的な協力による取組としては、日本、中国、韓国、ロシアが参加している北西太平洋地域行動計画（NOWPAP）の枠組みの中で、海岸における漂流・漂着ごみの実態調査及び収集活動を普及啓発活動とともに実施している（外

務省)。

実際に海岸漂着物による被害が発生しており、対策が急がれている地域へは、国からの財政支援(国土交通省、農林水産省、環境省、内閣府)、国による調査(海上保安庁、環境省)、漂着ごみの処理技術等の開発(環境省)が実施されている。

表ー 7.5 関係機関の漂流・漂着ごみへの取組内容(平成 22 年度)

分類			取組	実施機関	対象エリア	内容	
状況の把握			日本周辺及び北太平洋の浮遊プラスチック類の監視	気象庁	外洋 沿岸海域	日本周辺及び北西太平洋の観測定線において浮遊プラスチック等海上漂流物の目視観察を実施。	
国際的な対応も含めた発生抑制の取組	国内での発生抑制の取組	森林での取組	災害に強い森林づくりの推進	林野庁	その他(流域山間部)	公益的機能の確保が必要な保安林において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備を推進し、山腹崩壊等の山地災害を防止すること等によって、流木の発生の低減を図る。	
		河川での取組	河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組	国土交通省	その他(流域等)	河川巡視による早期発見・対応、河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施に加えて、河川におけるゴミ・流木対策の取り組みを実施するため、連携体制の強化、啓発活動の推進、河川管理の強化に取り組む。	
		漁場等での取組	水域環境保全創造事業	水産庁	沿岸海域 沿岸部	資源生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効率的に推進するための漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策の推進を図ることを目的として、堆積物の除去等を行う。	
			漁場漂流・漂着物対策促進事業	水産庁	沿岸海域 沿岸部	漂流・漂着物の発生源対策として、漁業軽視材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中の漂流物回収に対する支援を行う。	
		漂流ごみへの取組	閉鎖性海域における漂流ゴミや油の回収	国土交通省	沿岸海域	船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海(港湾区域・漁港区域を除く)において、海面に浮遊する流木等のゴミや船舶等から排出した油の回収及び環境調査等を実施。	
		事業者による容器包装廃棄物の排出抑制	容器包装リサイクルの円滑な推進	環境省 経済産業省 農林水産省	外洋 沿岸海域 沿岸部 その他(事業者)	国内において、事業者による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられるため、容器包装リサイクル法を適切に施行し、同法に基づき、排出抑制を促進する。	
		モニタリングの技術開発	漂流ゴミ予測システムの技術開発	国土交通省	外洋 沿岸海域	効果的なゴミ回収を目的に、海洋短波レーダーによって観測された海洋表層流況を活用し、ゴミの集まる位置を予測する技術開発を推進する。	
		普及啓発	一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査	海上保安庁	沿岸部	一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動を自治体、ボランティア等と連携して実施。	
			環境教育の推進	文部科学省	沿岸部 その他(学校教育)	国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供を行う。	
			不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進	環境省	沿岸部 その他(流域等)	廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携のもと、総合的な施策を実施し、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を推進する。	
		国際的な取組	海洋漂着ゴミ対策提出金	外務省	外洋 沿岸海域 沿岸部	我が国、中国、韓国、ロシアが参加する北西太平洋地域行動計画(NOWPAP)の枠組みにおいて、漂流・漂着ゴミの海岸での実態調査及び収集活動(国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC:International Coastal Cleanup))事業を普及啓発活動とともに実施。	
		被害が著しい地域への対策	地方公共団体等の対策に対する財政支援等	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	国土交通省 農林水産省	沿岸部	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に実施する流木及びゴミ等の処理に対し支援を行う。
				災害等廃棄物処理事業費補助金	環境省	沿岸部	災害に起因または災害に起因しないが海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したゴミを市町村が収集、運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援する。
				廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金)	環境省	沿岸部	市町村が漂着ゴミを含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援する。
沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備	内閣府			沿岸部	離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行う。		
地域グリーンニューディール基金	環境省			沿岸部	海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、地方公共団体等が実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策等の取組に対する支援を行う。		
国による調査・事業	大規模漂着状況の原因調査		海上保安庁	沿岸部	同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施。		
	海岸漂着物処理推進経費		環境省	沿岸部	都道府県の区域間の海岸漂着物の流出状況に関する調査・検討、地域において極めて処理が困難な海岸漂着物の処理に関する調査・検討など法の施行に必要な調査・検討を行う。また、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門会議を設置し、開催運営を行う。		
	医療系廃棄物及び廃ポリタンクの漂着状況の調査		環境省	沿岸部	医療系廃棄物及び廃ポリタンクの漂着の認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努める。		
	漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査		環境省	沿岸部	モデル地域において、漂流・漂着ゴミに関する各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。		
	漂着ゴミ発生状況・原因究明調査		環境省	沿岸部	漂着ゴミの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリング、代表的な地域における主要漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査、我が国から流出するゴミの状況把握調査を行う。		
	グリーンワーカー事業		環境省	沿岸部	国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然環境等を熟知した地元の住民や団体等を雇用して、野生動植物の保護・保全、外来種対策、登山道等の施設の維持管理等の事業を実施。その中で国立公園等の自然海岸等において、海岸漂着ゴミの回収等を含む清掃事業を実施。		
技術開発	循環型社会形成推進科学研究費補助金		環境省	沿岸部 その他(処分等)	競争的資金を活用し、重点テーマとして漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行う。		
	海中ゴミ等の陸上における処理システムの検討		環境省	沿岸部(海中) その他(処分等)	NPO等の民間団体が海中ごみ等を清掃・回収した後の陸上における合理的な処理システムの確立に向けて総合的な検討を行う。		

7.2.2 漂流・漂着ごみの回収処理等に関連する現行法制度

(1) 漂流ごみに係る現行法制度

現行法制度としては、港湾法(港湾区域)、漁港法(漁港区域)、国土交通省設置法(港湾・漁港区域外の区域)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下、「海防法」という)がある。

港湾区域においては、港務局が港湾区域及び港務局が管理する港湾施設を良好な状態に維持することと定められている(港湾法第12条)。

漁港区域においては、漁港管理者が漁港管理規定を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うことと定められている(漁港法26条)。

港湾区域や漁港区域を除いた区域においては、国土交通省が海洋の汚染の防除業務を行うこととなっている(国土交通省設置法第4条)。

また、港湾局所管の海洋環境整備事業のごみ・油回収事業は、海防法の「海洋の汚染の防除業務」にあたるが、海上保安庁は、船舶交通の障害の除去・海洋の汚染及び海上災害の防止を任務としており、大量流木・大量油等が発生した場合は、海上保安庁からの要請を受け港湾局は能力の範囲内で協力することとなっている。

(2) 漂着ごみに係る現行法制度

現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)、海岸法がある。

海岸に漂着したごみについて、土地または建物の占有者がその土地または建物の清潔を保つように努めなければならない(廃棄物処理法第5条第1項)、と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」(廃棄物処理法第5条第1項)となっているため、管理者(海岸管理者)である都道府県等が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸法において、海岸管理は都道府県等の海岸管理者が行うものとされており(海岸法第5条等)、さらに海岸の日常の管理に関する事務は自治事務と整理される(海岸法第40条の4)ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。

7.3 協議会設置要綱

佐賀県海岸漂着物対策推進協議会 設置要綱

(目的)

第1条 近年、海岸において、河川や農業用水路から流出した流木や藁、プラスチック等のごみの大量漂着や、海外からと思われる医療系廃棄物の漂着、あるいはごみの不法投棄が発生しており、これらは、堤防、排水樋門などの海岸保全施設の機能低下の原因のみならず、水産業や観光産業あるいは生物の多様性の確保など、生活環境や自然環境に対して悪影響を及ぼしている。

このため、海岸域のごみ対策に係る諸課題への対応を協議し、各種対策の推進等による海岸漂着のごみの円滑な処理及び発生の抑制を図ることにより、良好な海岸環境及び海岸景観を保全することを目的に、「佐賀県海岸漂着物対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 佐賀県における海岸漂着物対策を推進するための地域計画の策定及び進行管理
- (2) 海岸漂着物の発生抑制及び海岸漂着物の処理に関する効果的な対策の立案及び実践
- (3) 海岸漂着物対策の推進に関する情報の収集と発信及び会員間における情報交換
- (4) その他、目的の達成に必要な業務

(組織)

第3条 協議会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 協議会の会長は、佐賀県県土整備部理事又は副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、必要に応じ、組織の構成員を追加することができる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じ会議を招集し、議長は会長が決める。

- 2 会長は、会員のほか必要に応じ、関係する職員を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 協議会には幹事会を置き、幹事をもって構成する。

2 幹事は各会員が指名する者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事会は幹事長が招集する。

5 幹事会は、幹事長が議長となり、会議に付議すべき事項等について協議する。

(地域部会)

第6条 協議会には、有明海沿岸地域部会及び松浦沿岸地域部会を置く。なお、各地域部会は別表に掲げる者をもって構成し、その長は、部会員の互選によりこれを定める。また、地域部会の長は必要に応じ、構成員を追加することができる。

2 地域部会は部会長が招集するものとし、部会長は会議の議長を務める。

3 地域部会は、関係沿岸地域における地域計画の策定作業及び事業実施にかかる諸調査、取りまとめを行う。

4 地域部会の事務を処理するため、各部会にそれぞれ事務局を設置することとし、有明海沿岸地域部会は佐賀中部農林事務所、松浦沿岸地域部会は唐津土木事務所を事務局とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、佐賀県県土整備部河川砂防課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。なお、本要綱の施行に伴い、海岸域ごみ対策連絡協議会設置要綱（平成18年10月16日付け施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月3日から施行する。

別表1

佐賀県海岸漂着物対策推進協議会 会員一覧

区 分	職 名
会 長	佐賀県県土整備部理事又は副部長
会 員	佐賀県地域交流部港湾課長
〃	佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長
〃	佐賀県県民環境部循環型社会推進課長
〃	佐賀県農林水産部農地整備課長
〃	佐賀県農林水産部森林整備課長
〃	佐賀県農林水産部水産課長
〃	佐賀県県土整備部河川砂防課長
〃	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所管理課長
〃	国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所管理課長
〃	国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所管理課長
〃	独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所筑後大堰管理所長
〃	佐賀県有明海漁業協同組合専務理事
〃	佐賀玄海漁業協同組合専務理事
〃	5漁協連合協議会代表
〃	佐賀市環境政策課長
〃	唐津市環境課長
〃	伊万里市環境政策課長
〃	鹿島市農林水産課長
〃	小城市農林水産課長
〃	玄海町生活環境課長
〃	白石町農村整備課長
〃	太良町農林水産課長
〃	有明海沿岸地域部会長
〃	松浦沿岸地域部会長

別表 2

佐賀県海岸漂着物対策推進協議会 有明海沿岸地域部会 会員一覧

区 分	職 名
部会員	佐賀市環境政策課長
〃	鹿島市農林水産課長
〃	小城市農林水産課長
〃	白石町農村整備課長
〃	太良町農林水産課長
〃	佐賀中部農林事務所総務課長
〃	杵藤農林事務所総務課長
〃	佐賀土木事務所管理課長
〃	杵藤土木事務所管理課長
〃	佐賀県有明海漁業協同組合専務理事

別表 3

佐賀県海岸漂着物対策推進協議会 松浦沿岸地域部会 会員一覧

区 分	職 名
部会員	唐津市環境課長
〃	伊万里市環境政策課長
〃	玄海町生活環境課長
〃	唐津農林事務所総務課長
〃	伊万里農林事務所総務課長
〃	唐津土木事務所管理課長
〃	伊万里土木事務所港湾課長
〃	佐賀玄海漁業協同組合専務理事
〃	5 漁協連合協議会代表

《参考文献》

- ・ 佐賀県 HP (さが統計情報館)

URL: <https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/default.html>

- ・ 日本全国沿岸海洋誌, 日本海洋学会編, 東海大学出版会, 1985 年
- ・ 有明海沿岸海岸基本計画, 平成 17 年 9 月, 熊本県・福岡県・佐賀県・長崎県
- ・ 松浦沿岸海岸基本計画, 平成 17 年 10 月, 佐賀県・長崎県